

都道府県民共済グループの現況

(2024.4.1～2025.3.31)

約 束 に、ま っ す ぐ。

都道府県民共済

県民共済 都民共済 府民共済 道民共済 全国共済

全国生活協同組合連合会



目 次

I. 組合の概況および組織に関する事項

1. 全国生協連の組織概要	1 頁
(1) 組織の名称	
(2) 設立（認可）	
(3) 所在地	
(4) 準拠法	
(5) 出資金	
(6) 会員数	
(7) 役員	
(8) 職員の在籍状況	
(9) 組織図	
(10) 事業内容	
(11) 総会の開催状況	
2. 社会貢献活動への取組状況	3 頁
3. 沿革	6 頁
(1) 全国生協連のあゆみ	
(2) 共済事業の都道府県別開始年月	

II. 組合の主要な業務の内容

1. 主要な事業の内容	8 頁
2. 運営方針	8 頁
3. 共済事業（共済の種類）	10 頁

III. 組合の主要な業務に関する事項

1. 事業の概況	23 頁
(1) 主要な事業活動の内容（総括）	
(2) 共済事業の概況	
(3) 財産および損益の状況	
(4) 共済事業の種類別の実績	
(5) 共済事業の開発状況	
2. 事業の状況を示す指標	40 頁
(1) 主要な業務の状況を示す指標（直近5事業年度）	
(2) 全国生協連および子法人の 主要な業務の状況を示す指標（直近5連結事業年度）	
(3) 主要な業務の状況および共済契約に関する指標	
(4) 経理に関する指標	
(5) 資産運用に関する指標	
(6) その他の指標	

IV. 組合の業務の運営に関する事項

1. 内部統制システムについて	58 頁
(1) 内部統制システム	
(2) PDCAサイクル	
2. リスク管理について	63 頁
(1) リスク管理の基本的な考え方	
(2) 共済引受リスクへの対応について	
(3) 再共済（再保険）について	
(4) 資産運用リスクへの対応について	
(5) オペレーショナル・リスクへの対応について	
(6) 情報セキュリティへの対応について	
(7) 統合的リスク管理の導入に向けた対応について	

3. コンプライアンス態勢について	7 1 頁
(1) コンプライアンスに関する基本認識	
(2) コンプライアンスに関する基本方針	
(3) 反社会的勢力に対する対応	
(4) コンプライアンス計画	
(5) 組織体制	
(6) 内部通報制度	
(7) コンプライアンス教育・研修	
4. 個人情報および特定個人情報等の取り扱いについて	7 6 頁
(1) 個人情報の取り扱い	
(2) 特定個人情報等の取り扱い	
5. 普及推進について	8 1 頁
(1) 普及推進に関する基本方針	
(2) 共済募集管理に関する基本方針	
6. 「ご加入者の声」を大切にした業務改善への取り組み	8 3 頁
7. カスタマーハラスメントに対する対応	8 5 頁
8. 情報発信とご加入者サービス	8 7 頁
(1) 情報開示について	
(2) 情報誌について	
(3) ホームページについて	
(4) インターネット新規加入申込手続について	
(5) 「ご加入者用マイページ」について	
(6) 暮らしに役立つ情報サイトについて	
(7) 個人賠償責任保険（日本国内示談交渉サービス付）の提供について	
9. 大規模自然災害等への対応について	8 9 頁
(1) 過年度に発生した主な大規模自然災害等に係る共済金の支払状況	
(2) 大規模自然災害等を見据えた今後の主な課題について	

V. 子法人の状況に関する事項

1. 主要な事業の内容および組織の構成	9 1 頁
(1) 主要な事業の内容	
(2) 組織の構成	
2. 子法人の概況	9 1 頁
(1) 子法人の概要	
(2) 子法人の決算概況	

VI. 財産の状況に関する事項

1. 貸借対照表	9 2 頁
2. 損益計算書	9 4 頁
3. 剰余金処分計算書	9 6 頁
4. 決算関係書類の注記	9 6 頁
5. 連結貸借対照表	1 1 1 頁
6. 連結損益計算書	1 1 2 頁
7. 連結純資産変動計算書	1 1 3 頁
8. 重要事象等について（子法人を含む）	1 1 4 頁
9. 監査報告	1 1 5 頁
(1) 独立監査人の監査報告書	
(2) 監査報告書	
10. リスク管理債権（貸付金）の状況	1 2 1 頁
11. 債務者区分による債権の状況	1 2 1 頁
12. 有価証券の時価情報	1 2 3 頁

I. 組合の概況および組織に関する事項

全国生活協同組合連合会(略称：全国生協連)は、消費生活協同組合法(生協法)に準拠し、厚生大臣(現厚生労働大臣)の認可を受けて設立された生活協同組合法人です。

入院や死亡など幅広いリスクに備える「生命共済」をはじめ、「傷害保障型共済」や「新型火災共済」などの共済事業を展開しています。

共済事業の推進にあたり全国生協連は会員生協の活動を支援し、その組合員の生活の安定と向上を図ることを目的として事業を行っています。

1. 全国生協連の組織概要

- (1) 組織の名称 全国生活協同組合連合会(略称：全国生協連)
- (2) 設立(認可) 1971年12月9日
- (3) 所在地 埼玉県さいたま市大宮区大門町二丁目118番地 大宮門街SQUARE
- (4) 準拠法 消費生活協同組合法(生協法)に基づく法人(厚生労働大臣認可)
- (5) 出資金 2,829億2,997万円(出資口数：28,292,997口)
※2025年3月末現在
- (6) 会員数 51生協(内、共済代理店数：48生協)
※2025年7月末現在(巻末の「会員生協一覧」を参照)
- (7) 役員 4頁参照
- (8) 職員の在籍状況

	2023年度 期末在籍数	2024年度			
		期末在籍数	採用数	平均年齢	平均勤続年数
常勤職員	202	203	11	42.8	14.7
男性	117	116	5	46.3	18.7
女性	85	87	6	38.0	9.3
常勤嘱託職員	15	13	2	—	—

- (9) 組織図 5頁参照
- (10) 事業内容 ・生命共済、傷害保障型共済および新型火災共済などの共済事業
・その他(会員への指導・連絡・調整・教育等)

(11) 総会の開催状況

①第98回通常総会(2024年6月25日開催)

以下の議案について、報告通り了承および原案通り可決承認されました。

《報告事項》

2023年度監査報告および決算報告の件

《決議事項》

第1号議案 2023年度事業報告に関する件

第2号議案 剰余金処分案に関する件

第3号議案 2024年度事業計画および収支予算案に関する件

第4号議案 役員(理事25名・監事5名)の選任に関する件

第5号議案 役員報酬総額最高限度に関する件

②第99回臨時総会(2024年12月18日開催)

以下の議案について、原案通り可決承認されました。

《決議事項》

第1号議案 定款の一部変更に関する件

第2号議案 生命共済事業規約の一部変更に関する件

2. 社会貢献活動への取組状況

2024年度の寄付を次のとおり実施しました。

公益財団法人	日本障害者リハビリテーション協会	750万円
公益財団法人	日本パラスポーツ協会	750万円
NPO法人	日本セルフセンター	450万円
公益財団法人	日本チャリティ協会	350万円
学校法人	日本社会事業大学	300万円
公益財団法人	テクノエイド協会	300万円
社会福祉法人	日本視覚障害者団体連合	300万円
社会福祉法人	日本盲人福祉委員会	300万円
社会福祉法人	日本介助犬協会	300万円
NPO法人	日本障害者フライングディスク連盟	300万円
一般財団法人	全日本ろうあ連盟	250万円
公益社団法人	虹の会	250万円
社会福祉法人	日本点字図書館	200万円
社会福祉法人	全国盲ろう者協会	200万円
社会福祉法人	浴風会	200万円
一般社団法人	日本介護支援専門員協会	200万円
社会福祉法人	視覚障害者支援総合センター	150万円
一般社団法人	日本福祉用具供給協会	150万円
社会福祉法人	中央共同募金会	100万円
NPO法人	地域共生政策自治体連携機構	100万円
一般社団法人	全国福祉用具専門相談員協会	100万円
合 計	21団体	6,000万円

《 役 員 》

①理事・監事

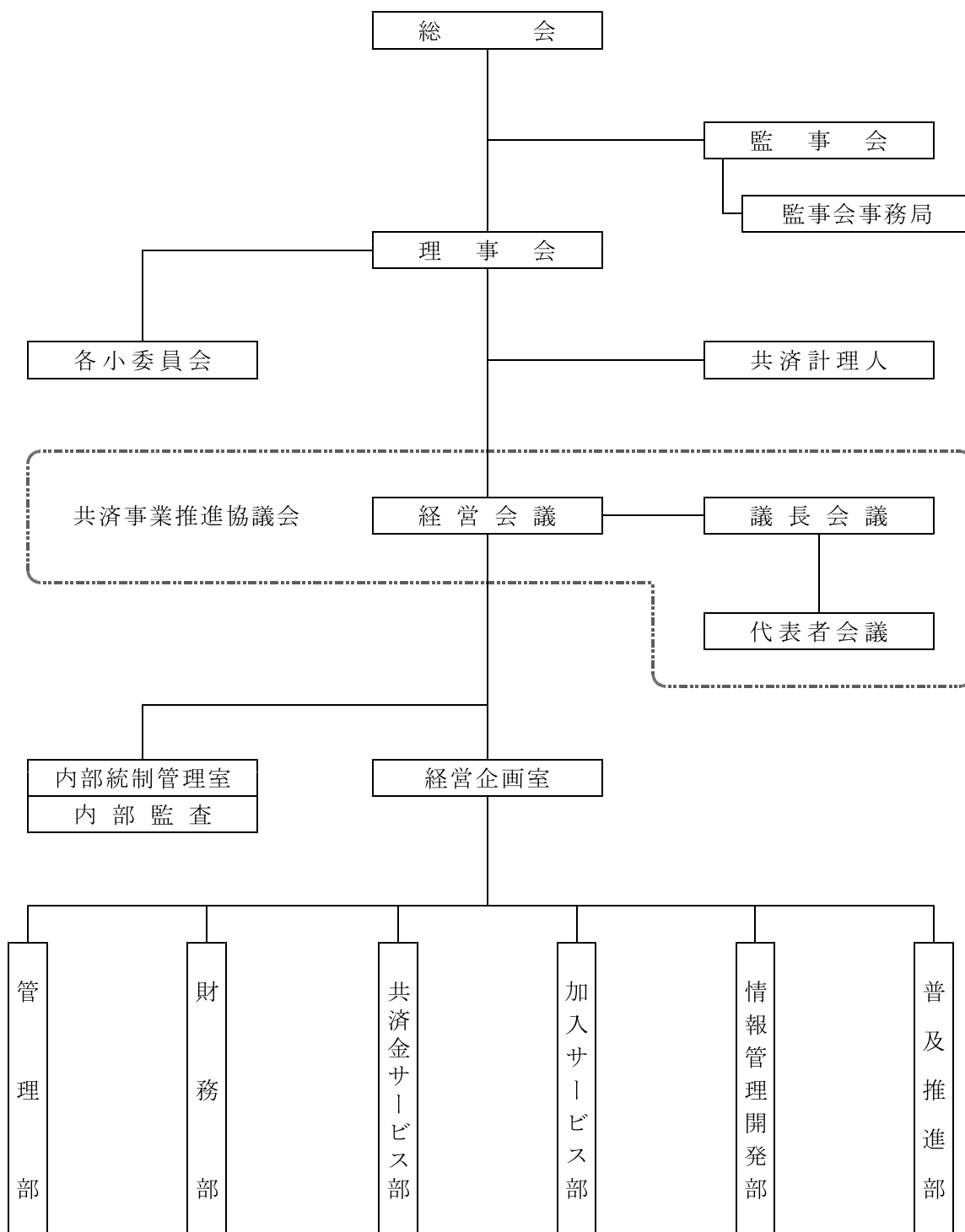
役 職 名	氏 名	所属会員	
代表理事理事長	吉井 康二	員外	
専務理事	細井 俊弘	員外	
	千田 透	員外	
常務理事	恩田 叔明	員外	
	田中 隆幸	員外	
理 事 (非常勤)	安齋 尚志	員外	
	栗山 泰史	員外	
	桜井 修平	員外	
	本田 陽二	宮城県民共済生協	代表理事理事長
	佐藤 恵三	福島県民共済生協	代表理事専務理事
	関 隆志	茨城県民生協	代表理事理事長
	田代 信二	栃木県民共済生協	代表理事理事長
	宮川 清光	群馬県民共済生協	代表理事理事長
	柴田 篤	埼玉県民共済生協	常務理事
	浅野 好一	千葉県民共済生協	代表理事専務理事
	森本 正毅	東京都民共済生協	代表理事理事長
	佐久間康英	新潟県民共済生協	代表理事理事長
	沖 努	静岡県民共済生協	代表理事理事長
	安武 克彦	県民共済愛知県生協	代表理事理事長
	林 直美	岐阜県民共済生協	代表理事理事長
	多羅沢朋宏	長野県民共済生協	常務理事
	進藤 孝司	大阪府民共済生協	代表理事理事長
	小島 慎	広島県民共済生協	代表理事理事長
	石丸 一宏	福岡県民共済生協	代表理事理事長
	山口 裕介	鹿児島県民共済生協	代表理事常務理事
常勤監事	清水 信広	員外	
監 事 (非常勤)	木村 美隆	東京都民共済生協	副理事長
	榎 幸典	大阪府民共済生協	監事
	三浦 靖彦	山口県民共済生協	代表理事理事長
	渡辺 一孝	宮崎県民共済生協	代表理事理事長

※所属会員の役職名は、2025年7月31日現在

②常勤業務執行体制

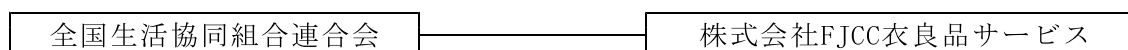
役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
理 事 長	吉井 康二	執行役員	森澤夫司男
専務理事	細井 俊弘		大塚 昇
	千田 透		羽鳥 智彦
常務理事	恩田 叔明		大沢 嘉克
	田中 隆幸		増淵 勝吉
常務執行役員	金子 一裕		北川 英紀
	倉橋 宏明		

①全国生協連の組織図



(2025年7月31日現在)

②全国生協連の子会社(概要図)



(2025年7月31日現在)

※子会社の状況は「V. 子法人の状況に関する事項(91頁)」をご参照ください。

3. 沿革

(1) 全国生協連のあゆみ

1971年12月	首都圏生活協同組合連合会として設立
1972年3月	「生活必需物資の卸売事業」開始
1981年5月	名称を「全国生活協同組合連合会」に変更(全国展開)
1982年10月	「生命共済事業」開始
1985年12月	「新型火災共済(風水害保障付)事業」開始
1987年4月	「注文紳士服事業」開始
1989年10月	「こども共済事業」開始
1993年10月	「傷害共済事業」開始
1996年12月	新型火災共済加入数100万件に
1997年5月	生命共済「入院2型」取扱開始
1997年9月	生命共済加入数500万人に
1998年4月	「熟年共済事業」開始
1999年4月	生命共済「生命4型」「入院4型」「生命2型＋入院2型」新規取扱開始
2000年4月	・生命共済「入院1型」開始(60歳以降の継続コース) ・生命共済「がん特約」「三大疾病特約」「介護・医療特約」新設 ・熟年共済「がん特約」「三大疾病特約」新設
2000年10月	共済加入数1,000万件に
2000年11月	「こども共済」保障年齢を15歳から18歳に引き上げ
2001年10月	「こども共済」加入年齢を満14歳から満17歳に引き上げ
2001年11月	生命共済「生命共済6型」開始(加入1年後の増額コース)
2002年7月	生命共済「医療特約」開始
2003年1月	新型火災共済加入数200万件に
2003年10月	・「こども共済」「生命共済」「熟年共済」を「生命共済」に一本化(85歳まで継続) ・「熟年型」保障年齢を80歳から85歳に引き上げおよび「医療特約」開始
2005年4月	新型火災共済「借家人賠償責任特約」新設
2005年10月	共済加入数1,500万件に
2006年2月	生命共済「熟年型」加入数100万人に
2006年9月	共済加入数1,600万件に
2006年10月	生命共済「生命型」「入院型」を統合し「総合保障型」に移行
2007年11月	共済加入数1,700万件に
2008年11月	生命共済「総合保障型」加入数1,000万人に
2009年6月	共済加入数1,800万件に
2010年6月	生命共済加入数1,500万人に
2010年10月	生命共済「熟年型」加入数200万人に
2011年4月	共済加入数1,900万件に
2012年4月	生命共済「総合保障型」加入年齢を満59歳から満64歳に引き上げ (60歳～65歳の「熟年2型」「熟年4型」の保障を「総合保障型」に統合)
2012年10月	生命共済「入院保障型」「熟年入院型」取扱開始
2012年11月	新型火災共済加入数300万件に
2013年4月	・生命共済(総合保障型・入院保障型／熟年型・熟年入院型)「新がん特約」「新三大疾病特約」新設 ・「注文紳士服事業」全国生協連100%出資子会社「株式会社FJCC衣良品サービス」に継承

2013年 6 月	共済加入数2,000万件に
2014年 2 月	生命共済「熟年型・熟年入院型」加入数300万人に
2015年 4 月	生命共済「総合保障型」「生命共済 6 型」の保障内容を全国統一
2016年 4 月	生命共済(総合保障型・入院保障型／熟年型・熟年入院型)「がん特約」 「三大疾病特約」の取り扱いを停止し、「新がん特約」「新三大疾病特約」 に移行
2016年10月	共済加入数2,100万件に
2017年 2 月	生命共済「熟年型・熟年入院型」加入数400万人に
2018年10月	新型火災共済「地震特約」新設
2020年 4 月	「傷害保障型共済」新設
2021年 2 月	生命共済「熟年型・熟年入院型」加入数500万人に
2025年 4 月	生命共済「死亡保障特約」新設

(2) 共済事業の都道府県別開始年月

1973年 8 月	埼玉県
1982年10月	千葉県・茨城県
1983年 2 月	神奈川県
4 月	新潟県・静岡県・宮城県
6 月	滋賀県・大阪府・京都府・愛知県・長野県・東京都
7 月	栃木県・島根県
8 月	岐阜県
9 月	宮崎県
1984年 2 月	岩手県
4 月	秋田県
6 月	広島県
11月	福島県・兵庫県
1986年 6 月	福岡県
1987年 4 月	北海道・群馬県
1989年 3 月	山口県
1998年 4 月	奈良県・岡山県・三重県
1999年 4 月	青森県・熊本県・鹿児島県
2000年 4 月	山形県
7 月	大分県
10月	富山県
2001年 4 月	石川県・長崎県
2007年 5 月	香川県
11月	和歌山県
2019年 1 月	山梨県
4 月	愛媛県
7 月	佐賀県
11月	福井県
2021年 4 月	高知県
6 月	徳島県
2022年 4 月	鳥取県・沖縄県

※すべての都道府県において共済事業を展開

Ⅱ．組合の主要な業務の内容

1．主要な事業の内容

全国生協連は、協同互助の精神に基づき、会員の健全な発展および会員の構成員たる組合員の生活の文化的・経済的な改善向上を図ることを目的とし、これを達成するために主に次の事業を行っています。

- ・ 会員の指導、連絡および調整に関する事業
- ・ 会員の構成員たる組合員の生活の共済を図る事業
- ・ 生活の共済を図る事業を委託する会員に対して、当該委託事業の管理および監督を行う事業
- ・ 会員の事業に必要な調査、研究、情報、資料の提供または斡旋を行う事業
- ・ 会員の役職員もしくは会員の構成員たる組合員およびこの会の役職員に対する組合事業および運営についての教育を行う事業
- ・ 会員およびその構成員たる組合員の生活の改善および文化の向上を図るための指導を行う事業
- ・ 国際協同組合組織および国内各種協同組合との連絡を行う事業

2．運営方針

全国生協連は「非営利主義・最大奉仕・人道主義」を事業哲学に掲げて事業を展開しています。この事業哲学を具体的な形で実現するために、事業哲学が志向するところを事業文化に置き換えて運営を行っています。

共済事業の推進にあたっては、創業以来、共済事業の本質である「保障一筋」に徹しています。そして、共済事業の理想である「小さな負担で大きな保障」の実現を追求し続けるとともに、共済事業の使命である「ご加入者の万一の時の不安を取り除き、生活に安心感をお届けする」ことを念頭に置いています。これを具体的な形で実現するための一例として「一律掛金・一律保障」を特長とした分かり易さを堅持するとともに、徹底した効率経営により事業経費の削減を図り、その成果を割戻金として還元することで、ご加入者の掛金負担の軽減に努めています。また、制度の情報を地域にお届けし、ご納得いただいた方に自発的なご加入をお願いするという低コストの仕組みなどにより事業費を抑えているほか、ご加入者のニーズに合ったより良い制度を目指し、掛金据え置きで保障の改善を重ねています。さらに資産運用にあたっては、安全・堅実を第一義としており、お預かりしている掛金はその大部分を預金で保有し、不良債権とも無縁の健全経営を続けています。

全国生協連を取り巻く事業環境は一段と厳しさを増していますが、ご加入者の立場に立った親身な対応を心掛け、一刻も早い共済金の支払いに努めるなど、ご加入者本位のサービスに徹し、還元率(共済金と割戻金の合計がお預かりした掛金に占める割合)のより一層の向上に取り組んでいます。

今後も原点を忘れず会員生協との強固な連携により、今まで以上にご加入者からの支持をいただけるよう「生活者」の視点に重点を置き、ご加入者の暮らしに寄り添った「ご加入者本位」の事業姿勢を堅持・追求しながらこの共済事業を推進してまいります。

事業文化とは

ご加入者に向けて「非営利主義」を具体的に実践するものであったり、「最大奉仕」を具体的な形に置き換えて提供するものであったり、「人道主義」に基づいて業務対応を行っているものなどを指しています。

具体的には「一律掛金・一律保障」「自発的な意思による加入(低コストの加入チャネル)」「剰余金の割り戻し」など事業哲学の実現に向けて編み出した慣習にとらわれない独創的な制度や取り組み、仕組みなどを言います。

都道府県民共済グループ 7つの実践 創業以来52年、守り続けています

1 事業姿勢

ご加入者を第一に考えた事業に徹しています

ご加入者一人ひとりの暮らしの安心を支えることが共済の使命です。創業以来、助けあいの精神に基づいた保障一筋の姿勢を貫いています。

2 小さな掛金 大きな保障

「小さな掛金で、大きな安心をお届けすること」が原点です

「保障は将来の万一のときのためにできるだけ大きく、掛金負担はご加入者の今の暮らしのためにできるだけ小さく」というのがモットーです。

3 低コストの 仕組み

制度に納得したうえで、自発的な加入をお願いしています

制度の情報を地域にお届けし、ご納得いただいた方に自発的な加入をお願いするという低コストの仕組みなどにより事業費を抑えています。

4 スピード 給付

直ちに役立つために、迅速なお支払いに努めています

一刻も早く共済金をお支払いし、お役立ていただくことが務めです。郵便局へ請求書類を取りに行くなどして、日々素早いお支払いを実践しています。

5 割戻金

経費の節減に徹し、ご加入者の掛金負担の軽減に努めています

決算後、剰余金は割戻金としてご加入者にお戻しすることで、負担軽減に努めています。またコスト節減により剰余金を増やす努力も重ねています。

6 健全経営

不良債権とも無縁で、安全・堅実な資産運用を行っています

お預かりした掛金は大部分を預金で保有しています。不良債権とも無縁の健全経営を続け、事業決算や財務内容の監査結果は毎年きちんと公表しています。

7 保障の改善 と開発

ご加入者のニーズに合った、より良い制度をめざしています

都道府県民共済は掛金据え置きで保障の改善を重ねてきました。加入後の保障が改善とともに手厚くなっていく点も都道府県民共済ならではの長特です。

3. 共済事業（共済の種類）

全国生協連では「誰しも予測できない暮らしの不安に備え、真に保障を必要としているすべての人々に、営利を目的としない助けあいの輪をひろめ、暮らしに安心をお届けする」ため、病気やケガなどを保障する「生命共済」、ケガの保障に特化した「傷害保障型共済」、そして、住宅や家財を保障する「新型火災共済」などを実施しています。共済事業のラインナップ(※)は以下のとおりです。

※制度の概要(保障内容は2025年7月31日現在)を記載しています。詳細は全国生協連のホームページ(<https://www.kyosai-cc.or.jp/>)をご覧ください。

※共済事業(共済の種類)には、事故による入・通院や死亡などを保障(保障期間：60歳～80歳まで)する「傷害共済(月掛金1,000円)」もありますが、現在、新規加入のお取り扱いはありません。

生命共済（基本コース） 手軽な掛金で0歳～85歳まで保障が継続

生命共済 こども型

申込：0歳～満17歳の健康なお子様 保障期間：0歳～18歳まで

こども型

ケガの通院や日帰り入院、手術、第三者への損害賠償などお子様のリスクに幅広く対応する制度です。

加入コース 月 掛 金		こども1型 1,000円		こども2型 2,000円	
保障期間		0歳	18歳	0歳	18歳
入院	事故	1日当たり 5,000円	1日当たり 5,000円	1日当たり 10,000円	1日当たり 10,000円
	病気	1日当たり 5,000円	1日当たり 5,000円	1日当たり 10,000円	1日当たり 10,000円
通院	事故	1日当たり 2,000円	1日当たり 2,000円	1日当たり 4,000円	1日当たり 4,000円
がん診断		50万円	50万円	100万円	100万円
手術 (当組合の定める手術)		2万円・5万円・10万円・20万円	2万円・5万円・10万円・20万円	4万円・10万円・20万円・40万円	4万円・10万円・20万円・40万円
先進医療 (当組合の基準による)		1万円～150万円	1万円～150万円	1万円～300万円	1万円～300万円
後遺障害	交通事故	1級 300万円～13級 12万円	1級 300万円～13級 12万円	1級 600万円～13級 24万円	1級 600万円～13級 24万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	1級 200万円～13級 8万円	1級 200万円～13級 8万円	1級 400万円～13級 16万円	1級 400万円～13級 16万円
死亡・重度障害	交通事故	500万円	500万円	1,000万円	1,000万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	400万円	400万円	800万円	800万円
	病気	200万円	200万円	400万円	400万円
	重度障害割増 (年金払い、最高で10回のお支払い)	1回につき 50万円	1回につき 50万円	1回につき 100万円	1回につき 100万円
犯罪被害死亡 (ひき逃げ事故等)(重度障害を含む)		200万円	200万円	400万円	400万円
契約の死に	交通事故・不慮の事故 (重度障害を含む)	500万円	500万円	1,000万円	1,000万円
	病気 (加入・変更後1年未満はのぞく)	50万円	50万円	100万円	100万円
第三者への損害賠償 (1,000円は自己負担)		1事故につき 支払限度 100万円	1事故につき 支払限度 100万円	1事故につき 支払限度 200万円	1事故につき 支払限度 200万円

※18歳になられて初めて迎える4月1日以降は、お申し出のない限り、「こども1型」は「総合保障1型」へ、「こども2型」は「総合保障2型」へ継続となります。

生命共済 総合保障型、入院保障型、総合保障型+入院保障型

申込：満18歳～満64歳の健康な方 保障期間：18歳～65歳まで

総合保障型

入院・通院をはじめ、死亡や事故による後遺障害までバランス良く保障する制度です。

加入コース 月 掛 金		総合保障2型 2,000円	
保障期間		18歳	60歳
入院	事故	1日当たり 5,000円	1日当たり 5,000円
	病気	1日当たり 5,000円	1日当たり 5,000円
通院	事故	通院当初から 1日当たり 1,500円	通院当初から 1日当たり 1,500円
後遺障害	交通事故	1級 660万円～13級 26.4万円	1級 500万円～13級 20万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	1級 400万円～13級 16万円	1級 300万円～13級 12万円
死亡・重度障害	交通事故	1,000万円	700万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	800万円	530万円
	病 気	400万円	230万円

※満60歳以降にご加入の方は、60歳～65歳の保障内容になります。

※「総合保障2型」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、お申し出のない限り、「熟年2型」へ継続となります。

「総合保障型」には、月掛金1,000円の「総合保障1型(保障額は18歳～60歳の「総合保障2型」の半額／＊1)」、同4,000円の「総合保障4型(保障額は「総合保障2型」の倍額／＊2)」もあります(＊3、＊4)。

- ＊1) 「総合保障1型」の申込は満18歳～満59歳の健康な方となります。
なお、「総合保障1型」の保障は、65歳になられて初めて迎える3月31日までとなります(65歳まで同一保障)。
- ＊2) 「総合保障4型」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、お申し出のない限り、「熟年4型」へ継続となります。
- ＊3) 「総合保障型」には、「総合保障3型(月掛金3,000円)」もありますが、現在、「総合保障3型」への新規加入および変更のお取り扱いはありません。
なお、「総合保障3型」は、60歳になられて初めて迎える4月1日から「総合保障2型」の保障となります。
- ＊4) 生命共済のご加入が1年を経過し、かつ、基本コースのうち「総合保障4型」または「総合保障2型+入院保障2型」にご加入されている方を対象とした増額コースとして「生命共済6型」もあります。
なお、「生命共済6型」は、60歳になられて初めて迎える4月1日から「総合保障4型」の保障となります。

入院保障型

入院をはじめ、手術や健康保険の適用外となる先進医療など医療費の備えを重視した制度です。

加入コース		入院保障 2 型		
月 掛 金		2,000円		
保障 期 間		18歳 60歳 65歳		
入 院	事故	1日目から184日まで	1日当たり 10,000円	1日当たり 7,500円
	病気	1日目から124日まで	1日当たり 10,000円	1日当たり 7,500円
通 院	事故	14日以上90日まで	通院当初から 1日当たり 1,500円	通院当初から 1日当たり 1,500円
手	術	(当組合の定める手術)	1万・2.5万・5万・10万	0.4万・1万・2万・4万
先	進 医 療	(当組合の基準による)	1万円 ～ 300万円	1万円 ～ 150万円
死・重 度障 害	交 通 事 故		10万円	5万円
	不 慮 の 事 故	(交通事故をのぞく)	10万円	5万円
	病 気		10万円	5万円

※満60歳以降にご加入の方は、60歳～65歳の保障内容になります。

※「入院保障 2 型」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、お申し出のない限り、「熟年入院 2 型」へ継続となります。

「入院保障型」は、月掛金2,000円の「入院保障 2 型」のみとなります。

総合保障型 ＋ 入院保障型

「総合保障型」と「入院保障型」を組み合わせることにより、死亡や事故による後遺障害をはじめ、入院や手術、健康保険の適用外となる先進医療など幅広く、手厚い保障が備えられる制度です。

「総合保障型＋入院保障型」には、月掛金3,000円の「総合保障 1 型＋入院保障 2 型(保障額は「総合保障 1 型」と「入院保障 2 型」の合計額／＊1)」、同4,000円の「総合保障 2 型＋入院保障 2 型(保障額は「総合保障 2 型」と「入院保障 2 型」の合計額／＊2)」があります。

- ＊1) 「総合保障 1 型＋入院保障 2 型」の申込は満18歳～満59歳の健康な方となります。
また、「総合保障 1 型＋入院保障 2 型」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、お申し出のない限り、「熟年入院 2 型」へ継続となります。
なお、「総合保障 1 型」の保障は、65歳になられて初めて迎える3月31日までとなります(65歳まで同一保障)。
- ＊2) 「総合保障 2 型＋入院保障 2 型」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、お申し出のない限り、「熟年 2 型＋熟年入院 2 型」へ継続となります。

生命共済 熟年型、熟年入院型、熟年型+熟年入院型

申込：満65歳～満69歳の健康な方 保障期間：65歳～85歳まで

熟年型

入院をはじめ、死亡や事故による後遺障害まで熟年世代の安心をサポートする制度です。

加入コース 月 掛 金		熟年2型 2,000円			
保障期間		65歳	70歳	80歳	85歳
入院	事故	1日当たり 2,500円	1日当たり 2,500円	1日当たり 1,000円	1日当たり 1,000円
	病気	1日当たり 2,500円	1日目から44日目まで 1日当たり 2,500円	1日目から44日目まで 1日当たり 1,000円	1日目から44日目まで 1日当たり 1,000円
後遺障害	交通事故	1級 100万円～ 13級 4万円	1級 100万円～ 13級 4万円	1級 20万円～ 13級 0.8万円	1級 20万円～ 13級 0.8万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	1級 100万円～ 13級 4万円	1級 100万円～ 13級 4万円	1級 20万円～ 13級 0.8万円	1級 20万円～ 13級 0.8万円
死亡・重度障害	交通事故	200万円	150万円	50万円	50万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	200万円	150万円	50万円	50万円
	病気	100万円	50万円	30万円	30万円

◆70歳～85歳の病気入院保障は1回の入院につき44日分が限度となります。

「熟年型」には、月掛金4,000円の「熟年4型(保障額は「熟年2型」の倍額)」もあります(*1)。

*1)「熟年型」には、「熟年2.5型(月掛金2,500円)」もありますが、現在、「熟年2.5型」への新規加入および変更のお取り扱いはありません。

熟年入院型

入院をはじめ、手術や健康保険の適用外となる先進医療など熟年世代の医療費負担を軽減する制度です。

加入コース 月 掛 金		熟年入院2型 2,000円			
保障期間		65歳	70歳	80歳	85歳
入院	事故	1日当たり 5,000円	1日当たり 3,500円	1日当たり 2,000円	1日当たり 2,000円
	病気	1日当たり 5,000円	1日目から44日目まで 1日当たり 3,500円	1日目から44日目まで 1日当たり 2,000円	1日目から44日目まで 1日当たり 2,000円
手術 (当組合の定める手術)		0.4万円・1万円・2万円・4万円	0.4万円・1万円・2万円・4万円	—	—
先進医療 (当組合の基準による)		1万円～75万円	1万円～75万円	—	—
死亡・重度障害	交通事故	5万円	5万円	5万円	5万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	5万円	5万円	5万円	5万円
	病気	5万円	5万円	5万円	5万円

◆70歳～85歳の病気入院保障は1回の入院につき44日分が限度となります。

「熟年入院型」は、月掛金2,000円の「熟年入院2型」のみとなります。

熟年型 ＋ 熟年入院型

「熟年型」と「熟年入院型」を組み合わせることにより、熟年世代の死亡や事故による後遺障害をはじめ、入院や手術、健康保険の適用外となる先進医療など幅広く、手厚い保障が備えられる制度です。

「熟年型＋熟年入院型」は、月掛金4,000円の「熟年2型＋熟年入院2型（保障額は「熟年2型」と「熟年入院2型」の合計額）」のみとなります。

生命共済（特約コース） 基本コースにプラスして大きな安心

生命共済の特約コースは、ニーズに合わせて生命共済の基本コースに任意で付加（特約コースのみではお申し込みできません。）することができます。

医療特約、熟年医療特約

手術をはじめ、健康保険の適用外となる先進医療などを保障する制度です。

医療特約

申込：総合保障型・入院保障型にご加入の満18歳～満64歳の健康な方(注)
保障期間：18歳～65歳まで

加入コース 月 掛 金	医療1型特約 1,000円		
保障期間	18歳→60歳→65歳		
入 院 一 時 金 (1回の入院につき)	20,000円	20,000円	
手 術 (当組合の定める手術)	2万・5万・10万・20万	1.2万・3万・6万・12万	
先 進 医 療 (当組合の基準による)	◆1万円～150万円	◆1万円～100万円	
在 宅 療 養 (入院を20日以上継続し退院したとき)	40,000円	40,000円	
疾 病 障 害 (所定の状態に該当した場合)	100万円	100万円	

※満60歳以降にご加入の方は、60歳～65歳の保障内容になります。

※「医療1型特約」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、「熟年医療1型特約」へ継続となります。

注：「総合保障1型」にご加入の方は、満18歳～満59歳の健康な方となります。

なお、「総合保障1型」に「医療1型特約」を付加した場合、「医療1型特約」の保障は、65歳になられて初めて迎える3月31日までとなります。

「医療特約」は、月掛金1,000円の「医療1型特約」のみとなります。

熟年医療特約

申込：熟年型・熟年入院型にご加入の満65歳～満69歳の健康な方
保障期間：65歳～80歳まで

加入コース 月 掛 金	熟年医療1型特約 1,000円	
保障期間	65歳	70歳 → 80歳
入 院 一 時 金 (1回の入院につき)	10,000円	10,000円
手 術 (当組合の定める手術)	1万円・2.5万円・5万円・10万円	0.6万円・1.5万円・3万円・6万円
先 進 医 療 (当組合の基準による)	◆1万円～100万円	◆1万円～50万円
在 宅 療 養 (入院を20日以上継続し退院したとき)	35,000円	20,000円
疾 病 障 害 (所定の状態に該当した場合)	100万円	30万円

「熟年医療特約」は、月掛金1,000円の「熟年医療1型特約」のみとなります。

◆先進医療を保障の対象とする基本コースに医療特約を付加した場合、「先進医療」の共済金は、基本コースの支払限度額を超えた額について医療特約からお支払いします。

新がん特約、熟年新がん特約

がん診断をはじめ、がんによる入院・通院や手術、健康保険の適用外となる先進医療にしっかり備える制度です。※「新三大疾病特約」との重複加入はできません。

新がん特約

申込：総合保障型・入院保障型にご加入の満18歳～満64歳の健康な方(注)
保障期間：18歳～65歳まで

加入コース 月 掛 金		新がん1型特約 1,000円	
保障期間		18歳	65歳
がん診断		50万円	25万円
入院がん	1日目から無制限 (支払い日数限度なし)	1日当たり 5,000円	1日当たり 2,500円
通院がん	1日目から60日目まで	1日当たり 2,500円	1日当たり 1,500円
がん手術	(当組合の定める手術)	2割・5割・10割・20割	1割・2.5割・5割・10割
がん先進医療	(当組合の基準による)	◆1万円～150万円	◆1万円～100万円

※満60歳以降にご加入の方は、60歳～65歳の保障内容になります。

※「新がん1型特約」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、「熟年新がん1型特約」へ継続となります。

注：「総合保障1型」にご加入の方は、満18歳～満59歳の健康な方となります。

なお、「総合保障1型」に「新がん特約」を付加した場合、「新がん特約」の保障は、65歳になられて初めて迎える3月31日までとなります。

「新がん特約」には、月掛金2,000円の「新がん2型特約(保障額は「新がん1型特約」の倍額)」もあります。

熟年新がん特約

申込：熟年型・熟年入院型にご加入の満65歳～満69歳の健康な方
保障期間：65歳～80歳まで

加入コース 月 掛 金		熟年新がん1型特約 1,000円	
保障期間		65歳	80歳
がん診断		15万円	10万円
入院がん	1日目から無制限 (支払い日数限度なし)	1日当たり 2,000円	1日当たり 1,500円
通院がん	1日目から60日目まで	1日当たり 1,000円	1日当たり 1,000円
がん手術	(当組合の定める手術)	1割・2.5割・5割・10割	1割・2.5割・5割・10割
がん先進医療	(当組合の基準による)	◆1万円～100万円	◆1万円～50万円

「熟年新がん特約」には、月掛金2,000円の「熟年新がん2型特約(保障額は「熟年新がん1型特約」の倍額)」もあります。

◆先進医療を保障の対象とする基本コースや医療特約にご加入の方は、これらの支払限度額(合計額)を超えた場合に新がん特約の「先進医療共済金」のお支払いの対象となります。

新三大疾病特約、熟年新三大疾病特約

がんに加えて、心筋梗塞・脳卒中による入院や手術、健康保険の適用外となる先進医療を手厚くカバーする制度です。※「新がん特約」との重複加入はできません。

新三大疾病特約

申込：総合保障型・入院保障型にご加入の満18歳～満64歳の健康な方(注)
保障期間：18歳～65歳まで

加入コース 月 掛 金		新三大疾病1.2型特約 1,200円	
保障期間		18歳	60歳
がん 診 断		50万円	25万円
入 院	心筋梗塞 脳卒中 がん 1日目から124日目まで	1日当たり 5,000円	1日当たり 2,500円
通 院	がん 1日目から無制限 (支払い日数限度なし)	1日当たり 5,000円	1日当たり 2,500円
三 大 疾 病 手 術	がん 1日目から 60日目まで	1日当たり 2,500円	1日当たり 1,500円
三 大 疾 病 手 術	(当組合の定める手術)	2万円・5万円・10万円・20万円	1万円・2.5万円・5万円・10万円
三 大 疾 病 先 進 医 療	(当組合の基準による)	◆1万円～150万円	◆1万円～100万円

※満60歳以降にご加入の方は、60歳～65歳の保障内容になります。

※「新三大疾病1.2型特約」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、「熟年新三大疾病1.2型特約」へ継続となります。

注：「総合保障1型」にご加入の方は、満18歳～満59歳の健康な方となります。

なお、「総合保障1型」に「新三大疾病特約」を付加した場合、「新三大疾病特約」の保障は、65歳になられて初めて迎える3月31日までとなります。

「新三大疾病特約」には、月掛金2,400円の「新三大疾病2.4型特約(保障額は「新三大疾病1.2型特約」の倍額)」もあります。

熟年新三大疾病特約

申込：熟年型・熟年入院型にご加入の満65歳～満69歳の健康な方
保障期間：65歳～80歳まで

加入コース 月 掛 金		熟年新三大疾病1.2型特約 1,200円	
保障期間		65歳	70歳
がん 診 断		15万円	10万円
入 院	心筋梗塞 脳卒中 がん 1日目から124日目まで	1日当たり 2,000円	1日当たり 1,500円
通 院	がん 1日目から無制限 (支払い日数限度なし)	1日当たり 2,000円	1日当たり 1,500円
三 大 疾 病 手 術	がん 1日目から 60日目まで	1日当たり 1,000円	1日当たり 1,000円
三 大 疾 病 手 術	(当組合の定める手術)	1万円・2.5万円・5万円・10万円	1万円・2.5万円・5万円・10万円
三 大 疾 病 先 進 医 療	(当組合の基準による)	◆1万円～100万円	◆1万円～50万円

「熟年新三大疾病特約」には、月掛金2,400円の「熟年新三大疾病2.4型特約(保障額は「熟年新三大疾病1.2型特約」の倍額)」もあります。

◆先進医療を保障の対象とする基本コースや医療特約にご加入の方は、これらの支払限度額(合計額)を超えた場合に新三大疾病特約の「先進医療共済金」のお支払いの対象となります。

長期医療特約

基本コースの保障範囲を超える長期入院をはじめ、重度障害や手術への備えを重視した制度です。

長期医療特約

申込：総合保障型・入院保障型にご加入の満18歳～満59歳の健康な方
保障期間：18歳～65歳まで

加入コース 月 掛 金	長期医療0.5型特約 500円	
保障期間	18歳	65歳
重度障害割増 (年金払い、最高で10回のお支払い)	1回につき 50万円	
長期入院 事故 病 気	185日目から364日目まで	1日当たり 3,000円
手術 (当組合の定める手術)	125日目から244日目まで	1日当たり 3,000円
		1円・2.5円・5円・10円

「長期医療特約」には、月掛金1,000円の「長期医療1型特約(保障額は「長期医療0.5型特約」の倍額／＊1)」もあります。

＊1)「長期医療1型特約」にご加入の場合でも、60歳になられて初めて迎える4月1日以降は、「長期医療0.5型特約」となり、保障は65歳になられて初めて迎える3月31日までとなります。

死亡保障特約

ご加入者が万一、亡くなられた場合（重度障害になられた場合も含む）の保障を基本コースに上乗せする制度です。

※「死亡保障特約」は、2025年4月1日より取り扱いを開始しました。

死亡保障特約

申込：総合保障型・入院保障型にご加入の満18歳～満49歳の健康な方
保障期間：18歳～60歳まで

加入コース 月 掛 金	死亡保障1型特約 1,000円	
保障期間	18歳	60歳
死亡・重度障害	400万円	

「死亡保障特約」は、月掛金1,000円の「死亡保障1型特約」のみとなります。

傷害保障型共済 ケガ（交通事故・不慮の事故）のリスクに備える

申込：満18歳～満69歳の方 保障期間：18歳～85歳まで

月掛金1,000円でケガ（交通事故・不慮の事故）による入院、手術、死亡・重度障害を手厚く保障する制度です。

※生命共済のご加入者もご加入いただけます。

※持病のある方もご加入いただけます（健康告知は不要です）。

※現在、新規加入のお取り扱いを終了している「傷害共済」とは異なります。また、「傷害共済」と重複してご加入いただけません。

加入コース		傷害保障型共済	
月 掛 金		1,000円	
保障期間		18歳→65歳→85歳	
入院 事故	1日目から184日目まで	1日当たり 10,000円	1日当たり 5,000円
	手術 (当組合の定める手術)	2万円・5万円・10万円・20万円	0.4万円・1万円・2万円・4万円
	死亡・重度障害	1,000万円	250万円

※満65歳以降にご加入の方は、65歳～85歳の保障内容になります。

※病気を原因とするものについての保障は含まれていません。

新型火災共済（基本コース） 大切な住宅や家財に安心の保障

加入対象 「持ち家：住宅と家財」「貸している家：住宅」「借りている家：家財」

大切な住宅や家財を小さな掛金でしっかり保障する制度です。

保障の内容

火災の保障のほか、消防破壊・消防冠水、破裂・爆発、車両の衝突、落雷など住宅や家財を幅広く保障(*)します。

また、地震等による被災の場合、地震等基本共済金として、①加入住宅の半壊・半焼以上の損害にはご加入額の5%の範囲内で最高300万円まで、また、②半壊・半焼に至らず、損害額が20万円を超える損害(一部破損)を加入住宅が被った場合は一律5万円(ご加入額100万円以上の場合)を保障します。

さらに、火災の際の仮住まいなど臨時の費用に火災等共済金の20%(最高200万円まで)を保障する臨時費用共済金をはじめ、焼死等、持ち出し家財、失火見舞費用、借家修復、漏水見舞費用、風水雪害などの見舞共済金等も充実しています。

* 万一の際、損害を被った住宅や家財は修復、新築、新品購入できる価額をご加入額の範囲内で保障します。

保障額と掛金

保障額1,000万円が月払(*1)掛金700円(木造等の場合/ *2)と手頃な掛金でしっかり保障します。なお、住宅に係る「保障額の限度」は木造等・鉄筋コンクリート造とも坪当たり70万円(全国一律)になります。

* 1) 掛金の払込方法には、月払いと年払いがありますが、年払掛金の方がさらに割安となります。

* 2) 鉄筋コンクリート造の掛金は、木造等の場合よりさらに割安となります。

「住宅」「家財」に係る保障額の限度と掛金の目安：木造等の場合(1坪=3.3㎡)

<住宅>

	住宅の坪数	保障額の限度	月払掛金	年払掛金
住 宅	1坪	70万円	49円	560円
	この間1坪単位でご加入できます。			
	30坪	2,100万円	1,470円	16,800円
	この間1坪単位でご加入できます。			
	58坪以上	4,000万円	2,800円	32,000円

<家財>

	家族人数	保障額の限度	月払掛金	年払掛金
家 財	1人	400万円	280円	3,200円
	2人	800万円	560円	6,400円
	3人	1,200万円	840円	9,600円
	4人	1,600万円	1,120円	12,800円
	5人以上	2,000万円	1,400円	16,000円

新型火災共済（特約コース） 基本コースにプラスして備えを大きく

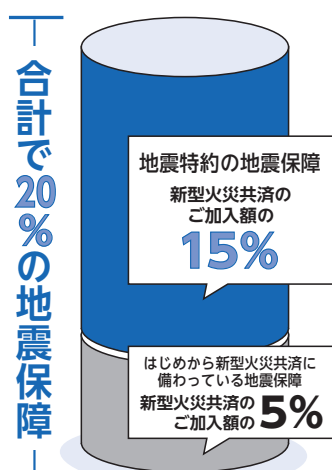
新型火災共済の特約コースは、ニーズに合わせて新型火災共済の基本コースに任意で付加（特約コースのみではお申し込みできません。）することができます。

地震特約

地震等による、住宅または家財を収容する住宅が被った半壊・半焼以上の損害に対して、新型火災共済（基本コース）のご加入額の15%を保障します。

※新型火災共済（基本コース）にはすでに上記の損害に対する5%の地震保障（地震等基本共済金）が含まれています。このため、お支払いする共済金は合計でご加入額の20%となります（下図をご参照）。

※地震特約は、割戻金の対象外となります。



加入額（保障）と掛金の計算例（*）

* 新型火災共済（基本コース）のご加入額（木造：住宅と家財の合計）が3,300万円の場合

加入額（保障）
の計算例

$$\bullet 3,300\text{万円} \times 15\% = 495\text{万円}$$

掛金
の計算例

$$\bullet \text{年払い} : 3,300 \times 3 = 9,900\text{円}$$

$$\bullet \text{月払い} : 3,300 \times 0.2625 = 867\text{円}$$

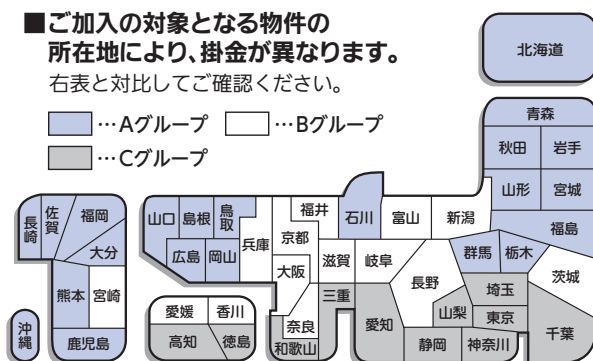
※「掛金の計算例」は、ご加入の対象となる物件の所在地がAグループの場合となります（下図・下表をご参照）。

※掛金額計算上の端数（円未満）は切り上げとなります。

※新型火災共済（基本コース）の保障額を変更した場合、地震特約の保障額・掛金も変更となります。

■ ご加入の対象となる物件の
所在地により、掛金が異なります。
右表と対比してご確認ください。

■ …Aグループ □ …Bグループ
■ …Cグループ



■ 物件所在地別 掛金一覧

グループ名	構造	新型火災共済加入額 1万円当たりの掛金 (月払/円)	新型火災共済加入額 1万円当たりの掛金 (年払/円)
A グループ	木造等	0.2625	3
	鉄 筋	0.13125	1.5
B グループ	木造等	0.3675	4.2
	鉄 筋	0.18375	2.1
C グループ	木造等	0.63	7.2
	鉄 筋	0.34125	3.9

借家人賠償責任特約

ご加入者またはご加入者と生計を一にする親族(借主)の過失に起因する事故(火災、破裂・爆発、漏水等)により借用住宅に損害を与え、貸主に法律上の損害賠償をしなければならない場合に、保障額を限度として保障します。

保障額と掛金

右表のとおり、500万円コースまたは1,000万円コースのいずれか1コースとなります。

ご加入 コース (支払限度額)	木 造 等		鉄筋コンクリート造	
	掛 金 額		掛 金 額	
	月払(月額)	年払(年額)	月払(月額)	年払(年額)
500万円	180円	2,000円	90円	1,000円
1,000万円	360円	4,000円	180円	2,000円

近年、自転車等の事故で加害者になってしまった場合の賠償金額が高額になる事例が増えており、各自治体においても「被害者の保護」と「加害者の経済的負担軽減」を目的に自転車保険への加入を「義務」または「努力義務」とする動きが進んでいます。

そこで、「万一の賠償責任に備えた手厚い補償」の提供を行うべく、損害保険会社と団体契約を締結し、保険料を低く抑えた「示談交渉サービス(日本国内)付個人賠償責任保険(保険金額：3億円限度)」をご案内(※)しています。

※都道府県民共済グループの「生命共済」「新型火災共済」または「傷害保障型共済」にご加入の方がお申し込みいただけます。

Ⅲ. 組合の主要な業務に関する事項

1. 事業の概況

(1) 主要な事業活動の内容(総括)

2024年度は地政学リスクなどに端を発した原材料費の高騰や円安による輸入コストの上昇、あるいはコロナ禍の収束による内需の拡大に加え、インバウンド需要の回復などから生活必需品や燃料費などあらゆるモノやサービスの値上がりが続き、家計を直撃した1年となりました。さらに非製造業を中心とした人手不足感の高まりや経済の状況などから2024年の春闘では1991年以来、33年ぶりとなる5%超の賃上げとなったものの、物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質的な賃金の伸び悩みが続いています。

また、労働力不足は事業の縮小や倒産を招きかねず、経済成長にもマイナスのインパクトを与えるほか、労働環境の悪化に繋がる可能性も指摘されています。このような中、政府は経済対策の一環として定額減税や電気・ガス料金の補助、低所得世帯への給付金などの施策を打ち出し、特に定額減税によって手取りが増えたものの、生活必需品の値上げラッシュによる物価高を背景に消費支出(実質)は2年連続でマイナスとなり、生活者の節約志向は一段と強まってきていると言われています。

さらに、円安の進行や新NISAによる投資機運の拡大等から日経平均株価が最高値を更新するなど株高の状況にありましたが、米国新政権による関税政策などを受けて株価が大きく下落するなど今後の日本経済への影響も心配されており、生活者を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続くものと見込まれています。

一方、都道府県民共済グループを取り巻く環境も大きく変化しています。生命保険業界においては販路のデジタル化を進めているほか、損害保険業界では保険金の支払い業務に対話型AIを導入し、音声を認識することで回答例を提示したり、商談の音声を基に生成AIが商品の提案を行うなど情報通信技術を活用した、より一層のサービスの向上と業務の効率化を進めており、これらを意識した取り組みが求められているところです。

また、2024年8月には日向灘を震源とする地震に伴い気象庁より「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表され、迫り来る大規模自然災害への備えが求められる状況となっています。さらに出生数の減少が止まらず、2024年の出生数は9年連続で過去最少を更新し、想定より15年早く少子化が進んでいるとともに、総人口に占める65歳以上の割合も過去最高となるなど少子高齢化が加速し、加入対象人口の減少も懸念されています。

こうした外部環境を踏まえ、都道府県民共済グループにおいては、剰余金の割戻しや確実・迅速な共済金のお支払いなど、強みとなる事業文化のさらなる強化を図るべく、情報通信技術の利活用を推進し、より一層の業務改善に取り組んでいます。普及推進においては、デジタル化時代を踏まえた普及推進活動の再構築を目指しており、共済事業の持続・安定に向けて加入コストを抑えつつ、ロコミによる自発的加入を促すために、TVCMやデジタルメディアを中心としたブランディング施策を実施し、インターネットを通じた加入に誘導するなど新規加入の増大に努めて来たところです。

2024年度の主な活動としては、育児世代や働き盛り世代をターゲットに生命共済における特約として「死亡保障特約」を2025年4月に新設したほか、同年2月にはホームページのリニューアルを行い、トップページ等においてユーザビリティや視認性等の改善を図り顧客満足度の向上に努めるとともに、新たにホームページへの誘導を促すパンフレットを制作し、インターネット新規加入申込手続への積極的な誘導を図りました。さらに、加入者サービスの向上と共済金の迅速なお支払いを目的として生命共済金アップロード請求(ネット請求完結)の運用を2024年7月から全国で展開するとともに、「共済異動届」等の紙媒体にQRコード(*)を表示し、インターネット上で手続が完結できる機能を提供するなど加入者サービスや利便性の向上に努めて来たところです。

しかしながら、2024年度も新規加入が低迷し、非常に厳しい結果となりました。主力である「こども型」と「総合保障型・入院保障型」の年間新規加入数は518,964人、前年度比91.0%と前年実績を下回るとともに、当年度末におけるすべての共済事業の現加入数合計は21,508,417人(件)と前年度比99.0%、209,551人(件)の減少となりましたが、都道府県民共済事業の社会的責任と果たすべき役割はこれまでと変わりなく、この事業の普及にこれまで以上に努める必要があると考えています。なお、主力のうち「こども型」の当年度末現加入数は前年度比94.6%の2,152,845人、「総合保障型・入院保障型」についても当年度末現加入数は前年度比99.1%の10,622,481人と当年度も多く加入者が65歳の移行期を迎えたことも影響し、純減という厳しい結果となりました。「熟年型・熟年入院型」については総合保障型等からの継続加入が244,014人増加しましたが、当年度末現加入数は前年度比99.9%の5,219,129人と7,624人減少し、制度開始以来、初めて純減となりました。一方で「新型火災共済」の当年度末現加入件数については3,438,596件と、前年度比100.5%、17,901件の増加となったほか、取扱開始から5年が経過した傷害保障型共済の当年度末現加入数についても、前年度比115.0%の64,645人となっています。

収支の状況については、正味受入共済掛金が前年度比99.2%の6,568億円となった一方で、正味支払共済金については、当年度においても自然災害に伴う支払共済金の影響が少なかったことなどから前年度比97.0%の3,335億円、平均給付率は50.8%と1.2ポイント減となっています。こうした中でも、将来の大規模自然災害などの発生に備え、確実な共済金のお支払いに備えるために「新型火災共済」に係る異常危険準備金として55億円超を繰り入れるとともに、生命共済系の一部共済事業についても法定繰入額を上回る追加の繰り入れを行うなど支払財源の強化・向上に努めました。そして、事業費率は、制度の見直しに伴う経費増があったものの、前年度に比べて0.8ポイント減少し、12.1%となりました。

この結果、当年度における割戻準備金は前年度を上回る1,896億円の繰り入れとなり、共済総合計の割戻率は前年度に比べて0.6ポイント増となる29.8%となりました。なお、還元率(共済金と割戻金の合計が受入掛金に占める割合)は80.6%となっています。

*「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です(以下、同様)。

(2) 共済事業の概況

2024年度は、4月に生命共済の制度改正を実施したことに加えて、若年層への訴求を意識した認知向上のためのプロモーション施策を展開しました。また、ご加入者へのサービスや割戻金等により、2024年度JCSI(日本版顧客満足度指数)調査では生命・火災保険の両部門で第1位を獲得し、脱退は堅調に推移しました。一方で、物価の高騰や保障需要の変化などの影響を受けて新規加入は低迷し、すべての共済事業〔生命共済(こども型・総合保障型・入院保障型・熟年型・熟年入院型)、傷害保障型共済、傷害共済、新型火災共済〕における2025年3月末の現加入数(基本コース合計)は、前年度比99.0%の21,508,417人(件)となりました。

また、収支の状況では、厳しい加入状況に伴い2024年度の正味受入共済掛金は前年度比99.2%の6,568億円となりました。その一方で、正味支払共済金については、当年度も自然災害の影響が限定的であったことなどから、前年度比97.0%の3,335億円、平均給付率は前年度に比べて1.2ポイント減の50.8%と、前年度を下回る結果となりました。

なお、事業費率については、制度の見直しに伴う経費が増加したものの、前年度と比べて0.8ポイント減少し、12.1%となっています。

以上により、割戻引当金として前年度を上回る1,896億円を計上し、共済事業全体の割戻率は前年度比0.6ポイント増の29.8%となり、80.6%をご加入者に還元する結果となりました。

加入および収支の概況

(金額：百万円，率：%)

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	増減
加入数(人/件)	21,675,474	21,790,170	21,909,243	21,717,968	21,508,417	△ 209,551
(特約)	(7,947,615)	(8,111,425)	(8,236,006)	(8,247,849)	(8,263,353)	(15,504)
(前年度比)	101.1	100.5	100.5	99.1	99.0	
正味受入共済掛金	649,946	656,895	662,975	662,166	656,831	△ 5,335
(前年度比)	101.5	101.1	100.9	99.9	99.2	
正味支払共済金 (件数)	2,212,836	2,524,553	4,978,856	2,493,254	2,548,028	54,774
(金額)	324,495	345,603	477,043	344,020	333,548	△ 10,471
(前年度比)	92.1	106.5	138.0	72.1	97.0	
基礎利益	235,774	219,098	91,759	220,979	232,290	11,310
割戻引当金	202,858	184,911	96,184	187,690	189,609	1,918
事業費率	12.6	12.7	12.8	12.9	12.1	△ 0.8
給付率	49.9	52.6	72.0	52.0	50.8	△ 1.2
割戻率	32.0	28.9	14.9	29.2	29.8	0.6
還元率	81.9	81.5	86.9	81.2	80.6	△ 0.6

※「正味支払共済金(金額)」および「給付率」の数値は、再保険金を控除した値です(以下、同様)。

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています(以下、同様)。

(3) 財産および損益の状況

①貸借対照表の主要項目

資産の状況は、資産合計が前年度比104.3%の1兆1,664億円となり、2期連続して1兆円を超える総資産となりました。全国生協連は投機的な資産運用を一切行わず、現金や預金として8,794億円、国債や地方債等を合わせると資産全体の93.4%を占める1兆894億円を安全、かつ堅実に運用しています。

他方、負債の状況では、当年度においても将来の大規模自然災害やパンデミックなどの発生に備えるため、異常危険準備金として新たに146億円を繰り入れ、2,494億円となったほか、割戻準備金は前年度より19億円の増加となる1,896億円となったことなどから、負債合計は200億円増加し、前年度比103.0%の6,832億円となりました。

また、純資産合計は、会員生協からの個別の追加増資を含む合計76億円を超える増資を受け入れたことなどにより、前年度比106.1%の4,832億円となりました。

②損益計算書の主要項目

損益の状況は、経常収益として共済掛金等収入が6,570億円と前年度より54億円減少したものの、責任準備金や割戻準備金など共済契約準備金の戻入が前年度より923億円増加し、3,661億円となったほか、資産運用収益として金利上昇などに伴い前年度より6億円の増加となる12億円の収益があったことなどから、経常収益の合計は前年度比109.4%の1兆250億円となりました。

他方、経常費用として共済金の支払いが前年度より90億円減少したものの、割戻金の支払いが前年度より914億円増加したことなどから、共済金等支払額として824億円増となる5,335億円の費用を計上したほか、責任準備金など共済契約準備金への繰入として1,933億円、負債性資本調達手段に係る利払い5億円を含め、資産運用費用として8億円、事業経費として792億円などの費用があり、経常費用の合計は前年度比110.8%の8,073億円となりました。

以上により、経常収益から経常費用を差し引いた経常剰余金は前年度より92億円の増加となる2,177億円となり、2024年度の割戻準備金として前年度を上回る1,896億円を繰り入れたことなどから、2024年度の当期剰余金は219億円となりました。

①貸借対照表の主要項目

(金額：百万円，率：%)

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	増減
資産合計	997,638	1,026,216	936,236	1,118,629	1,166,453	47,824
(前年度比)	107.8	102.9	91.2	119.5	104.3	
現金及び預金	769,379	772,640	685,737	865,717	879,430	13,712
有価証券	161,418	182,378	183,367	182,410	209,984	27,573
その他資産	66,840	71,196	67,132	70,500	77,038	6,538
負債合計	607,819	607,755	499,358	663,178	683,207	20,028
(前年度比)	107.4	100.0	82.2	132.8	103.0	
共済契約準備金	594,900	593,526	495,258	600,946	617,716	16,770
支払備金	72,377	75,820	79,533	80,942	80,888	△ 53
責任準備金	319,651	332,772	319,515	332,293	347,185	14,892
割戻準備金	202,871	184,934	96,209	187,710	189,641	1,931
その他負債	12,918	14,229	4,100	62,232	65,491	3,258
純資産合計	389,819	418,460	436,878	455,451	483,246	27,795
(前年度比)	108.4	107.3	104.4	104.3	106.1	
出資金	246,612	260,136	271,363	275,230	282,929	7,699
法定準備金	26,325	29,481	32,610	34,205	37,206	3,001
任意積立金	97,934	110,534	122,605	129,005	140,805	11,800
当期末処分剰余金他	18,945	18,306	10,298	17,009	22,304	5,294
負債・純資産合計	997,638	1,026,216	936,236	1,118,629	1,166,453	47,824
(前年度比)	107.8	102.9	91.2	119.5	104.3	

②損益計算書の主要項目

(金額：百万円，率：％)

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	増減
経常収益	993,405	1,029,536	1,045,554	937,384	1,025,053	87,668
(前年度比)	100.9	103.6	101.6	89.7	109.4	
共済掛金等収入	651,936	658,130	663,767	662,485	657,070	△ 5,415
受入共済掛金	651,908	658,113	663,751	662,479	657,065	△ 5,414
受入再共済金	27	16	16	6	4	△ 1
共済契約準備金戻入額	340,537	370,450	380,375	273,811	366,149	92,337
支払備金戻入額	77,174	72,377	75,820	79,533	80,942	1,408
責任準備金戻入額	93,261	95,223	119,645	98,088	97,529	△ 558
割戻準備金戻入額	170,102	202,849	184,909	96,190	187,677	91,487
資産運用収益	538	546	578	568	1,221	652
その他経常収益	393	409	832	517	611	93
経常費用	768,692	822,363	939,749	728,889	807,342	78,452
(前年度比)	96.5	107.0	114.3	77.6	110.8	
共済金等支払額	507,603	554,101	668,079	451,100	533,548	82,448
支払共済金	329,320	342,177	473,346	342,617	333,607	△ 9,010
支払再共済掛金	8,224	9,132	9,900	12,356	12,327	△ 29
支払割戻金	170,058	202,791	184,832	96,126	187,614	91,488
共済契約準備金繰入額	178,745	184,164	185,922	191,808	193,310	1,502
支払備金繰入額	72,377	75,820	79,533	80,942	80,888	△ 53
責任準備金繰入額	106,368	108,344	106,388	110,866	112,422	1,555
資産運用費用	218	202	213	207	808	601
事業経費	81,796	83,475	84,639	85,339	79,205	△ 6,133
その他経常費用	328	419	896	433	468	34
経常剰余金	224,713	207,172	105,804	208,494	217,711	9,216
(前年度比)	119.8	92.2	51.1	197.1	104.4	
特別利益	—	—	1,483	—	1	1
特別損失	43	614	54	48	74	25
法人税等	6,036	6,003	3,073	5,754	6,118	363
(前年度比)	124.3	99.5	51.2	187.2	106.3	
割戻準備金繰入額	202,858	184,911	96,184	187,690	189,609	1,918
(前年度比)	119.3	91.2	52.0	195.1	101.0	
当期剰余金	15,775	15,643	7,974	15,000	21,910	6,910
(前年度比)	124.7	99.2	51.0	188.1	146.1	

(4) 共済事業の種類別の実績

① 共済の種類

共済の種類		主 な 保 障	保障対象年齢／物件
生命共済	こども型	入通院、死亡保障等	0歳～18歳まで
	総合保障型・入院保障型 (※1)	入通院、死亡保障等	18歳～65歳まで
	特約(総合・入院特約)	医療特約、新がん特約および新三大疾病特約、長期医療特約、死亡保障特約(※2)	
	熟年型・熟年入院型	入院、死亡保障等	65歳～85歳まで(特約は80歳まで)
	特約(熟年・熟入特約)	医療特約、新がん特約および新三大疾病特約	
傷害保障型共済 傷害共済(※3)		入院、死亡保障等	18歳～85歳まで (傷害共済は60歳～80歳まで)
新型火災共済		火災、風水害、地震保障	居住用の住宅および家財
	特約(火災特約)	借家人賠償責任特約、地震特約	

※1) 総合保障型・入院保障型には「生命共済6型」を含んでいます(以下、同様)。

※2) 「死亡保障特約」は、2025年4月1日より取り扱いを開始しました。

※3) 現在「傷害共済」への新規加入の取り扱いはしていません。

② 加入数の状況

「こども型」の新規加入数は142,157人(前年度比91.7%)、「総合保障型・入院保障型」の新規加入数は376,807人(前年度比90.8%)となりました。

この結果、「こども型」と「総合保障型・入院保障型」を合わせた新規加入数は、518,964人(前年度比91.0%)と前年実績を下回り、2025年3月末の現加入数は12,775,326人(前年度比98.3%)と222,043人の減少となりました。

また、「熟年型・熟年入院型」の新規加入数は30,490人(前年度比90.9%)となり、総合保障型等の満了に伴う継続加入も244,014人となったものの、脱退数の増加により、2025年3月末の現加入数は5,219,129人(前年度比99.9%)と7,624人の減少となりました。

これにより、生命共済(こども型、総合保障型・入院保障型、熟年型・熟年入院型)の2025年3月末の現加入数は17,994,455人(前年度比98.7%)と229,667人の減少となりました。

このほか、「傷害保障型共済」の新規加入数は12,576人(前年度比106.2%)となり、2025年3月末の現加入数は64,645人(前年度比115.0%)と8,419人の増加となるとともに、「新型火災共済」の新規加入数は134,463件(前年度比105.9%)となり、2025年3月末の現加入数は3,438,596件(前年度比100.5%)と17,901件の増加となりました。

以上により、2025年3月末におけるすべての共済事業の現加入数は21,508,417人(件)となり、前年度比99.0%、209,551人(件)の減少となりました。

(加入数：人/件，率：%)

共済の種類	生命共済				
	こども型	総合保障型 入院保障型 (補足１)	小 計	熟年型 熟年入院型 (補足２)	合 計
新規加入数 (前年度比)	142,157 91.7	376,807 90.8	518,964 91.0	30,490 90.9	549,454 91.0
増減数 (前年度比)	△ 122,933 —	△ 99,110 —	△ 222,043 —	△ 7,624 —	△ 229,667 —
当年度末加入数 (特約) (前年度比)	2,152,845 — 94.6	10,622,481 (4,549,648) 99.1	12,775,326 (4,549,648) 98.3	5,219,129 (2,443,340) 99.9	17,994,455 (6,992,988) 98.7

共済の種類	傷害保障型 共済	傷害共済	新型 火災共済	総合計
新規加入数 (前年度比)	12,576 106.2	— —	134,463 105.9	696,493 93.8
増減数 (前年度比)	8,419 103.7	△ 6,204 —	17,901 149.7	△ 209,551 —
当年度末加入数 (特約) (前年度比)	64,645 — 115.0	10,721 — 63.3	3,438,596 (1,270,365) 100.5	21,508,417 (8,263,353) 99.0

※「増減数」には、自動継続(「自動継続の内訳」を参照)を含んでいます。

※「当年度末加入数」の「特約」のコース別内訳は、下表をご参照ください。

<「特約」のコース別内訳>

ア 総合・入院特約

(加入数：人)

		当年度末 加入数
生命共済	総合・入院特約 合 計	4,549,648
	医療特約	2,937,136
	新がん特約	252,951
	新三大疾病特約	1,221,203
	長期医療特約	138,358

イ 熟年・熟入特約

(加入数：人)

		当年度末 加入数
生命共済	熟年・熟入特約 合 計	2,443,340
	医療特約	1,734,437
	新がん特約	78,473
	新三大疾病特約	630,430

ウ 火災特約

(加入数：件)

		当年度末 加入数
新型 火災共済	火災特約 合 計	1,270,365
	借家人賠償責任特約	171,052
	地震特約	1,099,313

エ 総合計

(加入数：人/件)

	当年度末 加入数
総合計(ア+イ+ウ)	8,263,353

＜補足１＞「総合保障型・入院保障型」のコース別内訳

(加入数：人)

	合 計	総合保障型	入院保障型	総合保障型 ＋ 入院保障型
新規加入数	376,807	221,656	72,440	82,711
増減数	△ 99,110	△ 126,031	6,313	20,608
当年度末加入数	10,622,481	8,306,567	1,031,154	1,284,760

＜補足２＞「熟年型・熟年入院型」のコース別内訳

(加入数：人)

	合 計	熟年型	熟年入院型	熟年型 ＋ 熟年入院型
新規加入数	30,490	19,404	5,730	5,356
増減数	△ 7,624	△ 61,431	26,091	27,716
当年度末加入数	5,219,129	4,465,907	339,299	413,923

＜自動継続の内訳＞

(数：人)

共済の種類	満了数	継続数	合 計
こども型	△ 176,276	—	△ 176,276
総合保障型 入院保障型	△ 255,729	* 1 175,862	△ 79,867
熟年型 熟年入院型	—	* 2 244,014	244,014

* 1 こども型から
総合保障型・入院保障型への継続数

* 2 総合保障型・入院保障型から
熟年型・熟年入院型への継続数

※「総合保障型・入院保障型」の「満了数」には、総合保障１型の満了数(10,325人)を含む。

③受入掛金、支払共済金および割戻金等の状況

正味受入共済掛金は、共済事業全体で前年度比99.2%の6,568億円となりました。このうち、「こども型」と「総合保障型・入院保障型」は、当年度も前年度を下回る厳しい状況となりましたが、「熟年型・熟年入院型」については、総合保障型等からの継続加入の影響もあり前年度比100.6%と引き続き増加しています。また、「新型火災共済」についても前年度比101.5%と堅調な結果となりました。

他方、「こども型」「総合保障型・入院保障型」および「熟年型・熟年入院型」の給付率は、それぞれ前年度を下回る結果となったほか、「新型火災共済」についても自然災害の影響は限定的であったことから、給付率は前年度に比べ2.5ポイント減の28.6%となっています。これにより正味支払共済金は、共済事業全体で前年度比97.0%の3,335億円、平均給付率は前年度に比べ1.2ポイント減の50.8%と前年度を下回る結果となりました。

以上により、割戻引当金として前年度を上回る1,896億円を計上し、共済事業全体の割戻率は前年度に比べて0.6ポイント増の29.8%となり、80.6%をご加入者に還元することができました。

(金額：百万円，率：%)

共済の種類	こども型	総合保障型 入院保障型	熟年型 熟年入院型	傷害保障型 共済	傷害共済	新型 火災共済	合 計
正味受入共済掛金	33,668	335,267	214,586	714	198	72,394	656,831
(前年度比)	94.8	98.3	100.6	116.9	62.7	101.5	99.2
正味 (件数)	298,226	941,958	1,261,604	783	1,046	44,411	2,548,028
支払共済金 (金額)	19,775	160,963	131,619	303	148	20,738	333,548
(前年度比)	92.7	95.4	100.4	117.0	27.6	93.5	97.0
支払再共済掛金	—	—	—	—	—	12,327	12,327
割戻対象掛金	33,294	331,361	210,882	698	194	60,889	637,320
割戻引当金	6,084	117,160	53,859	254	70	12,179	189,609
事業費率	12.6	11.6	12.4	10.8	14.6	13.2	12.1
給付率	58.7 (60.0)	48.0 (49.4)	61.3 (61.4)	42.5 (42.4)	74.7 (169.6)	28.6 (31.1)	50.8 (52.0)
割戻率	18.3 (16.5)	35.4 (34.3)	25.5 (25.9)	36.5 (36.3)	36.5 (0.0)	20.0 (20.0)	29.8 (29.2)
還元率(注)	77.0	83.4	86.8	79.0	111.2	45.6	80.6

※「割戻対象掛金」は、2025年3月31日現在のご加入者の当年度受入掛金集計額です。

なお、新型火災共済について「地震特約」は割戻金の対象外となっているため「割戻対象掛金」には同特約の掛金を含んでいません。

※「給付率」および「割戻率」の括弧書きは、前年度の値を表示しています。

※総合保障型・入院保障型の「割戻率」は、地域(都道府県)により異なります(表中の率は平均)。

※傷害共済の「還元率」は、2023年度に積み立てを行った支払備金の戻入が大きかったため、単年度では100%を超えています。

注) 新型火災共済の「還元率」は、給付率と割戻率を合算したものとは異なります(以下、同様)。

なお、将来、発生が予測される大規模災害を見据え、確実な共済金のお支払いに備えるため、異常危険準備金の積み立てを行うなど内部留保を行っています。

④共済事業の実績推移

こども型

(金額：百万円，率：%)

年 度	加入数(人)	正味受入共済掛金	正味支払共済金	給付率	割戻引当金	割戻率	還元率
2020年	2,509,614	38,563	19,894	51.6	11,630	30.4	82.0
2021年	2,441,525	37,488	25,472	67.9	5,157	13.9	81.8
2022年	2,401,212	36,895	57,538	155.9	—	0.0	155.9
2023年	2,275,778	35,525	21,331	60.0	5,797	16.5	76.5
2024年	2,152,845	33,668	19,775	58.7	6,084	18.3	77.0

総合保障型・入院保障型(加入数以外は特約含む)

(金額：百万円，率：%)

年 度	加入数(人)	正味受入共済掛金	正味支払共済金	給付率	割戻引当金	割戻率	還元率
2020年	10,647,177	340,897	164,320	48.2	121,649	36.1	84.3
2021年	10,730,549	341,982	176,798	51.7	109,689	32.4	84.1
2022年	10,826,449	343,550	254,400	74.1	40,863	12.0	86.1
2023年	10,721,591	341,062	168,653	49.4	115,349	34.3	83.7
2024年	10,622,481	335,267	160,963	48.0	117,160	35.4	83.4

※総合・入院特約の2024年度末加入数は4,549,648人

熟年型・熟年入院型(加入数以外は特約含む)

(金額：百万円，率：%)

年 度	加入数(人)	正味受入共済掛金	正味支払共済金	給付率	割戻引当金	割戻率	還元率
2020年	5,025,227	200,598	117,268	58.5	57,657	29.1	87.6
2021年	5,129,947	206,590	121,563	58.8	57,965	28.5	87.3
2022年	5,197,759	210,938	139,971	66.4	43,099	20.8	87.2
2023年	5,226,753	213,351	131,069	61.4	54,214	25.9	87.3
2024年	5,219,129	214,586	131,619	61.3	53,859	25.5	86.8

※熟年・熟入特約の2024年度末加入数は2,443,340人

傷害保障型共済

(金額：百万円，率：%)

年 度	加入数(人)	正味受入共済掛金	正味支払共済金	給付率	割戻引当金	割戻率	還元率
2020年	27,745	193	47	24.7	66	34.8	59.5
2021年	38,090	377	158	41.9	135	36.7	78.6
2022年	48,106	506	159	31.5	180	36.4	67.9
2023年	56,226	610	259	42.4	216	36.3	78.7
2024年	64,645	714	303	42.5	254	36.5	79.0

傷害共済

(金額：百万円，率：%)

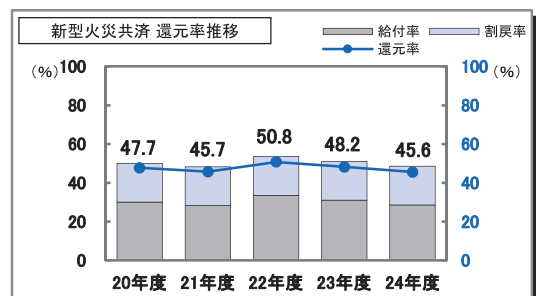
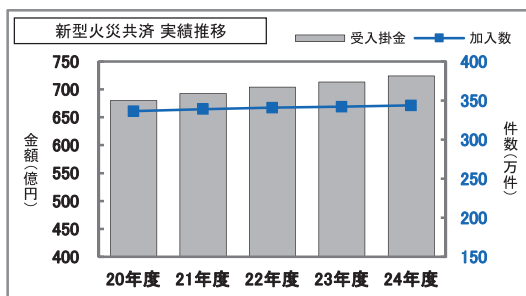
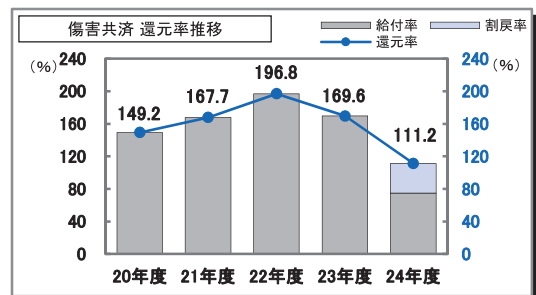
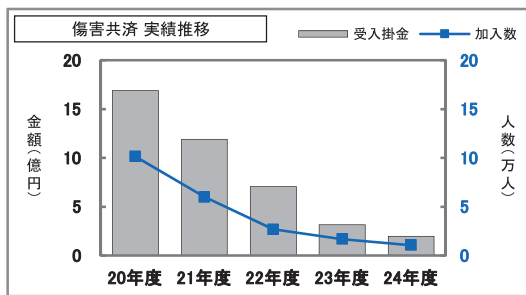
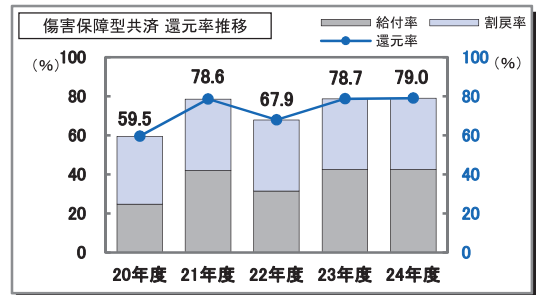
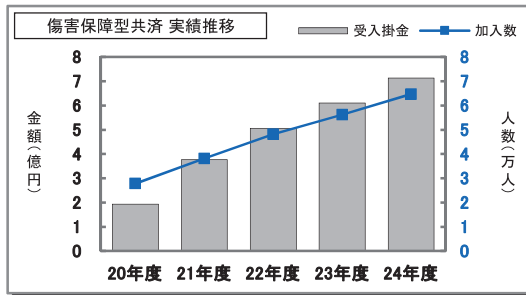
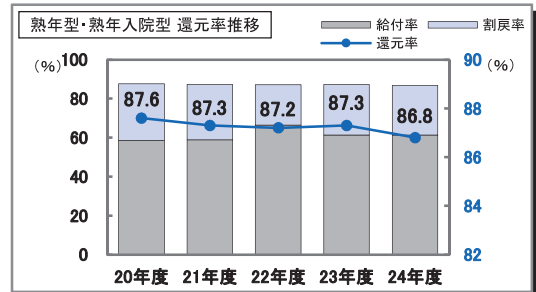
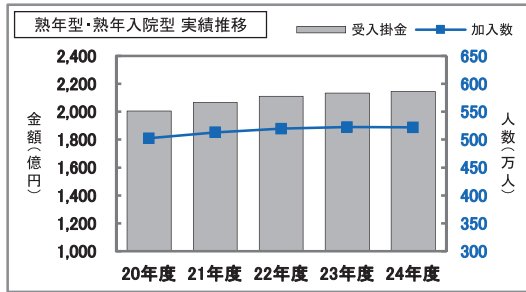
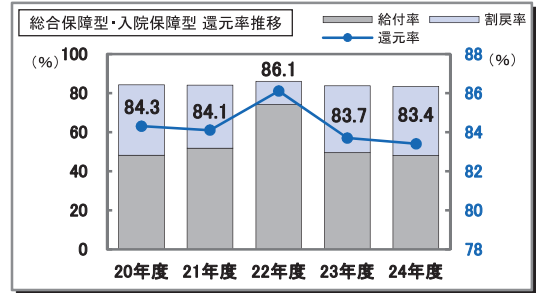
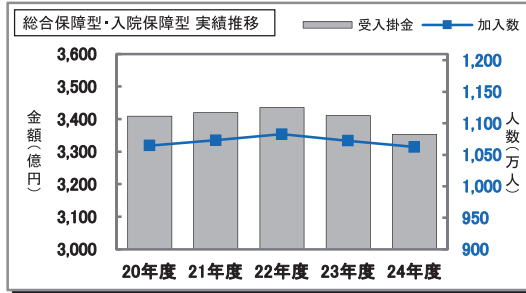
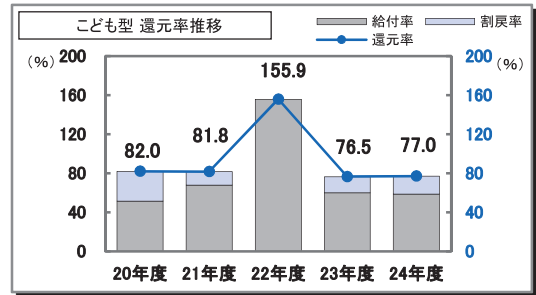
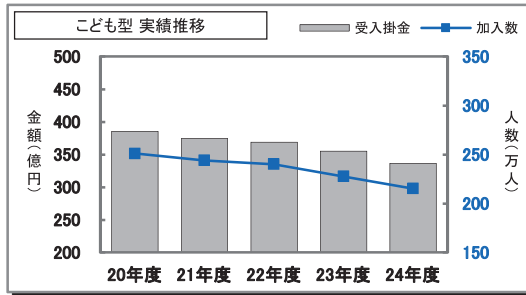
年 度	加入数(人)	正味受入共済掛金	正味支払共済金	給付率	割戻引当金	割戻率	還元率
2020年	101,429	1,689	2,520	149.2	—	0.0	149.2
2021年	60,076	1,192	2,000	167.7	—	0.0	167.7
2022年	26,983	705	1,388	196.8	—	0.0	196.8
2023年	16,925	317	537	169.6	—	0.0	169.6
2024年	10,721	198	148	74.7	70	36.5	111.2

新型火災共済(加入数以外は特約含む)

(金額：百万円，率：%)

年 度	加入数(件)	正味受入共済掛金	正味支払共済金	給付率	割戻引当金	割戻率	還元率
2020年	3,364,282	68,003	20,444	30.1	11,854	20.0	47.7
2021年	3,389,983	69,264	19,610	28.3	11,963	20.0	45.7
2022年	3,408,734	70,378	23,584	33.5	12,041	20.0	50.8
2023年	3,420,695	71,298	22,169	31.1	12,113	20.0	48.2
2024年	3,438,596	72,394	20,738	28.6	12,179	20.0	45.6

※火災特約の2024年度末加入数は1,270,365件



⑤会員生協別の加入状況

〔生命共済〕

会 員 生 協	事業開始 年 月	前年度末 加 入 数	2024年度末加入数				
			合 計	こども型	総合保障型	入院保障型	総合保障型 ＋ 入院保障型
北海道	1987. 4	385,164	383,687	44,074	135,125	37,667	37,057
青 森	1999. 4	172,770	171,879	25,137	65,661	10,565	19,499
岩 手	1984. 2	191,235	188,748	30,350	79,717	10,361	14,103
宮 城	1983. 4	406,811	400,431	42,848	177,565	19,188	31,807
秋 田	1984. 4	169,619	167,158	20,865	68,469	8,381	12,426
山 形	2000. 4	112,398	111,376	15,215	40,544	6,649	9,573
福 島	1984.11	297,345	292,575	33,684	119,631	15,013	25,763
茨 城	1982.10	518,339	511,841	57,476	218,742	29,466	39,640
栃 木	1983. 7	345,506	341,442	38,320	138,631	20,491	28,948
群 馬	1987. 4	335,761	331,608	31,079	145,771	16,990	26,576
埼 玉	1973. 8	2,424,078	2,389,501	199,998	1,639,291	—	—
千 葉	1982.10	1,151,642	1,127,503	97,867	509,566	61,685	82,270
東 京	1983. 6	1,844,169	1,830,059	158,080	855,720	160,035	164,726
神奈川	1983. 2	573,135	562,854	37,792	249,946	39,698	43,353
山 梨	2019. 1	14,331	15,692	1,741	6,173	2,069	2,276
新 潟	1983. 4	404,019	401,337	54,347	168,259	21,863	29,493
富 山	2000.10	97,536	97,546	13,115	37,839	8,238	8,670
石 川	2001. 4	116,826	116,076	18,647	38,517	13,227	12,227
福 井	2019.11	8,349	9,323	1,115	3,261	1,483	1,429
静 岡	1983. 4	593,883	584,052	82,068	251,096	36,609	38,027
愛 知	2003. 4	879,281	863,911	109,997	396,863	57,745	62,094
岐 阜	1983. 8	324,188	318,223	39,574	134,461	17,764	19,812
三 重	1998. 4	274,853	272,810	45,077	104,301	22,214	24,164
長 野	1983. 6	334,087	328,087	37,810	146,554	16,266	19,992
滋 賀	1983. 6	265,014	261,237	38,936	109,972	18,127	19,142
京 都	1983. 6	298,514	293,896	31,295	130,437	16,717	17,055
奈 良	1998. 4	202,853	199,430	24,511	81,441	14,056	14,653
大 阪	1983. 6	1,356,167	1,332,179	155,455	598,440	80,067	104,248
兵 庫	1984.11	577,927	564,589	42,534	236,973	28,447	39,471
和歌山	2007.11	77,256	78,039	11,330	25,633	8,958	9,208
鳥 取	2022. 4	4,442	5,770	787	2,126	819	809
島 根	1983. 7	103,770	102,082	15,367	38,173	6,579	7,503
岡 山	1998. 4	305,279	301,727	54,761	122,555	18,730	28,196
広 島	1984. 6	605,029	595,067	95,464	266,088	29,127	40,145
山 口	1989. 3	267,159	262,786	40,195	105,084	15,422	20,898
香 川	2007. 5	44,230	44,647	6,204	14,421	4,636	5,923
徳 島	2021. 6	6,661	8,028	815	2,892	1,339	1,220
愛 媛	2019. 4	23,405	25,445	2,438	9,311	3,898	3,803
高 知	2021. 4	6,859	7,961	902	2,890	1,219	1,228
福 岡	1986. 6	940,624	933,749	163,662	357,700	66,607	94,294
佐 賀	2019. 7	21,458	23,068	4,944	7,523	2,991	3,370
長 崎	2001. 4	224,629	222,630	46,403	75,033	16,588	22,296
熊 本	1999. 4	291,276	289,866	62,974	95,830	25,386	30,684
大 分	2000. 7	112,191	111,163	16,645	38,916	7,233	11,819
宮 崎	1983. 9	209,631	206,688	42,066	75,034	10,730	21,772
鹿児島	1999. 4	291,326	289,488	56,693	100,900	17,598	30,656
沖 縄	2022. 4	13,097	17,201	2,188	7,190	2,213	2,442
合 計		18,224,122	17,994,455	2,152,845	8,236,265	1,031,154	1,284,760

※総合・入院特約の2024年度末加入数は4, 549, 648人、熟年・熟入特約の2024年度末加入数は2, 443, 340人

※「愛知」の事業開始は1983年6月、表中は現委託先の事業開始年月を表示しています。

※「埼玉」の「総合保障型」には埼玉県民共済協の別規約(1, 528, 181人)を含んでいます。

(単位：人)

2024年度末加入数				2024年度		会 員 生 協
生命共済6型	熟年型	熟年入院型	熟年型 ＋ 熟年入院型	新規加入数	脱退数	
1,528	100,948	12,780	14,508	14,746	16,223	北海道
476	40,426	3,765	6,350	6,038	6,929	青 森
827	45,343	3,453	4,594	5,858	8,345	岩 手
2,542	109,578	6,608	10,295	11,177	17,557	宮 城
638	48,923	2,984	4,472	3,933	6,394	秋 田
206	30,298	3,575	5,316	3,267	4,289	山 形
1,740	81,453	5,736	9,555	8,200	12,970	福 島
2,301	138,550	11,656	14,010	15,043	21,541	茨 城
1,186	94,571	7,995	11,300	10,297	14,361	栃 木
1,115	95,509	6,377	8,191	8,267	12,420	群 馬
—	550,212	—	—	53,615	88,192	埼 玉
6,341	325,149	19,771	24,854	27,721	51,860	千 葉
10,635	406,578	34,180	40,105	64,199	78,309	東 京
2,814	158,056	14,775	16,420	16,611	26,892	神奈川
26	2,066	737	604	2,207	846	山 梨
1,729	106,773	7,891	10,982	11,638	14,320	新 潟
247	22,081	3,649	3,707	3,683	3,673	富 山
252	23,189	4,853	5,164	4,223	4,973	石 川
17	1,054	506	458	1,487	513	福 井
1,100	150,178	12,477	12,497	17,490	27,321	静 岡
1,998	203,419	15,142	16,653	23,527	38,897	愛 知
1,386	90,138	7,103	7,985	8,031	13,996	岐 阜
938	60,772	7,463	7,881	10,168	12,211	三 重
694	91,793	7,099	7,879	7,200	13,200	長 野
1,460	60,927	6,398	6,275	7,228	11,005	滋 賀
1,272	84,547	6,205	6,368	9,579	14,197	京 都
1,261	52,313	5,677	5,518	5,456	8,879	奈 良
7,794	330,634	26,019	29,522	38,578	62,566	大 阪
3,252	180,797	15,995	17,120	14,212	27,550	兵 庫
135	15,034	4,051	3,690	3,937	3,154	和歌山
5	709	295	220	1,654	326	鳥 取
349	28,254	2,807	3,050	2,739	4,427	島 根
2,630	60,786	6,275	7,794	9,264	12,816	岡 山
4,237	139,060	10,125	10,821	14,473	24,435	広 島
1,272	67,093	5,798	7,024	6,890	11,263	山 口
89	8,743	2,036	2,595	2,599	2,182	香 川
5	1,021	406	330	1,799	432	徳 島
17	3,342	1,448	1,188	3,312	1,272	愛 媛
8	1,037	350	327	1,571	469	高 知
2,528	205,095	17,517	26,346	36,653	43,528	福 岡
43	2,436	837	924	3,051	1,441	佐 賀
620	47,167	6,430	8,093	8,260	10,259	長 崎
713	57,045	6,857	10,377	12,314	13,724	熊 本
302	28,415	3,172	4,661	3,930	4,958	大 分
741	46,817	3,214	6,314	7,001	9,944	宮 崎
812	65,592	6,172	11,065	11,021	12,859	鹿児島
21	1,986	640	521	5,307	1,203	沖 縄
70,302	4,465,907	339,299	413,923	549,454	779,121	

〔傷害保障型共済〕

(単位：人)

会 員 生 協	前年度末 加 入 数	2024年度末 加 入 数	2024年度	
			新規加入数	脱退数
北海道	1,072	1,216	201	57
青 森	1,048	1,235	269	82
岩 手	1,669	1,998	439	110
宮 城	1,014	1,204	281	91
秋 田	421	511	114	24
山 形	727	856	174	45
福 島	1,254	1,586	409	77
茨 城	1,016	1,128	190	78
栃 木	737	847	154	44
群 馬	703	786	134	51
埼 玉	—	—	—	—
千 葉	2,340	2,551	402	191
東 京	4,856	5,524	1,072	404
神奈川	2,929	3,388	734	275
山 梨	125	142	31	14
新 潟	786	883	155	58
富 山	430	485	82	27
石 川	396	426	52	22
福 井	111	132	27	6
静 岡	938	1,063	216	91
愛 知	1,295	1,481	309	123
岐 阜	547	610	104	41
三 重	654	795	197	56
長 野	603	678	109	34
滋 賀	653	725	147	75
京 都	927	1,024	178	81
奈 良	640	730	146	56
大 阪	9,770	11,275	2,236	731
兵 庫	6,224	7,341	1,473	356
和歌山	597	710	153	40
鳥 取	50	65	21	6
島 根	321	352	59	28
岡 山	797	876	142	63
広 島	1,316	1,535	292	73
山 口	749	1,023	317	43
香 川	290	340	68	18
徳 島	79	104	31	6
愛 媛	244	309	82	17
高 知	146	199	69	16
福 岡	2,639	2,898	444	185
佐 賀	285	322	65	28
長 崎	830	876	110	64
熊 本	891	969	129	51
大 分	498	560	84	22
宮 崎	1,295	1,442	231	84
鹿児島	1,149	1,228	165	86
沖 縄	165	217	79	27
合 計	56,226	64,645	12,576	4,157

〔傷害共済〕

(単位：人)

会 員 生 協	2024年度末 加 入 数
北海道	24
青 森	39
岩 手	157
宮 城	63
秋 田	54
山 形	9
福 島	119
茨 城	225
栃 木	234
群 馬	104
埼 玉	5,590
千 葉	406
東 京	1,099
神奈川	154
山 梨	2
新 潟	53
富 山	16
石 川	—
福 井	—
静 岡	198
愛 知	177
岐 阜	72
三 重	105
長 野	4
滋 賀	147
京 都	154
奈 良	74
大 阪	445
兵 庫	278
和歌山	4
鳥 取	2
島 根	32
岡 山	107
広 島	1
山 口	126
香 川	7
徳 島	—
愛 媛	2
高 知	1
福 岡	385
佐 賀	—
長 崎	3
熊 本	—
大 分	40
宮 崎	2
鹿児島	7
沖 縄	—
合 計	10,721

〔新型火災共済〕

(単位：件)

会 員 生 協	前年度末 加 入 数	2024年度末 加 入 数	2024年度	
			新規加入数	脱退数
北海道	79,749	79,403	2,707	3,053
青 森	38,890	39,882	2,197	1,205
岩 手	46,311	46,656	1,830	1,485
宮 城	65,136	64,819	2,142	2,459
秋 田	37,209	37,588	1,531	1,152
山 形	19,331	20,341	1,517	507
福 島	62,075	62,043	2,048	2,080
茨 城	97,895	99,052	3,999	2,842
栃 木	72,226	72,602	2,543	2,167
群 馬	94,551	95,751	3,598	2,398
埼 玉	358,377	354,536	6,564	10,405
千 葉	242,146	241,729	7,544	7,961
東 京	285,327	282,989	9,173	11,511
神奈川	117,087	116,258	3,418	4,247
山 梨	1,801	2,059	333	75
新 潟	127,223	129,495	5,762	3,490
富 山	18,468	20,103	2,194	559
石 川	19,083	19,271	1,117	929
福 井	1,067	1,362	338	43
静 岡	94,660	95,699	4,302	3,263
愛 知	66,044	66,259	2,657	2,442
岐 阜	76,834	77,583	2,902	2,153
三 重	47,248	48,303	2,546	1,491
長 野	67,152	67,059	1,977	2,070
滋 賀	47,899	48,306	1,853	1,446
京 都	53,664	53,429	1,660	1,895
奈 良	47,004	47,761	2,174	1,417
大 阪	261,524	261,584	10,183	10,123
兵 庫	213,344	212,026	5,923	7,241
和歌山	13,840	14,661	1,267	446
鳥 取	423	730	333	26
島 根	22,959	23,058	783	684
岡 山	41,946	42,386	1,774	1,334
広 島	95,713	96,238	3,721	3,196
山 口	34,848	35,437	1,857	1,268
香 川	6,971	7,289	550	232
徳 島	915	1,144	281	52
愛 媛	3,228	3,649	560	139
高 知	998	1,331	396	63
福 岡	217,220	218,008	9,374	8,586
佐 賀	2,594	3,049	548	93
長 崎	52,375	53,026	2,598	1,947
熊 本	35,706	39,406	4,997	1,297
大 分	20,541	20,736	912	717
宮 崎	39,734	40,026	2,080	1,788
鹿児島	69,894	72,642	5,269	2,521
沖 縄	879	1,259	427	47
J A L	586	573	4	17
合 計	3,420,695	3,438,596	134,463	116,562

※火災特約の2024年度末加入数は1,270,365件

(5) 共済事業の開発状況

小さなお子様を扶養しているなど、ご家族への保障が特に必要とされる時期に、健康告知のみで手軽に備えることのできる「死亡保障特約」を以下のとおり新設しました。詳細については全国生協連のホームページ(<https://www.kyosai-cc.or.jp/>)にてご確認ください。

「死亡保障特約」の新設(2025年4月1日取扱開始)

子育て世代や働き盛りの世代からの多くの声にお応えして「死亡保障特約」を新設しました。この「死亡保障特約」は、ご加入者が万一、死亡した場合の保障(または重度障害になられた場合の保障)を基本コースに上乗せする特約で、生命共済にご加入の満18歳から満49歳の方が付加することができます。

	死亡保障1型特約(月掛金1,000円)
保 障 期 間	18歳～60歳
死亡・重度障害	400万円

2. 事業の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標(直近5事業年度)

(金額：百万円)

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
経常収益	993,405	1,029,536	1,045,554	937,384	1,025,053
経常剰余金	224,713	207,172	105,804	208,494	217,711
当期剰余金	15,775	15,643	7,974	15,000	21,910
出資金 (金額)	246,612	260,136	271,363	275,230	282,929
および出資口数 (口数)	24,661,277	26,013,697	27,136,317	27,523,027	28,292,997
純資産額	389,819	418,460	436,878	455,451	483,246
総資産額	997,638	1,026,216	936,236	1,118,629	1,166,453
責任準備金残高	319,651	332,772	319,515	332,293	347,185
貸付金残高	29	27	22	22	18
有価証券残高	161,418	182,378	183,367	182,410	209,984
支払余力比率	966	1,030	1,037	1,170	1,243
剰余金の配当の金額	167	177	186	218	280
常勤職員数(人)	200	216	213	217	216
加入数(人/件)	21,675,474	21,790,170	21,909,243	21,717,968	21,508,417
(特約)	(7,947,615)	(8,111,425)	(8,236,006)	(8,247,849)	(8,263,353)
保有契約高	193,888,293	192,645,859	191,555,176	188,735,830	186,270,843
こども型	15,367,415	14,933,465	14,681,755	13,890,710	13,121,540
総合保障型・入院保障型	89,347,719	88,362,996	87,403,061	85,233,926	83,200,303
熟年型・熟年入院型	10,687,132	10,616,322	10,492,184	10,262,320	10,016,331
傷害保障型共済	204,190	284,915	363,257	422,235	481,607
傷害共済	1,014,290	600,760	269,830	169,250	107,210
新型火災共済	77,267,546	77,847,401	78,345,089	78,757,387	79,343,851
正味受入共済掛金	649,946	656,895	662,975	662,166	656,831
こども型	38,563	37,488	36,895	35,525	33,668
総合保障型・入院保障型	340,897	341,982	343,550	341,062	335,267
熟年型・熟年入院型	200,598	206,590	210,938	213,351	214,586
傷害保障型共済	193	377	506	610	714
傷害共済	1,689	1,192	705	317	198
新型火災共済	68,003	69,264	70,378	71,298	72,394
正味支払共済金 (件数)	2,212,836	2,524,553	4,978,856	2,493,254	2,548,028
正味支払共済金 (金額)	324,495	345,603	477,043	344,020	333,548
こども型	19,894	25,472	57,538	21,331	19,775
総合保障型・入院保障型	164,320	176,798	254,400	168,653	160,963
熟年型・熟年入院型	117,268	121,563	139,971	131,069	131,619
傷害保障型共済	47	158	159	259	303
傷害共済	2,520	2,000	1,388	537	148
新型火災共済	20,444	19,610	23,584	22,169	20,738
割戻準備金繰入額	202,858	184,911	96,184	187,690	189,609

※剰余金の配当の金額は、出資配当金の金額を記載しています。

※常勤職員数(人)は、常勤嘱託職員を含んでいます。

※保有契約高は、死亡保障と火災保障の契約高としています(以下、同様)。

(2) 全国生協連および子法人の主要な業務の状況を示す指標(直近5連結事業年度)

(金額：百万円)

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
経常収益	993,665	1,029,811	1,045,860	937,688	1,025,365
経常剰余金	224,721	207,178	105,808	208,509	217,722
当期剰余金	15,780	15,645	7,977	15,008	21,917
純資産額	390,107	418,751	437,171	455,752	483,555
総資産額	997,973	1,026,552	936,595	1,118,999	1,166,831

※子法人の状況に関する事項は、91頁をご参照ください。

※2021年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を適用し、収益について総額での認識から純額での認識に変更し表示しています。これに伴い、2020年度以前についても、当該会計基準を適用した後の値を表示しています。

(3) 主要な業務の状況および共済契約に関する指標

①保有契約高・保有契約高増加率

(金額：百万円，率：%)

年 度		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	増減
生命系 共済	合 計	116,620,746	114,798,458	113,210,087	109,978,442	106,926,992	△ 3,051,450
	(前年度比)	98.9	98.4	98.6	97.1	97.2	
	こども型	15,367,415	14,933,465	14,681,755	13,890,710	13,121,540	△ 769,170
	(前年度比)	97.7	97.2	98.3	94.6	94.5	
	総合保障型 入院保障型	89,347,719	88,362,996	87,403,061	85,233,926	83,200,303	△ 2,033,623
	(前年度比)	99.2	98.9	98.9	97.5	97.6	
	熟年型 熟年入院型	10,687,132	10,616,322	10,492,184	10,262,320	10,016,331	△ 245,989
	(前年度比)	100.3	99.3	98.8	97.8	97.6	
火災 共済	傷害保障型共済	204,190	284,915	363,257	422,235	481,607	59,372
	(前年度比)	—	139.5	127.5	116.2	114.1	
火災 共済	傷害共済	1,014,290	600,760	269,830	169,250	107,210	△ 62,040
	(前年度比)	70.8	59.2	44.9	62.7	63.3	
火災 共済	新型火災共済	77,267,546	77,847,401	78,345,089	78,757,387	79,343,851	586,463
	(前年度比)	101.0	100.8	100.6	100.5	100.7	
合 計		193,888,293	192,645,859	191,555,176	188,735,830	186,270,843	△ 2,464,986
(前年度比)		99.7	99.4	99.4	98.5	98.7	

②新契約高

(金額：百万円，率：%)

年 度		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	増減
生命系 共済	合 計	5,950,806	5,427,031	5,605,206	4,075,606	3,727,954	△ 347,652
	(前年度比)	105.6	91.2	103.3	72.7	91.5	
	こども型	1,343,365	1,279,790	1,482,200	956,280	880,555	△ 75,725
	(前年度比)	97.4	95.3	115.8	64.5	92.1	
	総合保障型 入院保障型	4,296,061	3,958,180	3,930,098	2,953,199	2,682,336	△ 270,863
	(前年度比)	103.5	92.1	99.3	75.1	90.8	
	熟年型 熟年入院型	92,060	82,220	79,400	64,017	58,023	△ 5,993
	(前年度比)	91.1	89.3	96.6	80.6	90.6	
火災 共済	傷害保障型共済	217,610	105,500	112,627	101,880	106,860	4,980
	(前年度比)	—	48.5	106.8	90.5	104.9	
火災 共済	傷害共済	1,710	1,340	880	230	180	△ 50
	(前年度比)	58.4	78.4	65.7	26.1	78.3	
火災 共済	新型火災共済	2,983,867	2,888,752	2,828,703	2,644,506	2,769,143	124,636
	(前年度比)	96.0	96.8	97.9	93.5	104.7	
合 計		8,934,674	8,315,783	8,433,910	6,720,113	6,497,097	△ 223,016
(前年度比)		102.2	93.1	101.4	79.7	96.7	

※新契約高は、新規加入数の契約高としています。なお、コース変更や共済継続は含んでいません。

③保障機能別保有契約高

ア. 生命系共済

(金額：百万円)

年 度			2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	増減
死亡保障	普通死亡	合計	46,086,270	45,459,834	44,897,542	43,621,577	42,389,696	△ 1,231,880
		こども型	6,146,966	5,973,386	5,872,702	5,556,284	5,248,616	△ 307,668
		総合保障型 入院保障型	35,575,830	35,189,328	34,806,185	33,942,840	33,120,541	△ 822,299
		熟年型 熟年入院型	4,363,474	4,297,120	4,218,654	4,122,452	4,020,539	△ 101,912
		傷害保障型共済	—	—	—	—	—	—
		傷害共済	—	—	—	—	—	—
	災害死亡	合計	49,230,625	48,334,675	47,563,607	46,216,162	44,964,172	△ 1,251,989
		こども型	6,146,966	5,973,386	5,872,702	5,556,284	5,248,616	△ 307,668
		総合保障型 入院保障型	35,541,521	35,156,412	34,784,289	33,928,525	33,130,947	△ 797,577
		熟年型 熟年入院型	6,323,658	6,319,202	6,273,529	6,139,868	5,995,791	△ 144,076
		傷害保障型共済	204,190	284,915	363,257	422,235	481,607	59,372
		傷害共済	1,014,290	600,760	269,830	169,250	107,210	△ 62,040
	交通死亡	合計	21,303,850	21,003,948	20,748,937	20,140,703	19,573,122	△ 567,580
		こども型	3,073,483	2,986,693	2,936,351	2,778,142	2,624,308	△ 153,834
		総合保障型 入院保障型	18,230,367	18,017,255	17,812,586	17,362,561	16,948,814	△ 413,746
		熟年型 熟年入院型	—	—	—	—	—	—
		傷害保障型共済	—	—	—	—	—	—
		傷害共済	—	—	—	—	—	—
入院保障	災害入院	合計	101,043	101,277	101,711	99,914	98,201	△ 1,713
		こども型	15,367	14,933	14,681	13,890	13,121	△ 769
		総合保障型 入院保障型	66,116	66,818	67,579	66,664	65,839	△ 824
		熟年型 熟年入院型	18,316	18,607	18,778	18,721	18,596	△ 124
		傷害保障型共済	228	316	402	468	536	67
		傷害共済	1,014	600	269	169	107	△ 62
	疾病入院	合計	95,279	95,873	96,589	94,931	93,308	△ 1,623
		こども型	15,367	14,933	14,681	13,890	13,121	△ 769
		総合保障型 入院保障型	61,541	62,296	63,105	62,301	61,577	△ 724
		熟年型 熟年入院型	18,369	18,643	18,802	18,738	18,609	△ 129
		傷害保障型共済	—	—	—	—	—	—
		傷害共済	—	—	—	—	—	—

(金額：百万円)

年 度			2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	増減
障害保障		合計	116,620,746	114,798,458	113,210,087	109,978,442	106,926,992	△ 3,051,450
		こども型	15,367,415	14,933,465	14,681,755	13,890,710	13,121,540	△ 769,170
		総合保障型 入院保障型	89,347,719	88,362,996	87,403,061	85,233,926	83,200,303	△ 2,033,623
		熟年型 熟年入院型	10,687,132	10,616,322	10,492,184	10,262,320	10,016,331	△ 245,989
		傷害保障型共済	204,190	284,915	363,257	422,235	481,607	59,372
		傷害共済	1,014,290	600,760	269,830	169,250	107,210	△ 62,040
手術保障		合計	1,564,381	1,558,730	1,558,986	1,514,885	1,470,249	△ 44,636
		こども型	614,696	597,338	587,270	555,628	524,861	△ 30,766
		総合保障型 入院保障型	798,470	805,220	811,566	796,468	780,665	△ 15,803
		熟年型 熟年入院型	147,228	150,601	153,042	154,530	155,310	779
		傷害保障型共済	3,986	5,570	7,108	8,258	9,412	1,154
		傷害共済	—	—	—	—	—	—

※入院保障は、日額を契約高としています。

※障害保障は、交通事故による重度障害の契約高としています。重度障害割増は含んでいません。

※手術保障の内、傷害保障型共済については、災害に係る手術の契約高としています。

イ．火災共済

(金額：百万円)

年 度		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	増減
火災保障	新型火災共済	77,267,546	77,847,401	78,345,089	78,757,387	79,343,851	586,463
風水害保障	新型火災共済	16,314,817	16,461,325	16,585,571	16,686,655	16,822,539	135,884
地震保障	新型火災共済	6,911,683	7,186,478	7,437,903	7,708,521	7,997,137	288,616
借家人賠償	新型火災共済	1,181,590	1,242,925	1,289,630	1,312,820	1,338,860	26,040

④正味支払共済金の額

(金額：百万円，率：％)

年 度		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	増減
生命系 共済	合 計	304,051	325,993	453,458	321,851	312,810	△ 9,040
	(前年度比)	94.6	107.2	139.1	71.0	97.2	
	こども型	19,894	25,472	57,538	21,331	19,775	△ 1,556
	(前年度比)	82.6	128.0	225.9	37.1	92.7	
	総合保障型 入院保障型	164,320	176,798	254,400	168,653	160,963	△ 7,689
	(前年度比)	93.7	107.6	143.9	66.3	95.4	
	熟年型 熟年入院型	117,268	121,563	139,971	131,069	131,619	550
	(前年度比)	99.0	103.7	115.1	93.6	100.4	
火災 共済	傷害保障型共済	47	158	159	259	303	44
	(前年度比)	—	330.3	100.9	162.5	117.0	
	傷害共済	2,520	2,000	1,388	537	148	△ 389
	(前年度比)	68.7	79.4	69.4	38.7	27.6	
火災 共済	新型火災共済	20,444	19,610	23,584	22,169	20,738	△ 1,431
	(前年度比)	66.8	95.9	120.3	94.0	93.5	
合 計		324,495	345,603	477,043	344,020	333,548	△ 10,471
(前年度比)		92.1	106.5	138.0	72.1	97.0	

⑤保有契約平均共済金額

(金額：千円)

年 度		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
生命系共済	こども型	6,123	6,116	6,114	6,103	6,094
	総合保障型 入院保障型	9,737	9,568	9,397	9,269	9,148
	熟年型 熟年入院型	2,126	2,069	2,018	1,963	1,919
	傷害保障型共済	7,359	7,480	7,551	7,509	7,450
	傷害共済	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
火災共済	新型火災共済	22,967	22,963	22,983	23,023	23,074

⑥新契約平均共済金額

(金額：千円)

年 度		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
生命系共済	こども型	6,123	6,125	6,168	6,166	6,194
	総合保障型 入院保障型	8,083	7,915	7,678	7,883	7,885
	熟年型 熟年入院型	1,951	1,924	1,889	1,907	1,903
	傷害保障型共済	7,575	8,532	8,684	8,604	8,497
	傷害共済	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
火災共済	新型火災共済	21,309	21,557	21,506	21,627	21,922

※新契約平均共済金額は、基本コースとし、特約コースは含んでいません。

⑦解約・失効率

(単位：%)

年 度		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
生命系共済	こども型	2.57	3.20	3.35	3.85	3.49
	総合保障型 入院保障型	2.74	2.79	2.81	3.14	2.87
	熟年型 熟年入院型	1.54	1.66	1.76	2.07	2.07
	傷害保障型共済	4.87	5.51	5.94	6.18	5.76
	傷害共済	2.23	2.45	2.51	2.64	2.53
火災共済	新型火災共済	3.31	3.20	3.33	3.27	3.30

※解約・失効率＝解約・失効件数÷平均加入件数

⑧月払契約の新契約平均共済掛金

(金額：円)

年 度		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
生命系共済	こども型	1,224	1,225	1,233	1,233	1,238
	総合保障型 入院保障型	2,594	2,568	2,537	2,538	2,534
	熟年型 熟年入院型	2,805	2,785	2,779	2,806	2,809
	傷害保障型共済	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	傷害共済	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
火災共済	新型火災共済	1,482	1,485	1,486	1,485	1,499

※新契約平均共済掛金は、基本コースとし、特約コースは含んでいません。

⑨支払余力比率

(金額：百万円，率：％)

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	増減
支払余力総額(A) [a+b+c+d+e+f+g+h-i]	657,281	702,829	709,403	793,053	841,423	48,370
a 純資産の部	389,634	418,624	437,639	456,287	485,618	29,330
b 価格変動準備金の額	144	194	244	293	360	66
c 異常危険準備金の額	224,427	236,330	222,298	234,763	249,421	14,657
d 一般貸倒引当金の額	4	21	33	62	25	△ 36
e その他有価証券の評価差損益	21	△ 472	△ 1,309	△ 1,459	△ 3,702	△ 2,243
f 土地含み損益	△ 364	—	—	—	—	—
g 税効果相当額	43,413	48,130	50,498	55,002	61,597	6,594
h 負債性資本調達手段	—	—	—	48,103	48,103	—
i 繰延税金資産不算入額	—	—	—	—	—	—
リスクの合計額(B) [$\sqrt{\{(a+b)^2 + (d+e)^2\}} + c + f$]	136,037	136,467	136,752	135,550	135,280	△ 270
a 一般共済リスク相当額	43,306	42,838	42,466	41,352	40,883	△ 469
b 第三分野共済リスク相当額	59,330	60,171	60,933	60,642	60,729	87
c 巨大災害リスク相当額	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	—
d 予定利率リスク相当額	—	—	—	—	—	—
e 資産運用リスク相当額	10,515	10,929	10,018	11,793	12,634	840
f 経営管理リスク相当額	2,863	2,878	2,868	2,875	2,884	9
支払余力比率(C) [(A) / {(B) × 1/2} × 100]	966	1,030	1,037	1,170	1,243	73

※支払余力比率とは、通常の予測を超えて発生する様々なリスク(巨大災害など)に対して、どの程度の支払余力を備えているかを判断する指標の一つです。

※この指標は「消費生活協同組合法施行規則」および同法施行規程に基づいて算出しているため、生命保険会社や損害保険会社のソルベンシーマージン比率とは単純に比較できません。

※「巨大災害リスク相当額」は、支払限度額(2024年度：地震3,000億円・風水害850億円／注)から再保険に出再した額を控除した額です。

注：2020年度は地震2,600億円・風水害850億円、2021年度は地震2,800億円・風水害850億円、2022年度および2023年度は地震3,000億円・風水害850億円

⑩第三分野共済の給付事由または共済種類ごとの発生共済金額の経過共済掛金に対する割合(給付率)

(単位：％)

共済の種類		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
給付率	こども型	54.8	81.4	262.0	65.4	65.7
	総合保障型・入院保障型	47.6	53.4	91.5	48.3	44.4
	熟年型・熟年入院型	55.8	55.7	65.5	57.8	55.4
	傷害保障型共済	31.3	53.1	39.9	50.4	50.3
	傷害共済	116.7	121.5	160.2	88.1	48.8
	合計	51.1	55.9	91.3	52.7	49.6

※上記の給付率は、各「共済の種類」の保障内容の内、第三分野に該当する保障を抜き出して算出しています。

※主に入院や不慮の事故に伴う死亡等の保障が第三分野共済に該当します。

⑪契約者割戻しの状況

2024年度の正味受入共済掛金は、共済事業全体で6,568億円となり、正味支払共済金は3,335億円、平均給付率は50.8%となりました。

また、将来の大規模自然災害やパンデミックなどの発生に備えるため、異常危険準備金として共済事業全体で146億円の繰入を行っています。

なお、正味受入共済掛金に占める事業費(事業費率)が前年度に比べて0.8ポイント減少し、12.1%となったことに加えて、平均給付率の減少などに伴い共済事業全体の割戻準備金への繰り入れは、前年度を上回る1,896億円を計上することとなりました。

＜ 割 戻 金 ＞

決算後、剰余金が生じたときは割戻金として毎年3月31日現在のご加入者を対象にお戻ししています。割戻率は、共済金のお支払い等による剰余金の増減で変動いたします。

《 割戻金の計算例 》

毎年4月から翌年3月までの12ヵ月間加入している場合

(金額：円，率：%)

共済の種類	コース	年間掛金	年 度	割戻率	割戻金	実質負担額
こども型	1 型 (月掛金1,000円)	12,000	2020年	30.44	3,652	8,348
			2021年	13.89	1,666	10,334
			2022年	0.00	—	12,000
			2023年	16.53	1,983	10,017
			2024年	18.27	2,192	9,808
総合保障型 入院保障型	2 型 (月掛金2,000円)	24,000	2020年	36.08	8,659	15,341
			2021年	32.43	7,783	16,217
			2022年	12.04	2,889	21,111
			2023年	34.27	8,224	15,776
			2024年	35.36	8,486	15,514
熟年型 熟年入院型	2 型 (月掛金2,000円)	24,000	2020年	29.13	6,991	17,009
			2021年	28.46	6,830	17,170
			2022年	20.75	4,980	19,020
			2023年	25.85	6,204	17,796
			2024年	25.54	6,129	17,871
傷害保障型共済	(月掛金1,000円)	12,000	2020年	34.76	4,171	7,829
			2021年	36.69	4,402	7,598
			2022年	36.42	4,370	7,630
			2023年	36.33	4,359	7,641
			2024年	36.48	4,377	7,623
傷害共済(注)	(月掛金1,000円)	12,000	2024年	36.48	4,377	7,623
新型火災共済	木造の住宅・家財 合わせて 保障額3,300万円 の場合	26,400	2020年	20.00	5,280	21,120
			2021年	20.00	5,280	21,120
			2022年	20.00	5,280	21,120
			2023年	20.00	5,280	21,120
			2024年	20.00	5,280	21,120
※掛金の払い込みを「年払い」とした例です。						

※総合保障型・入院保障型の「割戻率」は、地域(都道府県)により異なります(表中の率は平均)。

※傷害保障型共済および傷害共済は、月掛金1,000円のみとなります。

注) 傷害共済について、過年度は決算の結果、共済金等の支払いが多額となり割戻しを行うに至っていません。

⑫再保険の実施状況

ア．再保険の出再先の数

(数：社)

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
再保険の出再先の数	75	71	72	69	69

イ．支払再保険料の上位 5 社の割合

(割合：％)

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
支払再保険料の上位 5 社の割合	25.1	27.2	26.9	27.0	27.1

ウ．格付区分毎の再保険料の割合

(割合：％)

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A 以上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
B B B 以上 A 未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他(B B B 未満・格付なし)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※S&P社またはA. M. Best社の格付を使用しています。なお、「A－」は、「A 以上」に区分しています。

エ．未収再保険金の額

(金額：百万円)

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
未収再保険金	6	1	3	1	0

※東日本大震災に係る未収再保険金を計上しています。

(4) 経理に関する指標

①責任準備金明細

ア. 責任準備金の積立方式および積立率
共済掛金積立金の計上はありません。

イ. 未経過共済掛金明細

(金額：百万円，率：%)

認可事業規約別の種類	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末	増減
子供共済	3,000	2,917	2,856	2,709	2,551	△ 158
生命共済	23,311	23,427	23,438	23,097	22,686	△ 411
熟年共済	19,221	19,589	19,752	19,823	19,798	△ 24
傷害共済	2,393	2,383	2,372	2,321	2,284	△ 37
火災共済	47,297	48,123	48,797	49,577	50,443	866
合 計	95,223	96,441	97,217	97,529	97,764	234
(前年度比)	102.1	101.3	100.8	100.3	100.2	

ウ. 異常危険準備金明細

(金額：百万円，率：%)

認可事業規約別の種類	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末	増減
子供共済	20,084	21,656	—	3,274	6,442	3,168
生命共済	66,483	66,697	66,883	66,012	68,507	2,495
熟年共済	21,845	24,198	26,578	28,963	31,344	2,380
傷害共済	21,872	22,955	24,039	25,111	26,166	1,055
火災共済	94,142	100,821	104,796	111,402	116,960	5,558
合 計	224,427	236,330	222,298	234,763	249,421	14,657
(前年度比)	105.2	105.3	94.1	105.6	106.2	

エ. 第三分野共済の共済契約に係る責任準備金の積立てについて

疾病や傷害を対象として共済金を支払う第三分野共済は、医療制度の変化や医療技術の進歩等の影響を受けやすく、その発生率が変動しやすいという特徴を有しています。

全国生協連における第三分野共済のリスクに対応した異常危険準備金額は58,252百万円であり、第三分野共済と第三分野以外の共済の積立額を「消費生活協同組合法施行規則」第194条に基づき共済計理人がそれぞれ確認し、その結果を理事会に報告しています。

生命共済では第三分野の限度額を積み立てています。熟年共済および傷害共済は第三分野共済の限度額超過分があったため、その分を第三分野以外の異常危険準備金積立額に増額しています。

※全国生協連の第三分野共済の共済期間は1年間であることから「消費生活協同組合法施行規則」および同法施行規程に基づき、負債十分性テストおよびストレステストは実施しておりません。

《 参考 》 共済事業(共済の種類)は、事業規約を組み合わせて保障を行っています。

事業規約 共済の種類		子供共済	生命共済	熟年共済	傷害共済	火災共済
生命共済	こども型	○				
	総合保障型		○	○	○	
	入院保障型		○	○	○	
	特約(総合・入院特約)		○	○		
	熟年型			○		
	熟年入院型			○		
	特約(熟年・熟入特約)			○		
傷害保障型共済					○	
傷害共済					○	
新型火災共済						○
特約(火災特約)						○

②契約者割戻準備金明細

(金額：百万円，率：%)

年 度		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	増減
生命系共済	合 計	191,017	172,969	84,166	175,594	177,459	1,865
	(前年度比)	114.0	90.6	48.7	208.6	101.1	
	こども型	11,631	5,158	0	5,797	6,085	287
	(前年度比)	140.9	44.4	0.0	851,816.8	105.0	
	総合保障型 入院保障型	121,657	109,703	40,878	115,357	117,180	1,823
	(前年度比)	110.9	90.2	37.3	282.2	101.6	
	熟年型 熟年入院型	57,661	57,971	43,107	54,222	53,868	△ 354
	(前年度比)	116.4	100.5	74.4	125.8	99.3	
火災共済	傷害保障型共済	66	135	180	216	254	37
	(前年度比)	—	204.2	132.7	120.3	117.5	
	傷害共済	—	—	—	—	70	70
火災共済	(前年度比)	—	—	—	—	—	
	新型火災共済	11,854	11,965	12,042	12,115	12,181	66
	(前年度比)	452.1	100.9	100.6	100.6	100.5	
合 計		202,871	184,934	96,209	187,710	189,641	1,931
(前年度比)		119.3	91.2	52.0	195.1	101.0	

③引当金明細

(金額：百万円)

区 分	2020 年度末	増減	2021 年度末	増減	2022 年度末	増減	2023 年度末	増減	2024 年度末	増減
貸倒引当金	271	△ 83	313	42	338	24	392	54	354	△ 38
一般貸倒引当金	4	△ 2	21	17	33	11	62	29	25	△ 36
個別貸倒引当金	267	△ 80	291	24	305	13	330	25	328	△ 1
諸引当金	734	△ 10	772	38	763	△ 9	813	49	873	59
賞与引当金	177	△ 9	186	9	190	4	194	3	194	0
退職給付引当金	556	△ 1	585	29	572	△ 13	619	46	678	59
価格変動準備金	144	43	194	50	244	49	293	48	360	66
合 計	1,150	△ 50	1,281	130	1,346	65	1,499	152	1,587	88

④事業経費の明細

(金額：百万円)

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	増減
人件費	2,847	2,903	3,118	3,064	3,221	156
物件費	19,905	20,620	22,741	22,453	21,718	△ 735
加入促進費	3,008	3,321	2,731	3,442	3,209	△ 232
共済委託手数料	56,034	56,629	56,047	56,378	51,056	△ 5,322
合 計	81,796	83,475	84,639	85,339	79,205	△ 6,133

⑤法定準備金および任意積立金明細(剰余金処分前)

(金額：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
2020年度	法定準備金	23,794	2,531	—	26,325
	任意積立金	87,934	10,000	—	97,934
	震災等見舞金積立金	29,425	—	—	29,425
	共済支払準備積立金	52,980	10,000	—	62,980
	システム開発積立金	5,300	—	—	5,300
	土地圧縮積立金	229	—	—	229
	合 計	111,729	12,531	—	124,260
2021年度	法定準備金	26,325	3,156	—	29,481
	任意積立金	97,934	12,600	—	110,534
	震災等見舞金積立金	29,425	—	—	29,425
	共済支払準備積立金	62,980	12,600	—	75,580
	システム開発積立金	5,300	—	—	5,300
	土地圧縮積立金	229	—	—	229
	合 計	124,260	15,756	—	140,016
2022年度	法定準備金	29,481	3,129	—	32,610
	任意積立金	110,534	12,300	229	122,605
	震災等見舞金積立金	29,425	—	—	29,425
	共済支払準備積立金	75,580	12,300	—	87,880
	システム開発積立金	5,300	—	—	5,300
	土地圧縮積立金	229	—	229	—
	合 計	140,016	15,429	229	155,216
2023年度	法定準備金	32,610	1,595	—	34,205
	任意積立金	122,605	6,400	—	129,005
	震災等見舞金積立金	29,425	—	—	29,425
	共済支払準備積立金	87,880	6,400	—	94,280
	システム開発積立金	5,300	—	—	5,300
	合 計	155,216	7,995	—	163,211
2024年度	法定準備金	34,205	3,001	—	37,206
	任意積立金	129,005	11,800	—	140,805
	震災等見舞金積立金	29,425	—	—	29,425
	共済支払準備積立金	94,280	11,300	—	105,580
	システム開発積立金	5,300	500	—	5,800
	合 計	163,211	14,801	—	178,012

(5) 資産運用に関する指標

①主要資産の構成

(金額：百万円，率：%)

区 分		2020年度末		2021年度末		2022年度末		2023年度末		2024年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金		769,378	82.8	772,639	80.9	685,736	78.9	865,716	82.6	879,429	80.8
有価証券	譲渡性預金	92,584	9.9	102,107	10.7	104,373	12.0	104,801	10.0	97,105	8.9
	国債	6,767	0.7	6,703	0.7	6,653	0.8	6,581	0.6	6,484	0.6
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—	7,845	0.7
	地方債	25,215	2.7	31,463	3.3	31,127	3.6	31,028	3.0	51,189	4.7
	財投機関債	1,984	0.2	3,936	0.4	3,870	0.4	3,857	0.4	4,489	0.4
	社債	34,866	3.7	38,168	4.0	37,342	4.3	36,141	3.4	42,870	3.9
合 計		930,797	100.0	955,018	100.0	869,103	100.0	1,048,127	100.0	1,089,414	100.0

※有価証券は、年度末時点における時価により表示しています。

②主要資産の増減

(金額：百万円)

区 分		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預貯金		7,708	3,261	△ 86,903	179,979	13,713
有価証券	譲渡性預金	42,573	9,523	2,266	428	△ 7,696
	国債	△ 45	△ 64	△ 49	△ 71	△ 97
	政府保証債	—	—	—	—	7,845
	地方債	9,807	6,248	△ 336	△ 99	20,161
	財投機関債	1,984	1,951	△ 66	△ 12	631
	社債	8,012	3,301	△ 825	△ 1,200	6,728
合 計		70,040	24,220	△ 85,914	179,023	41,287

③主要資産の平均残高および運用利回り

(金額：百万円，率：%)

区 分		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
		平均残高	利回り	平均残高	利回り	平均残高	利回り	平均残高	利回り	平均残高	利回り
預貯金		592,631	0.06	603,910	0.05	533,743	0.06	526,825	0.06	663,485	0.10
有価証券	譲渡性預金	61,089	0.01	88,773	0.00	92,288	0.00	93,561	0.00	89,271	0.04
	国債	6,621	0.43	6,617	0.43	6,612	0.43	6,608	0.43	6,603	0.43
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—	3,418	0.35
	地方債	19,367	0.15	28,741	0.15	31,702	0.14	31,702	0.14	38,777	0.23
	財投機関債	661	0.14	3,143	0.13	4,000	0.13	4,000	0.13	4,099	0.13
	社債	31,370	0.50	35,883	0.52	38,253	0.48	37,124	0.55	39,515	0.67
合 計		711,741	0.08	767,070	0.07	706,601	0.08	699,821	0.08	845,171	0.13

※有価証券は、簿価により表示しています。

※利回りは、小数点第2位まで表示しています。

④資産運用収益明細

(金額：百万円)

区 分	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
	金額	増減	金額	増減	金額	増減	金額	増減	金額	増減
利息および配当金収入	538	20	546	7	562	15	567	5	1,221	653
預貯金および配当金	335	△ 58	305	△ 30	303	△ 1	304	1	762	457
有価証券										
譲渡性預金	4	△ 0	3	△ 0	2	△ 0	2	0	38	35
国債	23	△ 0	23	0	23	0	23	0	23	0
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—	20	20
地方債	28	7	41	12	45	3	45	0	104	59
財投機関債	0	0	3	3	5	1	5	△ 0	8	3
社債	145	71	168	22	182	13	186	3	263	77
貸付金	—	△ 0	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券売却益	—	—	—	—	16	16	—	△ 16	—	—
有価証券償還益	—	—	—	—	0	0	0	0	—	△ 0
収益合計	538	20	546	7	578	32	568	△ 9	1,221	652

⑤資産運用費用明細

(金額：百万円)

区 分	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
	金額	増減	金額	増減	金額	増減	金額	増減	金額	増減
有価証券償還損	—	△ 0	0	0	0	△ 0	2	1	—	△ 2
その他運用費用	218	11	201	△ 16	212	10	205	△ 7	808	603
支払利息	218	11	201	△ 16	212	10	205	△ 7	808	603
費用合計	218	11	202	△ 15	213	10	207	△ 5	808	601

⑥貸付金の残高

(金額：百万円，率：％)

区 分		2020年度末		2021年度末		2022年度末		2023年度末		2024年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
従業員貸付金		29	100.0	27	100.0	22	100.0	22	100.0	18	100.0
設備資金	債権担保	26	87.7	24	90.4	20	92.2	16	73.3	13	73.1
運転資金	債権担保	3	12.3	2	9.6	1	7.8	6	26.7	5	26.9
合 計		29	100.0	27	100.0	22	100.0	22	100.0	18	100.0

⑦有価証券の残存期間別残高

(金額：百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定めの ないもの	合 計
2020年度末	譲渡性預金	92,584	—	—	—	—	—	92,584
	国債	—	—	5,728	—	1,039	—	6,767
	地方債	—	—	408	24,807	—	—	25,215
	財投機関債	—	—	—	1,984	—	—	1,984
	社債	—	—	1,619	33,247	—	—	34,866
	その他	—	—	—	—	—	6	6
	合 計	92,584	—	7,756	60,038	1,039	6	161,425
2021年度末	譲渡性預金	102,107	—	—	—	—	—	102,107
	国債	—	—	5,681	—	1,021	—	6,703
	地方債	—	—	2,910	28,553	—	—	31,463
	財投機関債	—	—	—	3,936	—	—	3,936
	社債	—	1,512	6,311	30,344	—	—	38,168
	その他	—	—	—	—	—	6	6
	合 計	102,107	1,512	14,904	62,833	1,021	6	182,385
2022年度末	譲渡性預金	104,373	—	—	—	—	—	104,373
	国債	—	5,667	—	—	986	—	6,653
	地方債	—	404	5,997	24,726	—	—	31,127
	財投機関債	—	—	—	3,870	—	—	3,870
	社債	—	1,603	10,086	25,652	—	—	37,342
	その他	—	—	—	—	—	2	2
	合 計	104,373	7,674	16,083	54,248	986	2	183,369
2023年度末	譲渡性預金	104,801	—	—	—	—	—	104,801
	国債	—	5,625	—	—	956	—	6,581
	地方債	—	2,891	6,455	21,681	—	—	31,028
	財投機関債	—	—	—	3,857	—	—	3,857
	社債	1,500	6,250	6,281	22,110	—	—	36,141
	その他	—	—	—	—	—	2	2
	合 計	106,301	14,766	12,736	47,649	956	2	182,413
2024年度末	譲渡性預金	97,105	—	—	—	—	—	97,105
	国債	5,597	—	—	—	887	—	6,484
	政府保証債	—	2,938	4,906	—	—	—	7,845
	地方債	4,519	9,548	14,478	22,643	—	—	51,189
	財投機関債	—	—	771	3,717	—	—	4,489
	社債	399	15,355	10,389	14,740	1,985	—	42,870
	合 計	107,621	27,841	30,546	41,101	2,872	—	209,984

(6) その他の指標

①業務用固定資産残高

(金額：百万円)

資産の種類			取得原価				減価償却		減損 損失	期末 簿価	
			期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	当期償却額	累計額			
2020年度	有形 固定 資産	土地	1,577	—	—	1,577			—	1,577	
		減価償却資産	建物	2,339	—	—	2,339	42	956	—	1,382
		建物附属設備	1,313	13	—	1,326	18	1,222	—	104	
		構築物	36	—	—	36	0	35	—	1	
		車両運搬具	21	2	—	23	3	14	—	8	
		器具備品	767	25	0	791	67	671	—	119	
		一括償却資産	26	24	10	40	16	18	—	21	
		合 計	6,082	64	11	6,136	149	2,919	—	3,216	
	無形固定資産	1,676	642	44	2,274	677		—	1,597		
	長期前払費用	59	42	56	45	0		—	44		
合 計	7,818	749	112	8,455	826	2,919	—	4,858			
2021年度	有形 固定 資産	土地	1,577	—	—	1,577			296	1,280	
		減価償却資産	建物	2,339	—	—	2,339	42	999	251	1,088
		建物附属設備	1,326	13	—	1,340	19	1,241	15	83	
		構築物	36	—	—	36	0	36	0	0	
		車両運搬具	23	2	—	25	3	18	—	7	
		器具備品	791	55	69	777	56	658	—	119	
		一括償却資産	40	54	15	79	31	34	—	44	
		建設仮勘定	—	671	—	671			—	671	
	合 計	6,136	798	85	6,848	154	2,988	564	3,296		
	無形固定資産	1,597	448	55	1,990	683		—	1,306		
長期前払費用	44	30	42	32	0		—	32			
合 計	7,778	1,276	182	8,872	838	2,988	564	4,634			
2022年度	有形 固定 資産	土地	1,577	—	1,562	14			—	14	
		減価償却資産	建物	2,339	—	2,312	26	16	13	—	13
		建物附属設備	1,340	1,253	1,319	1,274	84	75	—	1,198	
		構築物	36	—	36	—	0	—	—	—	
		車両運搬具	25	—	—	25	2	20	—	5	
		器具備品	777	604	253	1,128	175	586	—	541	
		一括償却資産	79	55	24	109	44	54	—	54	
		建設仮勘定	671	—	671	—			—	—	
	合 計	6,848	1,913	6,181	2,580	323	750	—	1,829		
	無形固定資産	1,306	405	104	1,608	558		—	1,049		
長期前払費用	32	100	30	102	0		—	102			
合 計	8,187	2,419	6,316	4,291	882	750	—	2,981			
2023年度	有形 固定 資産	土地	14	—	—	14			—	14	
		減価償却資産	建物	26	—	—	26	0	13	—	13
		建物附属設備	1,274	1	—	1,275	73	148	—	1,127	
		車両運搬具	25	—	—	25	1	22	—	3	
		器具備品	1,128	145	53	1,221	218	753	—	467	
		一括償却資産	109	6	54	61	38	38	—	22	
		合 計	2,580	153	107	2,625	333	977	—	1,648	
		無形固定資産	1,049	500	8	1,541	487		—	1,054	
	長期前払費用	102	84	100	86	0		—	86		
	合 計	3,732	738	216	4,253	820	977	—	2,788		
2024年度	有形 固定 資産	土地	14	3	—	18			3	14	
		減価償却資産	建物	26	3	—	30	0	14	3	12
		建物附属設備	1,275	0	—	1,276	73	221	—	1,054	
		車両運搬具	25	6	4	27	3	21	—	6	
		器具備品	1,221	289	115	1,395	190	829	—	566	
		一括償却資産	61	8	55	14	23	7	—	7	
		合 計	2,625	312	175	2,763	290	1,093	—	1,662	
		無形固定資産	1,054	686	149	1,590	451		—	1,139	
	長期前払費用	86	102	84	103	0		—	103		
	合 計	3,766	1,101	409	4,458	742	1,093	7	2,905		

IV. 組合の業務の運営に関する事項

1. 内部統制システムについて

(1) 内部統制システム

全国生協連は「小さな負担で大きな保障を実現する」という理想のもと「非営利主義・最大奉仕・人道主義」を事業哲学として共済事業を展開しています。

この経営理念を達成していくためには、組織を適切に管理するための内部統制システムの構築が不可欠であることから「内部統制システム基本方針」を定め、事業活動を遂行するうえでの様々なリスクを的確に把握・管理し、健全かつ適切な業務運営を確保しています。

(2) PDCAサイクル

効率的で正確な業務運営を可能とする態勢を維持していくためには、内部統制システムのレベルを向上させる必要があることから、常時、P(Plan:計画)―D(Do:実行)―C(Check:評価)―A(Action:改善)の管理サイクルを回し、質の高い管理活動を展開しています。

内部統制システム基本方針

当会は、「非営利主義・最大奉仕・人道主義」を事業哲学として共済事業を展開し、助けあいの輪をひろめ、暮らしに安心をお届けするという「私たちの願い」を全役職員によって具現化するために適切な内部統制システムの基本方針について下記のとおり定める。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 行動憲章、倫理綱領、コンプライアンス規程、コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスに係る基本原則・行動指針である「行動憲章」・「倫理綱領」およびコンプライアンス推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス規程」を制定するとともに、役職員はコンプライアンス誓約書を理事長に提出し、コンプライアンスの推進に誠実かつ率先して取り組む。あわせて、役職員が遵守すべき法令等の具体的な内容を明示した「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に周知し、研修等によりコンプライアンス意識の定着・高揚を図る。

(2) コンプライアンス委員会

コンプライアンスを推進するための体制の整備、コンプライアンス諸施策等についての検討を行うとともに、コンプラ

イアンスの推進状況の検証を行う機関として、「コンプライアンス委員会」を設置する。

(3) コンプライアンス統括部署、コンプライアンス部署責任者

組織全体としてのコンプライアンス推進等、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理する統括部署を定めるとともに、各部署におけるコンプライアンスの推進およびコンプライアンス違反行為の防止のため、各部署にコンプライアンス部署責任者を置く。

(4) コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス態勢の充実と強化を図るため、「コンプライアンス・プログラム（具体的な実践計画）」を策定し実施する。

(5) 報告体制、内部通報制度

コンプライアンス違反もしくはその懸念のある事案が発生した場合、情報が経営会議およびコンプライアンス統括部署に迅速に報告される体制を構築するとともに、「内部通報規程」を定め、役職員等（退職者を含む。）が相談・通報を行うための内部通報制度を設け運用する。相談・通報された事案については適切な調査を行い、是正のための取り組みを行う。なお、相談・通報者等に不利益な取扱いをすることを禁じるほか、相談・通報窓口等の担当者には相談・通報者等に関する厳格な守秘義務を課す。

(6) 内部監査

「内部監査規程」を定め、被監査部門から独立した内部監査機能を設け実効性のある内部監査を実施する。

(7) 反社会的勢力への対応

反社会的勢力による不当要求等発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関と連携し、組織一体の毅然とした対応を行う。

2. 業務の適正性を確保するための体制

コンプライアンス、リスク管理、危機管理態勢および顧客対応体制を管理する部署を置き、組織全体としての内部統制の実効性を高める。また、「内部監査規程」に定める業務の適正性についての内部監査を行う。

3. 理事および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

理事および執行役員の意思決定および職務執行に係る情報の記録については、「理事会運営規則」および「経営会議運営規則」

に定め、当該記録の保存および管理については「文書管理規程」に定める。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

4-1. リスク管理体制

(1) リスク管理基本方針等

リスク管理を最も重要な経営管理の1つとして位置付け「リスク管理基本方針」を制定し、組織全体のリスクを統合的に管理する態勢を構築する。また、その有効性・適切性を維持するため、「リスク管理基本方針」に基づき、共済引受リスクなど管理対象とする各種リスクに関する方針・規程等を定める。

(2) リスク管理委員会

各種リスクを統合的、組織的に管理するため「リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理を推進するとともに、各種リスク管理のための施策に関する協議、リスク管理状況の把握等を行う。

(3) 統合的リスク管理の態勢

共済事業向けの総合的な監督指針、共済事業実施組合に係る検査マニュアル等を踏まえ、統合的リスク管理のための態勢を構築・強化する。

(4) 事業継続計画

事業の中断に関するリスクを洗い出し、その事業活動への影響度を把握して、事業継続のための「事業継続計画」を策定し、事業継続体制を構築する。

(5) リスク発生時の対応

リスク発生時に、適時、的確な対応、再発防止を行うとともに、危機または危機に該当する可能性が相当程度高いリスクが発生した場合には、迅速な対応を行う。

4-2. 個人情報保護体制

「個人情報保護方針」および「個人情報保護規程」等に基づき、個人情報を保護するとともに適切な措置を講じる。

5. 理事および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 理事会運営規則

「理事会運営規則」を定め、理事会における意思決定を円滑に進める体制を確保する。

(2) 理事

法令および定款に基づき、理事を選任する。また、理事の職責や忠実義務等を定款に定める。

(3) 執行役員

「理事会運営規則」に基づき、執行役員を選任する。また、「執行役員規程」を定め、執行役員の職責や忠実義務等を規定する。

(4) 経営会議

効率的な職務執行のため、経営会議を設置し、日常業務の執行に関する全ての重要事項の協議・決定を行う。

(5) 組織・職制規程

組織、職制、職務権限、業務分掌および業務運営上必要な基本事項を「組織・職制規程」に定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。

6. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

(1) 財務報告

財務報告の適正性および信頼性を確保するために必要な規程等の整備を行い、適切に運用する。

(2) 会計監査

法令に基づき、会計監査人および監事による監査を受け、その意見書を添付して総会の承認を得る。

(3) 情報開示

法令等に基づき、当会の事業および財務の状況に関する情報を記載した説明書類（公衆縦覧書類）等を通じて当該情報の開示を行う。

7. 子会社における業務の適正性を確保するための体制

(1) 子会社管理規程、統括部署等

子会社の経営に関わる基本的事項を「子会社管理規程」に定め、子会社を統括的に管理および指導する部署を置くとともに、当会の理事が子会社の取締役を兼務することにより、子会社の業務執行を監督する。

(2) 報告体制

子会社の決算報告、事業報告およびその他経営に関わる重要事項等について理事会に報告し、子会社の業務の適正性の確保を推進する。

(3) 内部監査

子会社の業務の執行状況等についての内部監査を行う。改善の必要がある場合、速やかに必要な対策を講ずるよう適切な指導を行う。

8. 監事への報告体制およびその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監事への報告

法令等に規定される監事の監査の実効性を確保するため、監事の求めに応じ経営会議その他重要な会議への監事の出席を確保するとともに、理事、執行役員、共済計理人およびその他職員から監事に対し適宜・適切に報告を行う（子会社の役職員から監事への報告を含む。）体制を構築する。また、その他監事の求める報告や監事が行う業務および財産の状況の調査には全面的に協力する。

(2) 内部監査機能等との連携

内部監査機能を担う部署は、内部監査の結果を監事に報告するとともに、監事の要請に基づいて所要の調査を行うなど、監事との緊密な連携を保つ。

また、監事が外部理事および会計監査人と定期的に会合を持ち、当会が対処すべき課題、当会を取り巻くリスク、監査上の重要課題等について意見を交換するなど、情報交換と認識共有ができるよう、必要な配慮を行う。また、監事が外部の弁護士等から助言を受けることができるよう、所要の配慮を行う。

(3) 費用等の処理

「監事監査規約」等に基づき、監事はその職務を遂行するために必要と認める費用等については、これを支払うなど適切な処理を行う。

9. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項、当該職員の独立性に関する事項および監事の当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監事会事務局

監事の職務を補助する監事会直属の組織として、監事会事務局を設置する。

(2) 独立性および指示の実効性の確保

監事会事務局の体制については、監事と協議の上、知識・能力を備えた専任職員体制の確保について、十分に配慮する。また、監事会事務局の職員は、理事・執行役員その他執行側から指揮命令を受けないものとし、当該職員の異動は監事会の同意を得て行い、人事評価についても監事の評価を基礎とするなど、当該職員の独立性および指示の実効性を確保する。

2. リスク管理について

(1) リスク管理の基本的な考え方

全国生協連は、現在または将来直面する可能性のある様々なリスクについて、体系的および組織的な管理を実施するため「リスク管理基本方針」を定めています。

本方針に従って全国生協連のリスク管理は、組織として受入可能なリスクの範囲を決定し、リスク発生時に被る損失がその範囲内に留まるよう管理することで、経営の健全性を確保する取り組みとしています。全国生協連では、共済引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナル・リスクのほか、全国生協連の事業に重大な影響を及ぼすリスクを管理対象とするとともに、すべてのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールすることとしています。

また、全国生協連では、「リスク管理基本方針」に基づき、例外的ではあるが起こり得る事象や金融市場等の変動が、当会の財務状況にどのような影響を及ぼすか把握・分析し、事業における潜在的な脆弱性を特定することにより資本の充分性の評価を行い、リスク削減策、資本政策の見直し等の対応策を検討して、それらを経営計画に反映させるため、リスク管理の一環としてストレステストを実施しています。

具体的には、火災共済契約の地理的分布データを用いてリスク量計測モデル（内部モデル）により巨大災害リスク量を計測し、当該リスク量を用いて、経営に影響を及ぼす可能性のあるストレスシナリオを設定し実施するほか、経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するためのストレステスト（リバースストレステスト）も実施しています。

全国生協連では、ストレステストを定期的の実施していますが、事業環境の激変などの環境変化が著しい場合は、ストレステストの頻度を高めることなどにより適切に対応することとしています。また、ストレステストの実施に当たっては、特定の業務ラインや特定のリスク・ポートフォリオに対するものだけでなく、全国生協連全体に対して統一的な考え方に基づく組織横断的なものとするよう、留意しています。

(2) 共済引受リスクへの対応について

共済引受リスクとは、共済事故の発生率が共済掛金設定の基礎とした前提から乖離することなどによるリスクを言います。

全国生協連は、統計的な手法により共済引受リスク量を計測するとともに、定期的なモニタリングや検証等を実施し、所要の積立てを継続的に行うことにより共済事業の安定性を十分考慮した管理を行っています。

また、地震等巨大災害の発生頻度が高いという我が国の特性を踏まえ、被災による業務への影響を最小限に抑え、共済金の支払いなど重要度の高い業務の迅速な復旧や通常業務体制への早期回復のための体制構築に向けた整備を行うとともに、異常危険準備金や共済支払準備積立金の積み立ておよび負債性資本調達手段の導入などにより、財務基盤の強化を進めています。

(3) 再共済(再保険)について

①再共済(再保険)を手配する際の方針について

地震・台風のような大規模自然災害が発生すると巨額の共済金支払が予測されるため、全国生協連では、共済金支払責任に伴うリスクの一部を海外の再保険会社に移転することによって、リスクの分散を図っています。このような取引を「再保険」といいます。

再保険を手配する際の方針については、自然災害のリスク量の推移に加えて、共済制度の安定性や出再コスト、再保険市場の状況等を総合的に考慮して決定しています。

②再保険手配の方法

再保険は、主に欧米の主要再保険会社から調達しています。

再保険取引にあたっては、「再保険の手配等取扱いに関する基準」を策定の上、その基準に基づき、再保険会社等の信用力(格付け・財務情報等)を評価し、手配条件等も考慮した上で再保険カバーの範囲および再保険金額を決定しています。また、再保険契約締結後も、再保険会社の格付けなどを継続的にモニタリングしています。

③地震リスクや台風リスクへの備えについて

地震リスクや台風リスクなどに対する再保険手配については、各リスクの特性を踏まえ、主に超過損害額方式(1 災害につき一定額を超過した損害額の一部を出再によりカバーする方式)により出再しており、各リスクの定量評価を行い、その結果に基づき、再保険カバーの範囲等について手配可能額と出再コスト等も総合的に勘案して決定しています。

(4) 資産運用リスクへの対応について

資産運用リスクとは、ご加入者からお預かりしている共済掛金や会員生協からの出資金等の運用に係るリスクを言います。

全国生協連は、消費生活協同組合法等に則り、将来の共済金等の支払いに備え、資産を安全かつ効率的に運用するため「資産運用基本方針」を定め、3 線防御の考え方に基づいて、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等各種リスクの管理を徹底しています。なお、資産運用リスク管理については、統合的リスク管理の導入に向けて、方針や規程等の整備を進めております。

(5) オペレーショナル・リスクへの対応について

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを言います。

具体的には、事務リスク(役職員が正確な事務処理を怠る、または事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいい、当会の事務の全部または一部を委託する場合の外部委託先における当該委託事務を含む)、システムリスク(コンピュータシステムの停止または誤作動等のシステムの不備および不正利用等により損失を被るリスク)、およびその他オペレーショナル・リスクとして、①法務リスク(法令違反・契約違反・第三者に対する権利侵害等から生じる損失・損害等)、②人的リスク(人事

労務上の不備・不公平・不公正・差別的行為等から生じる損失・損害等)、③有形資産リスク(災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等)、④風評リスク(評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害等)と幅の広いリスクを管理対象としています。

全国生協連は、オペレーショナル・リスク管理の指針として「オペレーショナル・リスク管理方針」を定め、本方針に従って全業務・全部署を対象に、リスクの特定・評価、コントロール(回避・低減・移転)およびモニタリングならびにそれらの報告・改善等を行うことなどにより適切に管理しています。

(6) 情報セキュリティへの対応について

全国生協連では、保有するすべての情報資産を情報セキュリティの脅威から保護するため「情報セキュリティ規程」および「情報セキュリティ対策標準」を定め、これに基づいて対策を実施しています。

(7) 統合的リスク管理の導入に向けた対応について

2024年4月に「共済事業向けの総合的な監督指針」が改正され、共済制度を運営する組織においても統合的リスク管理(ERM)の導入が要請されました。これに基づき全国生協連では、ERMの導入に向けて積極的に取り組んでおり、2024年9月に最上位となる「リスク管理基本方針」の改定および2025年5月にオペレーショナル・リスクに関連する方針や規程等の改定を先行して実施しました。その後も共済引受リスクや資産運用リスクに関連する方針や規程等の整備を進めており、引き続きERMに係る態勢の整備および運用の確立に向けて取り組んでまいります。

リスク管理基本方針

当会は、現在または将来直面する様々なリスクについて、体系的および組織的な管理を実施するため、下記のとおり方針（以下「本方針」という。）を定める。

1. 基本的な考え方

当会のリスク管理は、組織として受入可能なリスクの範囲を決定し、その範囲内にリスク発生時に被る損失が留まるよう以下の手法により管理することで、経営の健全性を確保する取り組みとする。この取り組みは、2. に掲げるリスクを管理対象とするとともに、すべてのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールすることによって行う。

- （1）定期的に組織全体のリスクの洗い出しを行い、新たなリスクの発生や既存リスクの変質の有無を定期的に確認するとともに、各リスクの顕在化確率や顕在化した場合の損失の大きさを分析・評価する。
- （2）各リスクからもたらされる事業への不利益な影響をコントロールするとともに、事業の収益性および共済制度の優位性等を向上させるため、各リスクへの具体的な対応策の策定や有効性の検証を行い、全体として効果的かつ効率的な管理がされるよう、事業経営の中核の1つに位置付ける。

2. 管理対象とするリスク

当会は、統合的リスク管理の枠組みの中で管理するリスク（以下「管理対象リスク」という。）を以下の4つに分類し、各管理対象リスクの管理方針・規程等に基づき管理する。

- （1）共済引受リスク
- （2）資産運用リスク
- （3）オペレーショナル・リスク
- （4）その他当会の事業に重大な影響を及ぼすリスク

3. リスク管理体制

当会は、管理対象リスクを統合的に管理する体制を以下のとおり整備する。

- （1）本方針に基づき、各管理対象リスクを管理するため、および

各管理対象リスクを統合的に管理するための方針・規程等（以下「個別規程」という。）を整備し、これに基づいて各リスクの管理および統合的リスク管理を行っていく。

- （２）個別規程により、各個別のリスクを直接的に管理する部署を管理責任部署として定めるとともに、内部統制管理室を当会全体のリスク管理統括部署とすることで、組織横断的なリスク管理体制を構築する。
- （３）リスク管理統括部署の担当執行役員および統合的リスク管理を所掌する理事は、本方針および個別規程に則って、リスク管理に係る取組状況を定期的に理事会へ報告する。
- （４）理事会は、報告された内容を基礎としてリスク管理のモニタリングおよび業務の監督を行うことを通じて、当会における統合的リスク管理の継続的な改善を図る。

資産運用基本方針

当会は、消費生活協同組合法その他関係法令やリスク管理基本方針を遵守するとともに、以下の方針に基づき資産運用を行う。

1. 財務の健全性および業務の適切性を確保し、共済契約上の責務を確実に履行するため、資産の安全性、流動性および効率性の観点から適切な特性を持つ資産を十分に確保する。
2. 適切な資産運用リスク管理を行うため、資産運用リスクの状況の適切なモニタリング、資産運用リスク管理のための諸施策の適切性および有効性の確認等の体制を整備する。

オペレーショナル・リスク管理方針

当会は、「リスク管理基本方針」に基づき、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項について下記のとおり方針（以下「本方針」という。）を定める。

1. 基本的な考え方

オペレーショナル・リスクが当会の全ての業務に広く内在するとともに、全ての部署においてリスクが顕在化する可能性があることを踏まえ、当会の業務特性に応じた適切かつ効率的な管理体制を構築することにより、当会の業務の健全性および適正性を確保する。

2. 定義

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクをいい、当会が管理対象とするオペレーショナル・リスク（以下「管理対象リスク」という。）は、次の（１）から（３）のリスクとする。

（１）事務リスク

当会の役職員が正確な事務処理を怠る、または事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいい、当会の事務の全部または一部を委託する場合の外部委託先における当該委託事務を含むものとする。

（２）システム・リスク

当会のコンピュータシステムの停止または誤作動等のシステムの不備および不正利用等により損失を被るリスクをいう。

（３）その他オペレーショナル・リスク

当会がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスクおよびシステム・リスクを除いたリスクをいい、次の①から④に定めるリスク等をさすものとする。

①法務リスク

法令違反・契約違反・第三者に対する権利侵害等から生じる損失・損害等

②人的リスク

人事労務上の不備・不公平・不公正・差別的行為等から生じる損失・損害等

③有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等

④風評リスク

評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害等

3. オペレーショナル・リスク管理の態勢

オペレーショナル・リスクについて、次の（１）および（２）の管理態勢を構築する。

- （１）オペレーショナル・リスク管理に係る具体的な管理方法・手続きについては、本方針に基づき、別途、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定める他、必要に応じて各管理対象リスクに係る規程等を整備し、これに基づき管理する。
- （２）当会の全業務・全部署を対象に、リスクの特定・評価、コントロール（回避・低減・移転）およびモニタリングならびにそれらの報告・改善等により管理する。

3. コンプライアンス態勢について

(1) コンプライアンスに関する基本認識

全国生協連では、公共性の高い共済事業を健全・適正に運営し、ご加入者の期待にお応えしていくためには、法令や社会規範を遵守し、倫理的で誠実な活動を行っていくことが必要であり、それが社会の信頼・信用を得ることにつながると認識しています。

組織としてコンプライアンスを実践するためには、創業の精神や基本理念である事業哲学を踏まえ、企業倫理、社会的良識および社会規範などのコンプライアンス精神をすべての役職員が共有するとともに、不祥事の発生を未然に防ぎ、また問題が発生した場合には速やかに発見し是正するための仕組みであるコンプライアンス態勢を整備・強化することが必要となるため、組織全体として取り組んでいます。

(2) コンプライアンスに関する基本方針

組織として遵守すべき行動の基本原則として「行動憲章」を、そして、役職員一人ひとりが守るべき行動の指針として「倫理綱領」を定めています。

(3) 反社会的勢力に対する対応

反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念として「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、断固とした姿勢で臨んでいます。

また、共済事業規約に暴力団排除条項を導入し、共済事業から反社会的勢力を排除する仕組みを整えています。

(4) コンプライアンス計画

コンプライアンス態勢を整備していくためのコンプライアンス計画を年度毎に策定し、これに基づいて各種施策を実施しています。

(5) 組織体制

コンプライアンスを推進していくための会議体である「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、コンプライアンスにかかる重要事項について協議・検討を行っています。また、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理するため「コンプライアンス統括部署」を設置しています。さらに「内部監査」については、理事長の承認を受けた内部監査計画に基づき、実効性のある監査を実施しています。

●「コンプライアンス委員会」

コンプライアンス計画の策定および実施状況の検証、問題点の是正・改善等のため、定期的開催し、協議・検討を行っています。

●「コンプライアンス統括部署」

コンプライアンスを効率的に推進するためのコンプライアンス計画案の策定・指示や役職員の教育・研修等を行っています。

●「内部監査」

内部監査の一環として、コンプライアンス態勢が有効に整備され、機能しているかを検証し、問題点を洗い出すための監査を定期的に行っています。

(6) 内部通報制度

役職員等からの相談または通報を受け付け、相談者または通報者の保護を図りながら、適切な調査や是正および再発防止策の策定等を行うために内部通報制度を設けています。

(7) コンプライアンス教育・研修

コンプライアンスに係る理念や態勢、あるいは業務遂行上遵守すべき法令等について具体的に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、これに基づいた研修を行う等、コンプライアンスを組織に定着させるための教育・研修を継続的に行ってコンプライアンス意識の向上、倫理観の醸成に努めています。

行動憲章

1. 法令、社会ルールを遵守し、その背景にある立法の趣旨、精神を理解し、誠実に行動する。
2. 有益な共済制度・サービスを個人情報の保護に十分配慮した上で開発・提供し、共済加入者等の満足と信頼を獲得する。
3. 公正、透明な業務活動・取引を行う。
4. 共済加入者等はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、積極的な情報開示を行う。
5. 職員の人格・個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 社会の一員として積極的に社会貢献活動を行う。
7. 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは関係を持たない。
8. 行政と健全かつ公正な関係を維持するとともに、政治的中立を確保する。

〈経営者の宣言〉

全国生活協同組合連合会の経営者は、本行動憲章の精神の実現が自らの責務であることを認識した上で、率先垂範して組織内における周知徹底と遵守を図る。

また、本行動憲章に反する事態が発生した時には、自ら原因を究明し、再発防止に努めるとともに、迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行する。

倫理綱領

1. 法令・諸規則の遵守

生協法をはじめ業務上必要なあらゆる法令、社会ルール、当会の諸規則について、その趣旨を理解し、その遵守に努めます。

2. 健全な社会常識と倫理感覚

お客様及び広く社会から信頼される職業人として、健全な社会常識と倫理感覚を保持できるよう不断の研鑽に努めます。

3. 適切な情報開示・説明

提供する商品・サービスの内容や当会の経営情報について正しく開示し、説明します。

4. 適切な情報管理

業務上知り得た個人情報について法令等に従って適正に取り扱います。

5. 公正、公平な取り扱い

全てのお客様の公正、公平な取り扱いを確保します。

6. 公私のけじめ

業務遂行に当たって、常に公私の別を考えて行動します。

7. 人権の尊重

人権を尊重し、差別やハラスメントの発生防止に取り組みます。

反社会的勢力に対する基本方針

当会は、共済事業実施機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、お客様と職員の安全を確保するため、社会秩序や安全に脅威を与える暴力団、暴力団関係者等の反社会的勢力に対して断固とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

1. 反社会的勢力による不当要求に対しては、被害防止のため、組織的な対応を行うことにより、迅速な問題解決に努めます。
2. 反社会的勢力による不当要求の排除に関し、平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等関係外部機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力との取引を一切行いません。また、不当要求に対しては断固として拒絶します。
4. 反社会的勢力による不当要求には一切応じません。反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上もしくは刑事上の法的対応を行います。
5. 反社会的勢力に対する資金提供や不適切な取引および便宜供与は行いません。

4. 個人情報および特定個人情報等の取り扱いについて

(1) 個人情報の取り扱い

都道府県民共済グループでは、個人情報の保護に関する法律やその他関連する法令等を遵守して個人情報を適正に取り扱うため、個人情報の取り扱いに関する方針および諸規程を定め、必要な体制整備を行うとともに、個人情報の取り扱いが適正に行われるよう、役職員への教育・指導を徹底しています。

個人情報保護方針

全国生活協同組合連合会および全国生活協同組合連合会が実施する共済事業を取り扱う会員生活協同組合（以下、「都道府県民共済グループ」といいます。）（※）は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）および政令等を遵守し、個人情報の取り扱いに関する規程を定めるとともに必要な体制整備を行い、以下の方針によりお客さま（加入者等）の個人情報の適正な利用と保護に努めます。

1. 個人情報の取得・利用目的について

- (1) 都道府県民共済グループでは、個人情報保護法および関連法令等に従い、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な方法により個人情報を取得します。

具体的には

- ア. 申込書等の書面、またはインターネット等の情報ネットワークを通して取得する方法
 - イ. アンケートやキャンペーン等の実施により、はがき等で取得する方法
- 等があります。

また、都道府県民共済グループへのお電話につきましては、内容の正確な記録やサービスの充実等、業務上必要な範囲内で録音させていただくことがあります。

- (2) 都道府県民共済グループでは、次の目的に必要な個人情報を取得し、利用しています。

- ア. 共済、供給、利用、教育・文化、福祉等の事業（以下、「都道府県民共済グループの事業」といいます。）についての健全な運営およびアンケートその他の調査
- イ. 都道府県民共済グループの事業に関する商品・サービスのご紹介

ウ．全国生活協同組合連合会の子会社および会員生活協同組合の子会社ならびに提携企業の商品・サービスのご案内

- (3) 個人情報とは上記(2)の利用目的以外には利用いたしません。個人情報を上記(2)の利用目的以外に利用する場合は、あらかじめお客さまのご同意をいただきます。
- (4) 書面やインターネット等の情報ネットワークでお客さまから直接当該ご本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、ご本人に対し、その利用目的を明示します。
- (5) 利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。さらに利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページにより公表します。

2. 個人データの保管・利用について

- (1) 都道府県民共済グループでは、個人情報保護管理者を定め、個人データ（都道府県民共済グループが取得し、または取得しようとしている個人情報であって、都道府県民共済グループが個人データとして取り扱うことを予定しているものを含みます。）の漏えい、滅失またはき損の防止、その他の安全管理のために、当該個人データへのアクセス管理、持ち出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の措置を講じます。
- (2) 職員等が個人データ（都道府県民共済グループが取得し、または取得しようとしている個人情報であって、都道府県民共済グループが個人データとして取り扱うことを予定しているものを含みます。）を取り扱う場合は、当該個人データの安全管理が図れるよう、必要かつ適切な監督を行います。
- (3) 取得した個人データは、情報処理等の目的で外部に取り扱いを委託することがあります。外部への委託に際しては、委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視する等、適切な管理、監督を行います。
- (4) 業務上取り扱う個人データを、業務上必要な範囲で正確かつ最新の内容で保持するため適切な措置を講じます。
- (5) 次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者へ提供することはありません。
 - ア．法令に基づく場合
 - イ．人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

ウ．公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

エ．国の機関もしくは地方公共団体等の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

オ．個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取り扱いの全部または一部を委託する場合

カ．合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合

キ．同一住所にお住まいの方・同一掛金振替口座をご利用の方に加入証書や割戻金のご案内等の郵送物をまとめて発送する場合

都道府県民共済グループでは、共済事業の事務手続きにおいて、同一住所・同一掛金振替口座の方の加入証書や割戻金のご案内等の郵送物を同一封筒でまとめて発送する場合があります。これらの書類には、宛名ご本人（またはご契約者）以外の家族、同居者、勤務先の者等の氏名、生年月日、住所、加入者番号、掛金振替口座、加入内容等が記載されています。郵送物の個別発送をご希望の方は、お問い合わせ窓口までその旨ご連絡ください。

（６）お客さまの個人データは、次の範囲で都道府県民共済グループが共同利用いたします。

ア．共同利用する個人データの項目

共済加入・変更時および共済金支払請求時等にお預かりした個人情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、加入者番号、金融機関口座番号、加入内容、健康告知・診断書等の医療情報、事故にかかわる情報等）

イ．共同利用者の範囲

都道府県民共済グループ

ウ．利用目的

１．（２）アからウに掲げた目的

エ．個人データの管理について責任を有する者の名称、住所および代表者の氏名

全国生活協同組合連合会および当該個人にかかわる共済事業を取り扱う会員生活協同組合の住所および代表者の氏名

（７）業務上取り扱う個人情報を、業務上必要な範囲で加工して仮名加工情報を作成し利用することがあります。仮名加工情

報を作成する場合、安全管理のための措置を講じ、厳格な管理を行います。作成した仮名加工情報を都道府県民共済グループで共同利用する場合の範囲、利用目的等については上記（６）のとおりです。

（８）業務上取り扱う個人情報を、業務上必要な範囲で加工して匿名加工情報を作成し利用することがあります。匿名加工情報を作成する場合、安全管理のための措置を講じ、厳格な管理を行います。匿名加工情報を作成または第三者に提供する場合、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目等をホームページにより公表します。

３．保有個人データに関する利用目的の通知、開示・訂正・利用停止等について

保有個人データに関する利用目的の通知、開示・訂正・利用停止等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由がない限り、速やかに対応いたします。

４．個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ

個人情報の取り扱いに関するご質問、ご相談、苦情等につきましては、各取扱団体までご連絡ください。

[お問い合わせ窓口]

お問い合わせは各都道府県の取扱団体（※）までお願いいたします。

※都道府県民共済グループおよびお問い合わせ窓口の電話番号等は、下記ホームページにてご確認ください。

<https://www.kyosai-cc.or.jp/information/>

（２）特定個人情報等の取り扱い

全国生協連は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律およびその他関連する政令ならびにガイドラインを遵守して特定個人情報等を適正に取り扱うため、特定個人情報等の取り扱いに関する方針および諸規程を定めるとともに、特定個人情報等の取り扱いが適正に行われるよう、役職員への教育・指導を徹底しています。

特定個人情報等保護方針

全国生活協同組合連合会（以下「当会」という。）は、個人番号および特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取り扱いに関し、以下の方針を定め、特定個人情報等の適正な利用と保護に努めます。

1. 事業者の名称について

全国生活協同組合連合会

2. 関係法令・ガイドライン等の遵守について

当会は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および政令ならびに特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン等を遵守し、特定個人情報等の適正な取り扱いを行います。

3. 安全管理措置について

当会は、適切な安全管理措置を実施するために特定個人情報等の取り扱いに関する規程を定めるとともに、必要な体制整備を行います。なお、特定個人情報等の取り扱いの一部を外部に委託しています。外部への委託に際しては、委託先に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4. 特定個人情報等（マイナンバー制度）の取り扱いに関するお問い合わせ窓口

当会は、特定個人情報等の取り扱いに関するご質問、ご相談、苦情等のお問い合わせ窓口を定めております。

5. 普及推進について

(1) 普及推進に関する基本方針

都道府県民共済グループは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」およびその他関連する法令等を遵守し、適正な普及推進を行うための普及推進方針を定めています。

(2) 共済募集管理に関する基本方針

普及推進方針に従って適切な共済募集を行うための共済募集管理に関する基本方針を定めています。

普及推進方針

全国生活協同組合連合会および全国生活協同組合連合会が実施する共済事業を取り扱う会員生活協同組合（以下、都道府県民共済グループといいます。東京都は「都民共済」、大阪・京都府は「府民共済」、北海道は「道民共済」、神奈川県は「全国共済」、他は「県民共済」の名称で実施しています。）では、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき「普及推進方針」をここに公表いたします。

1. 普及推進にあたり、消費生活協同組合法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、およびその他各種法令等を守り、適正な普及推進に努めます。
2. 普及推進にあたり、お客様に保障の内容を十分ご理解いただけるよう知識を習得し、分かり易い説明に努めます。
3. お客様の都道府県民共済グループが取り扱う商品に関する知識、ご加入目的、財産の状況等をふまえ、お客様のご意向に沿った共済をご選択いただけるよう努めます。
4. 普及推進にあたり、お客様の立場に立って、時間帯、場所等について十分配慮いたします。
5. 万が一、共済金の支払事由が発生した場合は、迅速、的確な共済金のお支払いに努めます。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、お客様に関する情報等は適正かつ厳正に管理いたします。
7. お客様のご意見、ご要望等をお聞きし、今後の共済開発、普及推進に反映していくよう努めます。

共済募集管理に関する基本方針

共済募集に携わる者は、共済募集が最も重要な業務の1つであると認識し、共済加入者等の保護の観点から共済募集の適正性を確保するため、以下の点を確実に実行することにより、永続的にサービスを提供し、お客様に満足していただけるよう不断の努力を行う。

1. 共済募集について

- (1) 共済募集に関する法令等および諸規程について、その規定の趣旨を十分理解し、公正かつ適切なコンプライアンスを実現するよう努める。
- (2) 「普及推進方針」に従い適切にお客様へ情報を提供し、当会の共済について理解いただき自発的に加入いただくよう努める。

2. 共済募集の管理態勢について

- (1) 共済募集の適正性を確保するための管理態勢を整備し、会員生協および共済募集人に周知、徹底するとともに、継続的な確認と見直しに努める。
- (2) 会員生協および共済募集人に対して、共済募集に関する法令・ルール等についての教育および指導を継続的に実施し、資質の向上に努める。
- (3) 共済加入者等の要望、相談および苦情を十分把握・分析し、業務の改善に努める。

6. 「ご加入者の声」を大切にした業務改善への取り組み

全国生協連では「苦情対応方針」を定め、苦情・ご提言等の受付窓口 to 寄せられる「ご加入者の声」を大切な経営資源として活用しています。また、会員生協に寄せられた苦情やご提言等についても、「加入者サービスの向上」を目指して共済事業の推進に活用するとともに、同種苦情の再発防止のため、情報の共有化を推進しています。

○苦情・ご提言等の受付状況

都道府県民共済グループに寄せられた2024年度の苦情やご提言等の件数は、全体で1,987件となり、類型別の受付状況は次のとおりとなりました。

類型別の受付状況

(単位：件数，構成比：%)

分 類	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	構成比
職員対応関連	693	843	2,686	344	580	29.2
事務処理関連	130	127	94	131	101	5.1
共済金支払い関連	233	208	238	228	177	8.9
事業推進関連	163	118	119	119	109	5.5
共済制度関連	150	134	152	99	173	8.7
その他	770	788	1,141	681	847	42.6
合計	2,139	2,218	4,430	1,602	1,987	100.0

※全国生協連および会員生協に寄せられた苦情・ご提言等の総数を表示しています。

「ご加入者の声」を基に、昨今の社会環境などの変化に対応するため、共済金請求手順のスマートフォンによるアップロード請求や、各種書類へのQRコードの付加など「ご加入者専用ページ」の利用促進を図り、手順の迅速化およびサービスの向上に努めました。また、2024年4月から総合保障型の病気入院保障日額や入院保障型の先進医療共済金額の引き上げなど、保障のアップデートを図りました。

今後も業務改善等に取り組み、ご加入者のニーズに応え、サービスの向上に努めてまいります。

苦情・ご提言等の受付窓口

電話 0120-600-050

受付時間 平日9:00～17:00

(但し、土・日・祝日・年末・年始を除く)

全国生協連では、ご加入者との信頼をより一層強固なものにするため、皆様からの苦情やご提言等の声をお受けする専用の受付窓口を設けています。全国生協連のホームページ(<https://www.kyosai-cc.or.jp/>) もご覧ください。

異議申し立て機関 …… 全国生協連では、共済金の支払いなどに関する審査決定に不服があるご加入者または共済金受取人が異議の申し立てを行うことができる機関として「審査委員会」を設けています。

苦情対応方針

1. 苦情申し出者の正当な権利を常に考え、権利を尊重した対応を行う。
2. 苦情に誠実かつ迅速に対応し、円満に解決するよう努める。
3. 苦情は都道府県民共済グループ全体に向けられたものと理解し、組織を挙げて責任ある対応を行う。
4. 苦情の受付・対応に当たっては、公平な態度を保持する。
5. 苦情に対し、是正が必要な場合には、迅速に対応し、再発を防止する。
6. 苦情を真摯に受け止め、組織全体で共有するとともに、顧客満足の改善に努める。
7. 苦情申し出者のプライバシーを尊重し、個人情報情報を厳重に保護する。
8. 不当な要求に対しては、毅然とした対応を行う。

7. カスタマーハラスメントに対する対応

全国生協連は、職員等をカスタマーハラスメントから保護し、組織として適切に対応するための基本方針として「カスタマーハラスメントへの対応方針」を定めています。

カスタマーハラスメントへの対応方針

1. はじめに

当会は誰しも予測できない暮らしの不安に備え、真に保障を必要としているすべての人々に、営利を目的としない助けあいの輪をひろめ、暮らしに安心をお届けすることをめざし、事業をおこなっています。これらの実現のためには、当会の業務に従事する者（以下、「職員等」といいます。）が心身ともに健康であること、安心して働き続ける就業環境を作ることも重要と考えます。

当会では、共済のご加入者や一般の方（以下、「お客さま」といいます。）から寄せられるご意見、ご要望を「お客さまの声」として受けとめ、誠実かつ迅速な対応を心がけ、サービスの改善につなげています。

しかし、万が一社会通念上相当な範囲を超えた要求や言動があった場合には、適切に対応することがお客さまからの期待にお応えし、より良いサービスの提供につながり、職員等の就業環境を守ることとなると考えています。

そのため、当会は「カスタマーハラスメントへの対応方針」を策定しました。

2. カスタマーハラスメントの定義

当会では、厚生労働省による「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」に基づき、下記の行為をカスタマーハラスメントと定義します。

「お客さまからのお申し出・言動のうち、当該お申し出・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員等の就業環境が害されるおそれがあるもの」

上記観点からカスタマーハラスメントの具体例を下記にあげます。

ただしあくまでも例示であり、これらに限られるものではありません。

< 該当例 >

- ①身体的な攻撃（暴行、傷害）
- ②精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、人格否定）
- ③威圧的な言動
- ④土下座の要求
- ⑤継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動
- ⑥拘束的な行動（不退去、居座り、監禁）
- ⑦差別的な言動
- ⑧性的な言動
- ⑨職員等個人への攻撃、要求や職員等への処罰の要求
- ⑩社会通念上過剰なサービス提供の要求
- ⑪職員等の個人情報等のSNSやインターネット等への投稿、誹謗中傷
- ⑫社会通念上過剰な謝罪の要求、金銭補償の要求
- ⑬その他、職員等の就業環境を害する言動

3. カスタマーハラスメントへの対応姿勢

当会がカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合、職員等を守るため、組織として毅然とした姿勢でお客さまへの対応をお断りさせていただく場合があります。また、特に悪質と判断した場合には、警察・弁護士等と連携し、厳正に対処します。

4. カスタマーハラスメントへの取り組み

当会では、職員等が安心して業務に従事できるよう各種支援策を実施します。また、職員等に対し、自らが顧客等としてカスタマーハラスメント行為を行わないよう、啓発や研修をまいります。

5. お客さまへのお願い

多くのお客さまにおいては、上記に該当するような事案もなく、当会が提供するサービスをご利用いただいております。引き続き、お客さまと職員等が、お互いに人格や尊厳を尊重し合う良好な関係を継続できますよう、ご配慮、ご協力の程よろしくお願いいたします。なお、万が一、カスタマーハラスメントに該当すると当会が判断した場合には、本方針に基づいて対応いたしますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

当会では、お客さまの正当な権利を常に考え、権利を尊重した対応を行います。今後も事業を通してお客さまへ最大奉仕する考え方を堅持し、お客さまとのより良好な関係を築いていけるよう努めてまいります。

8. 情報発信とご加入者サービス

(1) 情報開示について

全国生協連では、透明性のある組織運営を目指して事業活動や財務の状況などの説明書類として「都道府県民共済グループの現況」を毎事業年度作成し、情報の開示を行っています。

この説明書類は、厚生労働省令で定められている業務や財産の状況に関する事項を記載したものであり、事務所に備え置くとともに、全国生協連のホームページにおいても掲載しています。



(2) 情報誌について

全国生協連では、ご加入者と都道府県民共済グループを結ぶ情報誌として「ファミリー倶楽部」を年1回定期的に発刊し、ご加入者にお届けしています。

ご加入者との繋がりを第一に考え、都道府県民共済を身近に感じてもらう続けるために、共済制度や当該事業年度に生じたトピックスをはじめ、共済金の請求方法などの情報を発信しています。



(3) ホームページについて

全国生協連のホームページでは、都道府県民共済事業の事業哲学を紹介するとともに、共済制度のご案内や共済金の請求方法等の最新情報を掲載しています。

また、各都道府県民共済においても全国生協連のホームページと連携し、より詳細な情報〔保障や掛金のシミュレーション機能、加入申込書(郵送申込)の作成機能、新型火災共済インターネット事故受付サービス(共済金の請求連絡)、資料請求等〕を掲載したホームページを開設しています。

＜全国生協連のホームページ＞



(4) インターネット新規加入申込手続について

各都道府県民共済のホームページでは、利便性やサービスのより一層の向上を図るため、インターネットを通じ新規加入の申込手続が完結する専用のページを設けています。パソコンやスマートフォンから「生命共済」「新型火災共済」「傷害保障型共済」のお申し込み(手続)をいただくことが可能(書類の郵送は不要)です。

※詳細は各都道府県民共済のホームページをご覧ください。

(5) 「ご加入者用マイページ」について

各都道府県民共済のホームページでは、利便性の向上を図るため「ご加入者用マイページ」を設けています。ご加入者がインターネットでご自身の情報を確認したり、各種変更や共済掛金払込証明書等の再発行の手続をいただけるほか、生命共済等の入院・手術およびケガによる通院の共済金請求受付を行うことが可能(注)です。なお、生命共済について、病気による入院や手術に伴う共済金の請求については、お手元の書類をスマートフォンで撮影しアップロードすることにより、請求手続をマイページ上で完結させることができます(注)。お仕事等の都合で日中連絡するお時間がない方でも24時間365日ご都合のいい時間に手続をいただくことができます。

※詳細は各都道府県民共済のホームページをご覧ください。

※「ご加入者用マイページ」については、一部利用をいただけない会員生協があります。

注) ご請求内容やご加入内容等によっては、お受けできない場合があります。



(6) 暮らしに役立つ情報サイトについて

全国生協連では「生活の安定と向上」を目指して、暮らしに役立つ情報サイト「暮らしのタネonline」を開設しています。各専門家のアドバイスを集約し、家計、レシピ、健康、子育て、防災など暮らしに役立つ幅広い情報を発信しています。パソコンやスマートフォンからアクセスをいただくことができます。

また、全国生協連では生活者に有益な情報を提供し、都道府県民共済グループの認知の向上と若年層との接点づくりを目的として、都道府県民共済公式Instagramアカウント「都道府県民共済グループ」を開設し、動画や静止画などのコンテンツを定期的に投稿しています。

＜暮らしのタネonline＞



＜都道府県民共済グループ＞



(7) 個人賠償責任保険(日本国内示談交渉サービス付)の提供について

近年、自転車等の事故で加害者になってしまった場合の賠償金額が高額になる事例が増えており、社会的に保険制度の利用が求められています。そこで、全国生協連では「生命共済」「新型火災共済」「傷害保障型共済」のご加入者を対象に「万一の賠償責任に備えた手厚い補償」の提供を行うべく損害保険会社と団体契約を締結し、保険料を低く抑えた『示談交渉サービス(日本国内)付個人賠償責任保険(保険金額：3億円限度)』をご案内しています。なお、これまで64万件(2025年3月末)を超えるご加入者にご利用をいただいています。

9. 大規模自然災害等への対応について

2024年度も降雹、大雨や大雪ならびに台風や地震などの自然災害が発生し、全国各地で大きな被害をもたらしました。

全国生協連では、大規模自然災害の発生に伴い被災されたご加入者の1日も早い生活の再建を念頭に、助けあいの共済が少しでもお力になれるようグループ一体となって簡便・迅速な共済金のお支払いに努めています。

(1) 過年度に発生した主な大規模自然災害等に係る共済金の支払状況

i) 過年度(2010年度以降)に発生した主な大規模自然災害に係る共済金の支払状況

2025年3月31日現在：支払登録分

	対象となる共済制度	支払件数	支払金額
東日本大震災他、 一連の地震・津波災害 (2011年3月11日発生)	生命共済(※1)		
	傷害共済	計 2,564件	計158億3,605万円
	新型火災共済	計30,202件	計383億4,568万円
平成28年熊本地震 (2016年4月14日以降発生)	生命共済(※2)		
	傷害共済	計 172件	計 6,475万円
	新型火災共済	計 3,393件	計 38億4,024万円
2018年6月から10月に 発生した一連の 自然災害(注1)	生命共済(※2)		
	傷害共済	計 358件	計 2億3,807万円
	新型火災共済	計78,996件	計222億2,636万円
2019年9月以降に発生 した一連の自然災害 (注2)	生命共済(※2)		
	傷害共済	計 106件	計 8,814万円
	新型火災共済	計57,988件	計197億3,162万円
令和3年福島県沖を 震源とする地震 (2021年2月13日発生)	生命共済(※2)		
	傷害保障型共済、傷害共済	計 21件	計 292万円
	新型火災共済	計 6,285件	計 17億2,845万円
令和4年福島県沖を 震源とする地震 (2022年3月16日発生)	生命共済(※2)		
	傷害保障型共済、傷害共済	計 43件	計 329万円
	新型火災共済	計 7,465件	計 20億6,835万円
令和6年能登半島地震 (2024年1月1日発生)	生命共済(※2)		
	傷害保障型共済、傷害共済	計 3件	計 21万円
	新型火災共済	計11,551件	計 61億1,150万円

注1) 表中の支払件数・支払金額は次の災害の合計

①大阪府北部を震源とする地震、②平成30年7月豪雨、③平成30年台風21号、④平成30年北海道胆振東部地震、⑤平成30年台風24号、⑥平成30年台風25号

注2) 表中の支払件数・支払金額は次の災害の合計

①令和元年 房総半島台風(台風15号)、②令和元年台風17号、③令和元年 東日本台風(台風19号)、④令和元年10月25日からの大雨

※1) 生命共済(こども型、総合保障型、熟年型)

※2) 生命共済(こども型、総合保障型・入院保障型、熟年型・熟年入院型)

ii) 新型コロナウイルス感染症に係る共済金の支払状況

2025年3月31日現在：支払登録分

	対象となる共済制度	支払件数	支払金額
累計(2020年1月以降)	生命共済(※)	計2,498,847件	計1,758億7,587万円

※生命共済(こども型、総合保障型・入院保障型、熟年型・熟年入院型)

※新型コロナウイルス感染症に関する共済金の取り扱いについては、全国生協連のホームページ(<https://www.kyosai-cc.or.jp/>)にてご確認ください。

(2) 大規模自然災害等を見据えた今後の主な課題について

全国生協連では、これまでに政府から公表されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震の被害想定ならびに東日本大震災をはじめとするこれまでに発生した大規模自然災害における経験を踏まえ、業務継続計画(BCP)の見直しを行うなど危機管理態勢の強化を図っています。

東日本大震災などの大規模自然災害の発生に伴って表面化した様々な課題を自らのリスクとして捉え、有事発生の際の影響を最小限にとどめるため、代替措置の実務的検証と必要な改善措置の検討などの取り組みを進めています。

V. 子法人の状況に関する事項

1. 主要な事業の内容および組織の構成

(1) 主要な事業の内容

全国生協連の会員生協および会員生協組合員の生活の改善や文化の向上を図るとともに、共済事業の発展に寄与することを目的として、紳士服および婦人服、その他関連する商品の供給事業を行っています。

(2) 組織の構成(5頁参照)

2. 子法人の概況

(1) 子法人の概要

区 分	子法人
商 号	株式会社 F J C C衣良品サービス
代表者名	代表取締役 松永 和明
設立年月日	2013年2月20日
所 在 地	埼玉県さいたま市北区東大成町二丁目263番地4 北原ビル6階
資本金の額	1 億円
全国生協連の出資状況	4,000株(議決権比率100%)
主要な事業内容	①服地の仕入、販売およびその加工品の販売 ②衣料品その他関連商品の仕入、販売等
全国生協連子会社の 議決権比率	該当する子会社はありません

(2) 子法人の決算概況

決 算 期：2025年3月期(第13期)

決算期間：2024年4月1日～2025年3月31日

資産・負債・純資産の状況

(単位：千円)

科 目		金 額
資 産 の 部	流動資産	571,831
	固定資産	6,015
	資産合計	577,846
負 債 の 部	流動負債	44,339
	固定負債	25,080
	負債合計	69,420
純 資 産 の 部	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	308,425
	純資産合計	508,425
負債・純資産合計		577,846

損益の状況

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	312,377
売上総利益	78,381
営業利益	11,124
経常利益	11,569
当期純利益	6,719

株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科 目		金 額
株主資本 (純資産合計)	当期首残高	501,706
	当期変動額	6,719
	当期末残高	508,425

Ⅵ. 財産の状況に関する事項

１. 貸借対照表

(金額：百万円，率：％)

科 目	2020 年度末	2021 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2024 年度末	増減	前年度比
〔資産の部〕							
１ 現金及び預金	769,379	772,640	685,737	865,717	879,430	13,712	101.6
(1) 現金	0	0	1	1	0	△ 1	37.0
(2) 預貯金	769,378	772,639	685,736	865,716	879,429	13,713	101.6
２ 有価証券	161,418	182,378	183,367	182,410	209,984	27,573	115.1
(1) 譲渡性預金	92,584	102,107	104,373	104,801	97,105	△ 7,696	92.7
(2) 国債	6,767	6,703	6,653	6,581	6,484	△ 97	98.5
(3) 地方債	25,215	31,463	31,127	31,028	51,189	20,161	165.0
(4) 政府保証債	—	—	—	—	7,845	7,845	—
(5) 財投機関債	1,984	3,936	3,870	3,857	4,489	631	116.4
(6) 社債	34,866	38,168	37,342	36,141	42,870	6,728	118.6
３ 貸付金	29	27	22	22	18	△ 3	83.0
(1) その他の貸付金	29	27	22	22	18	△ 3	83.0
４ 再共済勘定	6	1	3	1	0	△ 1	32.7
５ 業務委託勘定	3,714	3,811	3,770	3,785	3,683	△ 101	97.3
６ その他共済資産	213	452	780	1,452	1,790	337	123.2
７ 前払費用	99	99	150	172	203	31	118.0
８ 未収収益	120	123	122	130	344	214	265.1
９ その他資産	1,444	1,793	1,945	1,946	1,826	△ 119	93.8
(1) 未収入金	397	418	517	588	449	△ 138	76.5
(2) 差入保証金	501	853	825	825	825	0	100.1
(3) その他の資産	545	522	602	532	550	18	103.4
10 業務用固定資産	4,858	4,634	2,981	2,788	2,905	116	104.2
(1) 土地	1,577	1,280	14	14	14	—	100.0
(2) 減価償却資産	1,638	1,343	1,814	1,633	1,647	14	100.9
(3) 建設仮勘定	—	671	—	—	—	—	—
(4) 無形固定資産	1,597	1,306	1,049	1,054	1,139	84	108.1
(5) その他固定資産	44	32	102	86	103	17	120.1
11 関係団体等出資金	206	206	202	202	202	—	100.0
(1) 関係団体出資金	6	6	2	2	2	—	100.0
(2) 子会社等株式	200	200	200	200	200	—	100.0
12 前払年金費用	94	124	82	111	93	△ 17	84.1
13 繰延税金資産	56,323	60,235	57,409	60,279	66,324	6,044	110.0
14 貸倒引当金	△ 271	△ 313	△ 338	△ 392	△ 354	38	—
資産合計	997,638	1,026,216	936,236	1,118,629	1,166,453	47,824	104.3

(金額：百万円，率：%)

科 目	2020 年度末	2021 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2024 年度末	増減	前年度比
〔負債の部〕							
1 共済契約準備金	594,900	593,526	495,258	600,946	617,716	16,770	102.8
(1) 支払備金	72,377	75,820	79,533	80,942	80,888	△ 53	99.9
(2) 責任準備金	319,651	332,772	319,515	332,293	347,185	14,892	104.5
(3) 割戻準備金	202,871	184,934	96,209	187,710	189,641	1,931	101.0
2 再共済勘定	862	863	937	1,214	1,527	312	125.7
3 業務委託勘定	109	27	27	21	21	0	103.3
4 借入金	—	—	—	48,103	48,103	—	100.0
5 未払費用	1,701	1,731	817	1,925	1,914	△ 11	99.4
6 その他負債	9,365	10,640	1,309	9,861	12,691	2,830	128.7
(1) 未払金	40	37	188	123	103	△ 19	84.0
(2) 未払法人税等	8,491	9,689	16	8,494	11,355	2,861	133.7
(3) 預り金	696	776	968	1,108	1,175	66	106.0
(4) 長期未払役員退職金	136	136	135	135	57	△ 78	42.3
(5) その他の負債	0	0	—	—	—	—	—
7 引当金	734	772	763	813	873	59	107.3
(1) 賞与引当金	177	186	190	194	194	0	100.2
(2) 退職給付引当金	556	585	572	619	678	59	109.6
8 価格変動準備金	144	194	244	293	360	66	122.8
負債合計	607,819	607,755	499,358	663,178	683,207	20,028	103.0
〔純資産の部〕							
1 会員資本	389,801	418,802	437,825	456,506	485,898	29,391	106.4
(1) 出資金	246,612	260,136	271,363	275,230	282,929	7,699	102.8
(2) 剰余金	143,188	158,665	166,462	181,276	202,968	21,691	112.0
① 法定準備金	26,325	29,481	32,610	34,205	37,206	3,001	108.8
② 任意積立金	97,934	110,534	122,605	129,005	140,805	11,800	109.1
震災等見舞金積立金	29,425	29,425	29,425	29,425	29,425	—	100.0
共済支払準備積立金	62,980	75,580	87,880	94,280	105,580	11,300	112.0
システム開発積立金	5,300	5,300	5,300	5,300	5,800	500	109.4
土地圧縮積立金	229	229	—	—	—	—	—
③ 当期末処分剰余金	18,928	18,648	11,246	18,064	24,955	6,890	138.1
(うち当期剰余金)	(15,775)	(15,643)	(7,974)	(15,000)	(21,910)	(6,910)	(146.1)
2 評価・換算差額等	17	△ 342	△ 947	△ 1,055	△ 2,651	△ 1,596	—
(1) その他有価証券評価差額金	17	△ 342	△ 947	△ 1,055	△ 2,651	△ 1,596	—
純資産合計	389,819	418,460	436,878	455,451	483,246	27,795	106.1
負債・純資産合計	997,638	1,026,216	936,236	1,118,629	1,166,453	47,824	104.3

2. 損益計算書

(金額：百万円，率：%)

科 目	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	増減	前年度比
I 経常収益	993,405	1,029,536	1,045,554	937,384	1,025,053	87,668	109.4
1 共済掛金等収入	651,936	658,130	663,767	662,485	657,070	△ 5,415	99.2
(1) 受入共済掛金	651,908	658,113	663,751	662,479	657,065	△ 5,414	99.2
(2) 受入再共済金	27	16	16	6	4	△ 1	74.8
2 共済契約準備金戻入額	340,537	370,450	380,375	273,811	366,149	92,337	133.7
(1) 支払備金戻入額	77,174	72,377	75,820	79,533	80,942	1,408	101.8
(2) 責任準備金戻入額	93,261	95,223	119,645	98,088	97,529	△ 558	99.4
(3) 割戻準備金戻入額	170,102	202,849	184,909	96,190	187,677	91,487	195.1
3 資産運用収益	538	546	578	568	1,221	652	214.8
(1) 利息及び配当金等収益	538	546	562	567	1,221	653	215.2
(2) 有価証券売却益	—	—	16	—	—	—	—
(3) 有価証券償還益	—	—	0	0	—	△ 0	—
4 その他経常収益	393	409	832	517	611	93	118.1
(1) その他の経常収益	393	409	832	517	611	93	118.1

(金額：百万円，率：％)

科 目	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	増減	前年度比
Ⅱ 経常費用	768,692	822,363	939,749	728,889	807,342	78,452	110.8
1 共済金等支払額	507,603	554,101	668,079	451,100	533,548	82,448	118.3
(1) 支払共済金	329,320	342,177	473,346	342,617	333,607	△ 9,010	97.4
(2) 支払再共済掛金	8,224	9,132	9,900	12,356	12,327	△ 29	99.8
(3) 支払割戻金	170,058	202,791	184,832	96,126	187,614	91,488	195.2
2 共済契約準備金繰入額	178,745	184,164	185,922	191,808	193,310	1,502	100.8
(1) 支払備金繰入額	72,377	75,820	79,533	80,942	80,888	△ 53	99.9
(2) 責任準備金繰入額	106,368	108,344	106,388	110,866	112,422	1,555	101.4
3 資産運用費用	218	202	213	207	808	601	389.8
(1) 支払利息	218	201	212	205	808	603	394.3
(2) 有価証券償還損	—	0	0	2	—	△ 2	—
4 事業経費	81,796	83,475	84,639	85,339	79,205	△ 6,133	92.8
(1) 人件費	2,847	2,903	3,118	3,064	3,221	156	105.1
(2) 物件費	19,905	20,620	22,741	22,453	21,718	△ 735	96.7
(3) 加入促進費	3,008	3,321	2,731	3,442	3,209	△ 232	93.2
(4) 共済委託手数料	56,034	56,629	56,047	56,378	51,056	△ 5,322	90.6
5 その他経常費用	328	419	896	433	468	34	108.0
(1) 寄付金	60	60	60	60	70	10	116.7
(2) その他の経常費用	268	359	836	373	398	24	106.7
Ⅲ 経常剰余金	224,713	207,172	105,804	208,494	217,711	9,216	104.4
Ⅳ 特別利益	—	—	1,483	—	1	1	—
1 固定資産売却益	—	—	1,483	—	1	1	—
Ⅴ 特別損失	43	614	54	48	74	25	152.4
1 固定資産処分損	—	—	4	—	—	—	—
2 減損損失	—	564	—	—	7	7	—
3 価格変動準備金繰入	43	50	49	48	66	18	137.4
Ⅵ 税引前当期剰余金	224,670	206,558	107,233	208,446	217,638	9,191	104.4
Ⅶ 法人税等	8,578	9,776	16	8,584	11,515	2,931	134.1
Ⅷ 法人税等調整額	△ 2,542	△ 3,773	3,057	△ 2,829	△ 5,397	△ 2,568	—
Ⅸ 割戻準備金繰入額	202,858	184,911	96,184	187,690	189,609	1,918	101.0
X 当期剰余金	15,775	15,643	7,974	15,000	21,910	6,910	146.1
XI 当期首繰越剰余金	3,152	3,005	3,271	3,064	3,044	△ 19	99.4
XII 当期末処分剰余金	18,928	18,648	11,246	18,064	24,955	6,890	138.1

3. 剰余金処分計算書

(金額：百万円，率：％)

科 目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	増減	前年度比
I 当期末処分剰余金	18,928	18,648	11,246	18,064	24,955	6,890	138.1
II 剰余金処分額	15,923	15,606	8,181	15,019	21,113	6,093	140.6
1 法定準備金	3,156	3,129	1,595	3,001	4,383	1,382	146.1
2 出資配当金	167	177	186	218	280	61	127.9
3 任意積立金	12,600	12,300	6,400	11,800	16,450	4,650	139.4
(1) 共済支払準備積立金	12,600	12,300	6,400	11,300	15,750	4,450	139.4
(2) システム開発積立金	—	—	—	500	700	200	140.0
III 次期繰越剰余金	3,005	3,042	3,064	3,044	3,842	797	126.2

4. 決算関係書類の注記

97頁～110頁参照

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
I. 継続組合の前提に関する注記 該当事項はありません。	I. 継続組合の前提に関する注記 同左	I. 継続組合の前提に関する注記 同左	I. 継続組合の前提に関する注記 同左	I. 継続組合の前提に関する注記 同左
II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券の評価基準および評価方法 子会社等株式…移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの…移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 貯蔵品…最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法） 3. 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産…法人税法に基づく定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、法人税法に基づく定額法。一括償却資産については、法人税法に基づき3年間で均等償却しております。 無形固定資産…定額法。ただし、ソフトウェア（当会利用）については、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法。 4. 引当金の計上基準 貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に	II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券の評価基準および評価方法 子会社等株式…同左 その他有価証券 時価のあるもの…同左 時価のないもの…同左 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 貯蔵品…同左 3. 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産…同左 無形固定資産…同左 4. 引当金の計上基準 貸倒引当金…同左	II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券の評価基準および評価方法 子会社等株式…同左 その他有価証券 時価のあるもの…同左 時価のないもの…同左 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 貯蔵品…同左 3. 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産…同左 無形固定資産…同左 4. 引当金の計上基準 貸倒引当金…同左	II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券の評価基準および評価方法 子会社等株式…同左 その他有価証券 時価のあるもの…同左 時価のないもの…同左 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 貯蔵品…同左 3. 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産…同左 無形固定資産…同左 4. 引当金の計上基準 貸倒引当金…同左	II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券の評価基準および評価方法 子会社等株式…同左 その他有価証券 時価のあるもの…同左 時価のないもの…同左 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 貯蔵品…同左 3. 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産…同左 無形固定資産…同左 4. 引当金の計上基準 貸倒引当金…同左

回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 賞与引当金…職員賞与の支給に備えるため、翌期の支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 退職給付引当金…職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、年金資産の額が、退職給付債務の額を超過している場合は、「前払年金費用」として計上しております。	賞与引当金…同左 退職給付引当金…同左	賞与引当金…同左 退職給付引当金…同左	賞与引当金…同左 退職給付引当金…同左	賞与引当金…同左 退職給付引当金…同左
5. 支払備金の計上基準 共済金の支払いに備えるため、既発生既報告支払備金（普通支払備金）および既発生未報告支払備金（IBNR備金）を計上しております。	5. 支払備金の計上基準 同左	5. 支払備金の計上基準 同左	5. 支払備金の計上基準 同左	5. 支払備金の計上基準 同左
6. 責任準備金の計上基準 責任準備金は、消費生活協同組合法第50条の7の規定に基づく準備金であり、異常危険準備金については、共済事故異常発生時の共済金の支払いに備えるため、共済リスクの区分に応じた所要額を計算し、計上しております。	6. 責任準備金の計上基準 同左	6. 責任準備金の計上基準 同左	6. 責任準備金の計上基準 同左	6. 責任準備金の計上基準 同左
7. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、消費生活協同組合法第50条の9の規定に基づく準備金であり、所有する資産の価格変動による損失に備えるため所要額を計算し、計上しております。	7. 価格変動準備金の計上基準 同左	7. 価格変動準備金の計上基準 同左	7. 価格変動準備金の計上基準 同左	7. 価格変動準備金の計上基準 同左
8. 消費税および地方消費税の会計処理 税抜方式を採用しています。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法に定める繰延消費税については5年間で均等償却しております。	8. 消費税および地方消費税の会計処理 同左	8. 消費税および地方消費税の会計処理 同左	8. 消費税および地方消費税の会計処理 同左	8. 消費税および地方消費税の会計処理 同左

Ⅲ. 表示方法の変更にに関する注記 「会計上の見積りに関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。				
Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額 56,323,900千円 (2) その他の情報 繰延税金資産は、事業計画に基づき将来の課税所得を合理的に見積もって計上しております。事業計画は様々な経済条件の前提を含むため、実際の結果がこれらの見積りと大きく異なった場合には、繰延税金資産の回収可能性に影響する可能性があります。 また、会計基準や税制が変更された場合には、繰延税金資産の取り崩しが必要になる可能性があります。 2. 支払備金 (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額 72,377,130千円 (2) その他の情報 消費生活協同組合法第50条の8、同施行規則第184条、同施行規程第9条および10条の規定に基づき、既発生既報告支払備金（普通支払備金）および既発生未報告支払備金（IBNR備金）を計上しております。 既発生既報告支払備金（普通支払備金）の繰入対象は、当事業年度末までに共済金支払事由が発生し、かつ電話連絡等により共済金請求を受付している未払の死亡共済金および全焼住宅等共済金で、支払うべき共	Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額 60,235,000千円 (2) その他の情報 同左 2. 支払備金 (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額 75,820,171千円 (2) その他の情報 同左	Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額 57,409,400千円 (2) その他の情報 同左 2. 支払備金 (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額 79,533,465千円 (2) その他の情報 消費生活協同組合法第50条の8、同施行規則第184条、同施行規程第9条および10条の規定に基づき、既発生既報告支払備金（普通支払備金）および既発生未報告支払備金（IBNR備金）を計上しております。 既発生既報告支払備金（普通支払備金）の繰入対象は、当事業年度末までに共済金支払事由が発生し、かつ電話連絡等により共済金請求を受付している未払の死亡共済金および全焼住宅等共済金で、支払うべき共	Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額 60,279,700千円 (2) その他の情報 同左 2. 支払備金 (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額 80,942,326千円 (2) その他の情報 消費生活協同組合法第50条の8、同施行規則第184条、同施行規程第9条および10条の規定に基づき、既発生既報告支払備金（普通支払備金）および既発生未報告支払備金（IBNR備金）を計上しております。 既発生既報告支払備金（普通支払備金）の繰入対象は、当事業年度末までに共済金支払事由が発生し、かつ電話連絡等により共済金請求を受付している未払の死亡共済金および全焼住宅等共済金で、支払うべき共	Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額 66,324,141千円 (2) その他の情報 同左 2. 支払備金 (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額 80,888,711千円 (2) その他の情報 同左

済金額が確定しているか合理的に算定できるもの（加入後２年未満の病
気死亡、加入後１年未満の自殺およ
び受取人不存在は除く）、および3月
31日に共済金給付登録し4月1日に支
払われた共済金です。

既発生未報告支払備金（IBNR備金）
の繰入額は、直近３事業年度につい
て、普通支払備金積立不足額に共済
事業規約別の発生損害増加率を乗じ
た額の平均です。

翌事業年度に、大規模災害等の発
生により、これらの支払備金繰入額
を大きく乖離する巨額の共済金支払
が発生する可能性があります。

3. 異常危険準備金

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上し
た金額 224, 427, 697千円

3. 異常危険準備金

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上し
た金額 236, 330, 577千円

済金額が確定しているか合理的に算
定できるもの（加入後２年未満の病
気死亡、加入後１年未満の自殺およ
び受取人不存在は除く）、および3月
31日に共済金給付登録し4月1日に支
払われた共済金です。

既発生未報告支払備金（以下「IBNR
備金」という。）は、以下の方法に
より算出した額を計上しております。

なお、翌事業年度に、大規模災害等
の発生により、これらの支払備金繰
入額から大きく乖離する巨額の共済
金支払が発生する可能性があります。
(IBNR備金繰入額の算出方法)

新型コロナウイルス感染症と診断
され、宿泊施設または自宅にて医師
等の管理下で療養された場合（以下
「みなし入院」という。）に係るIBNR
備金と、みなし入院以外に係るIBNR
備金に区分して計算しております。

みなし入院以外に係るIBNR備金に
ついては、消費生活協同組合法施行
規程第9条第1項の規定に掲げる全て
の事業年度のIBNR備金積立所要額
および共済金等の支払額から、みなし
入院に係る額を除外した上で、消費
生活協同組合法施行規程第9条第1項
の規定と同様の方法により算出して
おります。

みなし入院に係るIBNR備金について
は、支払事由の発生から請求までに
要する平均的な期間を踏まえ、2022年
9月26日以降の重症化リスクの高い方
のみなし入院に係る額および新規感
染者数、直近１ヵ月の新規感染者数
に基づき算出しております。

3. 異常危険準備金

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上し
た金額 222, 298, 198千円

済金額が確定しているか合理的に算
定できるもの（加入後２年未満の病
気死亡、加入後１年未満の自殺およ
び受取人不存在は除く）、および3月
31日に共済金給付登録し4月1日に支
払われた共済金です。

既発生未報告支払備金（以下「IBNR
備金」という。）は、以下の方法に
より算出した額を計上しております。

なお、翌事業年度に、大規模災害等
の発生により、これらの支払備金繰
入額から大きく乖離する巨額の共済
金支払が発生する可能性があります。
(IBNR備金繰入額の算出方法)

消費生活協同組合法施行規程第9条
第1項の規定に掲げる全ての事業年度
のIBNR備金積立所要額および共済金
等の支払額から、みなし入院（新型
コロナウイルス感染症と診断され、
宿泊施設または自宅にて医師等の管
理下で療養されたことをいいます。）
に係る額を除外した上で、消費生活
協同組合法施行規程第9条第1項の規
定と同様の方法により算出しており
ます。

3. 異常危険準備金

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上し
た金額 234, 763, 501千円

3. 異常危険準備金

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上し
た金額 249, 421, 371千円

(2)その他の情報 異常危険準備金は、責任準備金に含まれております。 消費生活協同組合法第50条の7、同施行規則第179条、同施行規程第6条および7条の規定に基づき要積立額を計算し法定限度額を超過しないように繰り入れております。 火災共済の異常危険準備金は、将来発生する巨大災害（地震・風水害）リスクへの備えを考慮したうえ、理事会の承認を得て繰り入れております。 翌事業年度に、大規模災害等の発生により、異常危険準備金の取り崩しを必要とする巨額の共済金支払が発生する可能性があります。	(2)その他の情報 同左	(2)その他の情報 同左 IV. 会計上の見積りの変更に関する注記 IBNR備金の計上において、みなし入院の入院共済金等の支払対象を当事業年度中に変更したことにより、消費生活協同組合法施行規程第9条第1項の規定に基づく計算（直近3事業年度について、普通支払備金積立不足額に共済事業規約別の発生損害増加率を乗じた額の平均）では適切な水準の額を算出することができないことから、消費生活協同組合法施行規程第9条第2項の規定を適用し、計算方法を変更しました。この変更に伴い、従来の方で算出した場合と比較し、当事業年度の支払備金繰入額は35,600,000千円減少し、経常剰余金および税引前当期剰余金は35,600,000千円増加しております。	(2)その他の情報 異常危険準備金は、責任準備金に含まれております。 消費生活協同組合法第50条の7、同施行規則第179条、同施行規程第6条および7条の規定に基づき要積立額を計算し法定限度額を超過しないように繰り入れており、前事業年度より法定限度額が減少した場合は、法定限度超過額を取り崩しております。 火災共済の異常危険準備金は、将来発生する巨大災害（地震・風水害）リスクへの備えを考慮したうえ、理事会の承認を得て繰り入れております。 翌事業年度に、大規模災害等の発生により、異常危険準備金の取り崩しを必要とする巨額の共済金支払が発生する可能性があります。	(2)その他の情報 同左
---	----------------------------	---	--	----------------------------

V. 貸借対照表等に関する注記 1. 担保資産および担保付債務 当座借越契約（極度額15,500,000千円）のため、次の資産を担保として預け入れしております。なお、当事業年度末の当座借越の利用残高はございません。 定期預金 10,354,800千円 2. 減価償却累計額 業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 2,919,913千円 3. 子法人に対する金銭債権債務 短期金銭債権 66千円 短期金銭債務 121千円 4. 共済契約を再共済または再保険に付した部分に相当する額 該当事項はありません。 VI. 損益計算書に関する注記 1. 子法人との取引高 事業外取引による取引高 2,040千円	IV. 貸借対照表等に関する注記 1. 担保資産および担保付債務 同左 2. 減価償却累計額 業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 2,988,858千円 3. 子法人に対する金銭債権債務 同左 4. 共済契約を再共済または再保険に付した部分に相当する額 同左 V. 損益計算書に関する注記 1. 子法人との取引高 同左 2. 減損損失 (1)減損損失を認識した資産または資産グループの概要<table><tr><td>用途</td><td>種類</td><td>場所</td></tr><tr><td>事業用資産</td><td>土地、建物、建物附属設備、構築物</td><td>埼玉県さいたま市</td></tr></table> (2)減損損失の認識に至った経緯 事業用資産については当会事務所の移転（2022年5月）に伴い投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を特別損失として計上しております。	用途	種類	場所	事業用資産	土地、建物、建物附属設備、構築物	埼玉県さいたま市	V. 貸借対照表等に関する注記 1. 担保資産および担保付債務 同左 2. 減価償却累計額 業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 750,920千円 3. 子法人に対する金銭債権債務 短期金銭債権 66千円 4. 共済契約を再共済または再保険に付した部分に相当する額 同左 VI. 損益計算書に関する注記 1. 子法人との取引高 事業外取引による取引高 830千円	IV. 貸借対照表等に関する注記 1. 担保資産および担保付債務 同左 2. 減価償却累計額 業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 977,263千円 3. 子法人に対する金銭債権債務 同左 4. 共済契約を再共済または再保険に付した部分に相当する額 同左 5. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金48,103百万円を計上しております。 V. 損益計算書に関する注記 1. 子法人との取引高 事業外取引による取引高 720千円	IV. 貸借対照表等に関する注記 1. 担保資産および担保付債務 同左 2. 減価償却累計額 業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 1,093,577千円 3. 子法人に対する金銭債権債務 同左 4. 共済契約を再共済または再保険に付した部分に相当する額 同左 5. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金48,103百万円を計上しております。 V. 損益計算書に関する注記 1. 子法人との取引高 同左
用途	種類	場所								
事業用資産	土地、建物、建物附属設備、構築物	埼玉県さいたま市								

	(3)減損損失の金額 (単位：千円) <table><tr><th>資産種類</th><th>減損損失額</th></tr><tr><td>土地</td><td>296,780</td></tr><tr><td>建物</td><td>251,831</td></tr><tr><td>建物附属設備</td><td>15,278</td></tr><tr><td>構築物</td><td>164</td></tr><tr><td>合計</td><td>564,054</td></tr></table> (4)資産のグルーピングの方法 原則として事業所単位にグルーピングをしております。 (5)回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、正味売却価額を使用しております。正味売却価額は、不動産鑑定額を採用しております。	資産種類	減損損失額	土地	296,780	建物	251,831	建物附属設備	15,278	構築物	164	合計	564,054				
資産種類	減損損失額																
土地	296,780																
建物	251,831																
建物附属設備	15,278																
構築物	164																
合計	564,054																
2. 法人税等	3. 法人税等	2. 法人税等	2. 法人税等	2. 法人税等	2. 法人税等												
法人税等には、法人税、住民税、事業税が含まれております。	同左	法人税等は、住民税です。	法人税等には、法人税、住民税、事業税が含まれております。	同左	同左												
3. 教育事業等繰越金	4. 教育事業等繰越金	3. 教育事業等繰越金	3. 教育事業等繰越金	3. 教育事業等繰越金	3. 教育事業等繰越金												
「当期首繰越剰余金」には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金633,000千円が含まれております。	「当期首繰越剰余金」には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金789,000千円が含まれております。	「当期首繰越剰余金」には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金783,000千円が含まれております。	「当期首繰越剰余金」には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金399,000千円が含まれております。	「当期首繰越剰余金」には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金751,000千円が含まれております。	「当期首繰越剰余金」には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金751,000千円が含まれております。												
VII. 剰余金処分案に関する注記	VI. 剰余金処分案に関する注記	VII. 剰余金処分案に関する注記	VI. 剰余金処分案に関する注記	VI. 剰余金処分案に関する注記	VI. 剰余金処分案に関する注記												
1. 法定準備金	1. 法定準備金	1. 法定準備金	1. 法定準備金	1. 法定準備金	1. 法定準備金												
法定準備金は、消費生活協同組合法第51条の4第1項に規定する準備金です。	同左	同左	同左	同左	同左												
2. 出資配当金	2. 出資配当金	2. 出資配当金	2. 出資配当金	2. 出資配当金	2. 出資配当金												
出資配当金は、1口当たり7円です。	同左	同左	出資配当金は、1口当たり8円です。	出資配当金は、1口当たり10円です。													
3. 教育事業等繰越金	3. 教育事業等繰越金	3. 教育事業等繰越金	3. 教育事業等繰越金	3. 教育事業等繰越金	3. 教育事業等繰越金												
次期繰越剰余金には消費生活協同組合法第51条の4第4項に規定する教育事業等繰越金として、789,000千円が含まれております。	次期繰越剰余金には消費生活協同組合法第51条の4第4項に規定する教育事業等繰越金として、783,000千円が含まれております。	次期繰越剰余金には消費生活協同組合法第51条の4第4項に規定する教育事業等繰越金として、399,000千円が含まれております。	次期繰越剰余金には消費生活協同組合法第51条の4第4項に規定する教育事業等繰越金として、751,000千円が含まれております。	次期繰越剰余金には消費生活協同組合法第51条の4第4項に規定する教育事業等繰越金として、1,096,000千円が含まれております。													
VIII. 退職給付に関する注記	VII. 退職給付に関する注記	VIII. 退職給付に関する注記	VII. 退職給付に関する注記	VII. 退職給付に関する注記	VII. 退職給付に関する注記												
1. 採用している退職給付制度の概要	1. 採用している退職給付制度の概要	1. 採用している退職給付制度の概要	1. 採用している退職給付制度の概要	1. 採用している退職給付制度の概要	1. 採用している退職給付制度の概要												
当会は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度、退職一時金	同左	同左	同左	同左	同左												

制度および確定拠出型の中小企業退職金共済制度を採用しております。 当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。				
2. 確定給付制度 (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	2. 確定給付制度 (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	2. 確定給付制度 (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	2. 確定給付制度 (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	2. 確定給付制度 (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
当会計年度	当会計年度	当会計年度	当会計年度	当会計年度
退職給付引当金の期首残高	退職給付引当金の期首残高	退職給付引当金の期首残高	退職給付引当金の期首残高	退職給付引当金の期首残高
441,739千円	462,738千円	461,532千円	490,653千円	507,612千円
退職給付費用	退職給付費用	退職給付費用	退職給付費用	退職給付費用
202,343千円	118,441千円	247,132千円	155,605千円	279,898千円
退職給付の支払額	退職給付の支払額	退職給付の支払額	退職給付の支払額	退職給付の支払額
△108,768千円	△45,065千円	△142,873千円	△55,305千円	△110,141千円
制度への拠出額	制度への拠出額	制度への拠出額	制度への拠出額	制度への拠出額
△72,575千円	△74,583千円	△75,138千円	△83,340千円	△92,685千円
退職給付引当金の期末残高	退職給付引当金の期末残高	退職給付引当金の期末残高	退職給付引当金の期末残高	退職給付引当金の期末残高
462,738千円	461,532千円	490,653千円	507,612千円	584,683千円
(2)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表	(2)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表	(2)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表	(2)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表	(2)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表
当会計年度	当会計年度	当会計年度	当会計年度	当会計年度
積立型制度の退職給付債務	積立型制度の退職給付債務	積立型制度の退職給付債務	積立型制度の退職給付債務	積立型制度の退職給付債務
1,943,673千円	2,001,209千円	2,080,393千円	2,082,759千円	2,162,616千円
年金資産	年金資産	年金資産	年金資産	年金資産
△2,037,747千円	△2,125,673千円	△2,162,672千円	△2,194,292千円	△2,256,390千円
△94,073千円	△124,463千円	△82,278千円	△111,532千円	△93,774千円
非積立型制度の退職給付債務	非積立型制度の退職給付債務	非積立型制度の退職給付債務	非積立型制度の退職給付債務	非積立型制度の退職給付債務
556,812千円	585,996千円	572,931千円	619,145千円	678,458千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額
462,738千円	461,532千円	490,653千円	507,612千円	584,683千円
退職給付引当金	退職給付引当金	退職給付引当金	退職給付引当金	退職給付引当金
556,812千円	585,996千円	572,931千円	619,145千円	678,458千円
前払年金費用	前払年金費用	前払年金費用	前払年金費用	前払年金費用
△94,073千円	△124,463千円	△82,278千円	△111,532千円	△93,774千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額
462,738千円	461,532千円	490,653千円	507,612千円	584,683千円

(3)退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 202,343千円 3. 確定拠出制度 当会の確定拠出制度への要拠出額は53,915千円であります。	(3)退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 118,441千円 3. 確定拠出制度 当会の確定拠出制度への要拠出額は56,645千円であります。	(3)退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 247,132千円 3. 確定拠出制度 当会の確定拠出制度への要拠出額は57,860千円であります。	(3)退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 155,605千円 3. 確定拠出制度 当会の確定拠出制度への要拠出額は57,705千円であります。	(3)退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 279,898千円 3. 確定拠出制度 当会の確定拠出制度への要拠出額は59,320千円であります。																																																																																														
Ⅸ. 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産・負債の主な原因別内訳 (単位：千円) <table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>繰延税金資産</td><td>56,418,234</td></tr><tr><td>異常危険準備金</td><td>55,462,700</td></tr><tr><td>支払備金</td><td>89,300</td></tr><tr><td>事業税</td><td>529,800</td></tr><tr><td>その他</td><td>378,034</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△ 41,600</td></tr><tr><td>繰延税金負債</td><td>94,334</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>6,734</td></tr><tr><td>土地圧縮積立金</td><td>87,600</td></tr><tr><td>繰延税金資産純額</td><td>56,323,900</td></tr></table> 2. 当事業年度における法定実効税率は27.66％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、割戻準備金繰入額△24.97％です。	科 目	金 額	繰延税金資産	56,418,234	異常危険準備金	55,462,700	支払備金	89,300	事業税	529,800	その他	378,034	評価性引当額	△ 41,600	繰延税金負債	94,334	有価証券	6,734	土地圧縮積立金	87,600	繰延税金資産純額	56,323,900	Ⅷ. 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産・負債の主な原因別内訳 (単位：千円) <table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>繰延税金資産</td><td>60,322,600</td></tr><tr><td>異常危険準備金</td><td>58,716,000</td></tr><tr><td>支払備金</td><td>368,100</td></tr><tr><td>事業税</td><td>603,600</td></tr><tr><td>減損損失</td><td>156,000</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>130,788</td></tr><tr><td>その他</td><td>389,711</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△ 41,600</td></tr><tr><td>繰延税金負債</td><td>87,600</td></tr><tr><td>土地圧縮積立金</td><td>87,600</td></tr><tr><td>繰延税金資産純額</td><td>60,235,000</td></tr></table> 2. 当事業年度における法定実効税率は27.66％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、割戻準備金繰入額△24.75％です。	科 目	金 額	繰延税金資産	60,322,600	異常危険準備金	58,716,000	支払備金	368,100	事業税	603,600	減損損失	156,000	有価証券	130,788	その他	389,711	評価性引当額	△ 41,600	繰延税金負債	87,600	土地圧縮積立金	87,600	繰延税金資産純額	60,235,000	Ⅸ. 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産の主な原因別内訳 (単位：千円) <table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>繰延税金資産</td><td>57,409,400</td></tr><tr><td>異常危険準備金</td><td>54,796,400</td></tr><tr><td>繰越欠損金</td><td>1,208,100</td></tr><tr><td>支払備金</td><td>677,600</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>362,320</td></tr><tr><td>その他</td><td>406,279</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△ 41,300</td></tr></table> 2. 当事業年度における法定実効税率は27.66％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、割戻準備金繰入額△24.79％です。	科 目	金 額	繰延税金資産	57,409,400	異常危険準備金	54,796,400	繰越欠損金	1,208,100	支払備金	677,600	有価証券	362,320	その他	406,279	評価性引当額	△ 41,300	Ⅷ. 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産の主な原因別内訳 (単位：千円) <table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>繰延税金資産</td><td>60,279,700</td></tr><tr><td>異常危険準備金</td><td>58,414,262</td></tr><tr><td>支払備金</td><td>550,709</td></tr><tr><td>事業税</td><td>530,128</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>403,578</td></tr><tr><td>その他</td><td>422,381</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△ 41,361</td></tr></table> 2. 当事業年度における法定実効税率は27.66％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、割戻準備金繰入額△24.90％です。	科 目	金 額	繰延税金資産	60,279,700	異常危険準備金	58,414,262	支払備金	550,709	事業税	530,128	有価証券	403,578	その他	422,381	評価性引当額	△ 41,361	Ⅷ. 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産の主な原因別内訳 (単位：千円) <table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>繰延税金資産</td><td>66,324,141</td></tr><tr><td>異常危険準備金</td><td>63,966,958</td></tr><tr><td>支払備金</td><td>171,904</td></tr><tr><td>事業税</td><td>711,138</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>1,050,716</td></tr><tr><td>その他</td><td>443,716</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△ 20,293</td></tr></table> 2. 当事業年度における法定実効税率は27.66％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、割戻準備金繰入額△24.10％です。	科 目	金 額	繰延税金資産	66,324,141	異常危険準備金	63,966,958	支払備金	171,904	事業税	711,138	有価証券	1,050,716	その他	443,716	評価性引当額	△ 20,293
科 目	金 額																																																																																																	
繰延税金資産	56,418,234																																																																																																	
異常危険準備金	55,462,700																																																																																																	
支払備金	89,300																																																																																																	
事業税	529,800																																																																																																	
その他	378,034																																																																																																	
評価性引当額	△ 41,600																																																																																																	
繰延税金負債	94,334																																																																																																	
有価証券	6,734																																																																																																	
土地圧縮積立金	87,600																																																																																																	
繰延税金資産純額	56,323,900																																																																																																	
科 目	金 額																																																																																																	
繰延税金資産	60,322,600																																																																																																	
異常危険準備金	58,716,000																																																																																																	
支払備金	368,100																																																																																																	
事業税	603,600																																																																																																	
減損損失	156,000																																																																																																	
有価証券	130,788																																																																																																	
その他	389,711																																																																																																	
評価性引当額	△ 41,600																																																																																																	
繰延税金負債	87,600																																																																																																	
土地圧縮積立金	87,600																																																																																																	
繰延税金資産純額	60,235,000																																																																																																	
科 目	金 額																																																																																																	
繰延税金資産	57,409,400																																																																																																	
異常危険準備金	54,796,400																																																																																																	
繰越欠損金	1,208,100																																																																																																	
支払備金	677,600																																																																																																	
有価証券	362,320																																																																																																	
その他	406,279																																																																																																	
評価性引当額	△ 41,300																																																																																																	
科 目	金 額																																																																																																	
繰延税金資産	60,279,700																																																																																																	
異常危険準備金	58,414,262																																																																																																	
支払備金	550,709																																																																																																	
事業税	530,128																																																																																																	
有価証券	403,578																																																																																																	
その他	422,381																																																																																																	
評価性引当額	△ 41,361																																																																																																	
科 目	金 額																																																																																																	
繰延税金資産	66,324,141																																																																																																	
異常危険準備金	63,966,958																																																																																																	
支払備金	171,904																																																																																																	
事業税	711,138																																																																																																	
有価証券	1,050,716																																																																																																	
その他	443,716																																																																																																	
評価性引当額	△ 20,293																																																																																																	
Ⅹ. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取り組み方針 当会の資金運用は、共済の加入者から収受した共済掛金を、安全性を第一義としつつ、流動性にも配慮して運用する方針です。 (2)金融商品の内容およびそのリスク 将来の共済金等の支払いに備えて、資産を安全かつ効率的に運用するため、当会が保有する金融資産は、主	Ⅸ. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取り組み方針 同左 (2)金融商品の内容およびそのリスク 同左	Ⅹ. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取り組み方針 同左 (2)金融商品の内容およびそのリスク 同左	Ⅸ. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取り組み方針 同左 (2)金融商品の内容およびそのリスク 同左	Ⅸ. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取り組み方針 同左 (2)金融商品の内容およびそのリスク 将来の共済金等の支払いに備えて、資産を安全かつ効率的に運用するため、当会が保有する金融資産は、主																																																																																														

に預金であり、有価証券として、譲渡性預金、国債、地方債、財投機関債、社債を保有しております。 これらの資産に係るリスクとして、市場リスク（金利、価格等の変動するリスク）および信用リスクがあります。				に預金であり、有価証券として、譲渡性預金、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、社債を保有しております。 これらの資産に係るリスクとして、市場リスク（金利、価格等の変動するリスク）および信用リスクがあります。 借入金の使途は、財務体質の強化です。
(3)金融商品に係るリスク管理体制 当会は、資金運用を行うにあたり、理事会等で決議された取引の適正な実行およびリスク管理を目的とした基本方針に基づき、財務担当部署が、関係する内規に従い、理事会等の決議または適正な決裁手続きを経て実行しております。また、リスク管理機関を設置し、リスク管理状況を定期的に理事会等に報告しております。 当会の預金等の取引金融機関は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手先の債務不履行によるリスクはほとんど発生しないと認識しております。 なお、当会は、デリバティブ取引は行っておりません。	(3)金融商品に係るリスク管理体制 同左	(3)金融商品に係るリスク管理体制 同左	(3)金融商品に係るリスク管理体制 同左	(3)金融商品に係るリスク管理体制 当会は、資金運用を行うにあたり、理事会等で決議された取引の適正な実行およびリスク管理を目的とした基本方針に基づき、財務担当部署および経営企画室が、関係する内規に従い、理事会等の決議または適正な決裁手続きを経て実行しております。また、リスク管理機関を設置し、リスク管理状況を定期的に理事会等に報告しております。 当会の預金等の取引金融機関は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手先の債務不履行によるリスクはほとんど発生しないと認識しております。 なお、当会は、デリバティブ取引は行っておりません。
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が異なることもあります。	(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左	(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左	(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左	(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	769,379,310	769,379,310	—
(2) 有価証券	161,418,902	161,418,902	—
譲渡性預金	92,584,200	92,584,200	—
国債	6,767,899	6,767,899	—
地方債	25,215,708	25,215,708	—
財投機関債	1,984,622	1,984,622	—
社債	34,866,472	34,866,472	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

これらの時価については、主に市場価格に基づいて算定しております。また、有価証券において、貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	772,640,742	772,640,742	—
(2) 有価証券	182,378,655	182,378,655	—
譲渡性預金	102,107,200	102,107,200	—
国債	6,703,112	6,703,112	—
地方債	31,463,953	31,463,953	—
財投機関債	3,936,348	3,936,348	—
社債	38,168,041	38,168,041	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

同左

(2) 有価証券

同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	685,737,142	685,737,142	—
(2) 有価証券	183,367,320	183,367,320	—
譲渡性預金	104,373,600	104,373,600	—
国債	6,653,978	6,653,978	—
地方債	31,127,470	31,127,470	—
財投機関債	3,870,057	3,870,057	—
社債	37,342,214	37,342,214	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

同左

(2) 有価証券

同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。市場価格がない非上場株式および出資金は(1)有価証券には含めておりません。((注2)参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	182,410,935	182,410,935	—
譲渡性預金	104,801,600	104,801,600	—
国債	6,581,980	6,581,980	—
地方債	31,028,066	31,028,066	—
財投機関債	3,857,753	3,857,753	—
社債	36,141,534	36,141,534	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 有価証券

同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。市場価格がない非上場株式および出資金は(1)有価証券には含めておりません。((注2)参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	209,984,748	209,984,748	—
譲渡性預金	97,105,500	97,105,500	—
国債	6,484,653	6,484,653	—
地方債	51,189,823	51,189,823	—
政府保証債	7,845,056	7,845,056	—
財投機関債	4,489,613	4,489,613	—
社債	42,870,102	42,870,102	—
(2) 借入金	48,103,000	45,494,175	2,608,824

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 有価証券

同左

(単位：千円)				(単位：千円)				(単位：千円)				(単位：千円)				(単位：千円)				
	貸借 対照表 計上額	取得原価	差額		貸借 対照表 計上額	取得原価	差額		貸借 対照表 計上額	取得原価	差額		貸借 対照表 計上額	取得原価	差額		貸借 対照表 計上額	取得原価	差額	
貸借 対照表 計上額が 取得原価を 超える もの				貸借 対照表 計上額が 取得原価を 超える もの				貸借 対照表 計上額が 取得原価を 超える もの				貸借 対照表 計上額が 取得原価を 超える もの				貸借 対照表 計上額が 取得原価を 超える もの				
国 債	6,767,899	6,642,780	125,119	国 債	6,703,112	6,642,780	60,332	国 債	5,667,110	5,648,480	18,630	地方債	401,545	400,000	1,545	地方債	196,405	196,319	85	
地方債	9,478,603	9,406,020	72,583	地方債	7,329,612	7,300,000	29,612	地方債	604,308	600,000	4,308	社 債	997,180	995,580	1,600	小 計	196,405	196,319	85	
社 債	8,346,472	8,312,077	34,395	社 債	4,215,489	4,207,857	7,632	社 債	1,695,395	1,694,076	1,319	小 計	1,398,725	1,395,580	3,145	貸借 対照表 計上額が 取得原価を 超えない もの	国 債	6,484,653	6,642,780	△ 158,126
小 計	24,592,975	24,360,877	232,098	小 計	18,248,214	18,150,637	97,577	小 計	7,966,814	7,942,556	24,258	貸借 対照表 計上額が 取得原価を 超えない もの								
貸借 対照表 計上額が 取得原価を 超えない もの				貸借 対照表 計上額が 取得原価を 超えない もの				貸借 対照表 計上額が 取得原価を 超えない もの				国 債	6,581,980	6,642,780	△ 60,799					
地方債	15,737,104	15,799,450	△ 62,345	地方債	24,134,340	24,405,470	△ 271,129	国 債	986,868	994,300	△ 7,432	地方債	30,626,520	31,305,470	△ 678,949					
財 投 機関債	1,984,622	2,000,000	△ 15,377	財 投 機関債	3,936,348	4,000,000	△ 63,651	地方債	30,523,161	31,105,470	△ 582,308	財 投 機関債	3,857,753	4,000,000	△ 142,246					
社 債	26,519,999	26,696,446	△ 176,446	社 債	33,952,552	34,257,386	△ 304,833	財 投 機関債	3,870,057	4,000,000	△ 129,942	社 債	35,144,354	35,844,556	△ 700,201	政 府 保証債	7,845,056	7,951,780	△ 106,724	
小 計	44,241,726	44,495,896	△ 254,169	小 計	62,023,241	62,662,856	△ 639,614	社 債	35,646,819	36,357,428	△ 710,608	小 計	76,210,609	77,792,806	△ 1,582,196	財 投 機関債	4,489,613	4,775,072	△ 285,458	
合 計	68,834,702	68,856,773	△ 22,070	合 計	80,271,455	80,813,493	△ 542,037	小 計	71,026,906	72,457,198	△ 1,430,291	合 計	77,609,335	79,188,386	△ 1,579,050	社 債	42,870,102	44,109,578	△ 1,239,476	
																(2)借入金				
																これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。				
(注2)非上場株式および出資金（貸借対照表計上額206,397千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)有価証券」には含めておりません。				(注2)非上場株式および出資金（貸借対照表計上額206,397千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)有価証券」には含めておりません。				(注2)非上場株式および出資金（貸借対照表計上額202,197千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)有価証券」には含めておりません。				(注2)非上場株式および出資金（貸借対照表計上額202,197千円）は、市場価格がなく、「(1)有価証券」には含めておりません。				(注2)非上場株式および出資金（貸借対照表計上額202,197千円）は、市場価格がなく、「(1)有価証券」には含めておりません。				

(注3) 満期がある有価証券等の決算日
後の償還予定額

(単位：千円)			
	1年以内	1年超 7年以内	7年超 10年以内
現金 及び 預金	769,379,310	—	—
有価 証券	92,584,200	24,629,558	43,165,568
譲渡性 預金	92,584,200	—	—
その他 有価 証券	—	24,629,558	43,165,568
合 計	861,963,510	24,629,558	43,165,568

	10年超 20年以内
現金 及び 預金	—
有価 証券	1,039,575
譲渡性 預金	—
その他 有価 証券	1,039,575
合 計	1,039,575

XI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子法人

種 類	会社等 の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係
子法人	㈱FJCC 衣良品 サービス	所有 直接100%	業務受託 事務所賃貸 役員の兼任

(注3) 満期がある有価証券等の決算日
後の償還予定額

(単位：千円)			
	1年以内	1年超 7年以内	7年超 10年以内
現金 及び 預金	772,640,742	—	—
有価 証券	102,107,200	32,516,137	46,733,904
譲渡性 預金	102,107,200	—	—
その他 有価 証券	—	32,516,137	46,733,904
合 計	874,747,942	32,516,137	46,733,904

	10年超 20年以内
現金 及び 預金	—
有価 証券	1,021,414
譲渡性 預金	—
その他 有価 証券	1,021,414
合 計	1,021,414

X. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子法人

種 類	会社等 の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係
子法人	㈱FJCC 衣良品 サービス	所有 直接100%	業務受託 事務所賃貸 役員の兼任

(注3) 満期がある有価証券等の決算日
後の償還予定額

(単位：千円)			
	1年以内	1年超 7年以内	7年超 10年以内
現金 及び 預金	685,737,142	—	—
有価 証券	104,373,600	51,523,533	26,483,319
譲渡性 預金	104,373,600	—	—
その他 有価 証券	—	51,523,533	26,483,319
合 計	790,110,742	51,523,533	26,483,319

	10年超 20年以内
現金 及び 預金	—
有価 証券	986,868
譲渡性 預金	—
その他 有価 証券	986,868
合 計	986,868

XI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子法人

種 類	会社等 の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係
子法人	㈱FJCC 衣良品 サービス	所有 直接100%	業務受託 事務所賃貸 役員の兼任

(注3) 満期がある有価証券等の決算日
後の償還予定額

(単位：千円)			
	1年以内	1年超 7年以内	7年超 10年以内
有価 証券	106,301,837	65,791,399	9,361,220
譲渡性 預金	104,801,600	—	—
その他 有価 証券	1,500,237	65,791,399	9,361,220

	10年超 20年以内
有価 証券	956,478
譲渡性 預金	—
その他 有価 証券	956,478

X. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子法人

種 類	会社等 の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係
子法人	㈱FJCC 衣良品 サービス	所有 直接100%	業務受託 役員の兼任

(注3) 満期がある有価証券等の決算日
後の償還予定額

(単位：千円)			
	1年以内	1年超 7年以内	7年超 10年以内
有価 証券	107,621,956	85,519,473	13,970,347
譲渡性 預金	97,105,500	—	—
その他 有価 証券	10,516,456	85,519,473	13,970,347

	10年超 20年以内
有価 証券	2,872,971
譲渡性 預金	—
その他 有価 証券	2,872,971

X. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子法人

種 類	会社等 の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係
子法人	㈱FJCC 衣良品 サービス	所有 直接100%	業務受託 役員の兼任

(単位：千円)				(単位：千円)				(単位：千円)				(単位：千円)				(単位：千円)			
取引の内容	取引金額	科目	期末残高	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
業務の受託	720	未収入金	66	業務の受託	720	未収入金	66	業務の受託	720	未収入金	66	業務の受託	720	未収入金	66	業務の受託	720	未収入金	66
事務所の賃貸	1,320	前受金	121	事務所の賃貸	1,320	前受金	121	事務所の賃貸	110										
(注1) 業務の受託および事務所の賃貸に係る価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。 (注2) 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。				(注1) 業務の受託および事務所の賃貸に係る価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。 (注2) 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。				(注1) 業務の受託および事務所の賃貸に係る価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。 (注2) 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。				(注1) 業務の受託に係る価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。 (注2) 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。				(注1) 業務の受託に係る価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。 (注2) 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。			
XII. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。				XI. 重要な後発事象に関する注記 同左				XII. 重要な後発事象に関する注記 同左				XI. 重要な後発事象に関する注記 同左				XI. 重要な後発事象に関する注記 同左			
XIII. 研究開発費に関する注記 事業経費に含まれる研究開発費 24,750千円																			

5. 連結貸借対照表

(金額：百万円，率：％)

科 目	2020 年度末	2021 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2024 年度末	増減	前年度比
〔資産の部〕							
1 現金及び預金	769,744	773,008	686,122	866,107	879,829	13,722	101.6
2 有価証券	161,418	182,378	183,367	182,410	209,984	27,573	115.1
3 貸付金	29	27	22	22	18	△ 3	83.0
4 再共済勘定	6	1	3	1	0	△ 1	32.7
5 業務委託勘定	3,714	3,811	3,770	3,785	3,683	△ 101	97.3
6 その他共済資産	213	452	780	1,452	1,790	337	123.2
7 その他事業資産	163	154	149	168	172	3	102.1
8 前払費用	99	99	151	173	204	31	118.0
9 未収収益	120	123	122	130	344	214	265.1
10 その他資産	1,449	1,793	1,957	1,949	1,828	△ 121	93.8
11 業務用固定資産	4,858	4,648	2,991	2,795	2,908	113	104.0
12 関係団体等出資金	6	6	2	2	2	—	100.0
13 退職給付に係る資産	94	124	82	111	93	△ 17	84.1
14 繰延税金資産	56,325	60,236	57,410	60,281	66,324	6,043	110.0
15 貸倒引当金	△ 271	△ 313	△ 338	△ 392	△ 354	38	—
資産合計	997,973	1,026,552	936,595	1,118,999	1,166,831	47,832	104.3
〔負債の部〕							
1 共済契約準備金	594,900	593,526	495,258	600,946	617,716	16,770	102.8
2 再共済勘定	862	863	937	1,214	1,527	312	125.7
3 業務委託勘定	109	27	27	21	21	0	103.3
4 その他事業負債	27	21	35	35	37	1	105.1
5 借入金	—	—	—	48,103	48,103	—	100.0
6 未払費用	1,702	1,733	818	1,928	1,916	△ 12	99.3
7 その他負債	9,365	10,643	1,316	9,867	12,695	2,828	128.7
8 引当金	193	205	211	217	220	2	101.4
9 退職給付に係る負債	557	586	573	619	678	59	109.6
10 価格変動準備金	144	194	244	293	360	66	122.8
負債合計	607,865	607,801	499,423	663,246	683,276	20,029	103.0
〔純資産の部〕							
1 会員資本	390,090	419,093	438,119	456,808	486,206	29,398	106.4
(1) 出資金	246,612	260,136	271,363	275,230	282,929	7,699	102.8
(2) 剰余金	143,477	158,956	166,755	181,577	203,276	21,698	112.0
① 利益剰余金	143,477	158,956	166,755	181,577	203,276	21,698	112.0
2 評価・換算差額等	17	△ 342	△ 947	△ 1,055	△ 2,651	△ 1,596	—
(1) その他有価証券評価差額金	17	△ 342	△ 947	△ 1,055	△ 2,651	△ 1,596	—
純資産合計	390,107	418,751	437,171	455,752	483,555	27,802	106.1
負債・純資産合計	997,973	1,026,552	936,595	1,118,999	1,166,831	47,832	104.3

6. 連結損益計算書

(金額：百万円，率：％)

科 目	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	増減	前年度比
I 経常収益	993,665	1,029,811	1,045,860	937,688	1,025,365	87,677	109.4
1 共済掛金等収入	651,936	658,130	663,767	662,485	657,070	△ 5,415	99.2
2 共済契約準備金戻入額	340,537	370,450	380,375	273,811	366,149	92,337	133.7
3 その他事業収入	259	277	307	304	312	7	102.6
4 資産運用収益	538	546	578	568	1,221	653	214.9
5 その他経常収益	393	407	832	517	611	93	118.2
II 経常費用	768,943	822,633	940,051	729,179	807,642	78,463	110.8
1 共済金等支払額	507,603	554,101	668,079	451,100	533,548	82,448	118.3
2 共済契約準備金繰入額	178,745	184,164	185,922	191,808	193,310	1,502	100.8
3 その他事業費用	201	214	241	223	233	10	104.9
4 資産運用費用	218	202	213	207	808	601	389.8
5 事業経費	81,846	83,530	84,699	85,406	79,272	△ 6,133	92.8
6 その他経常費用	328	419	896	433	468	34	108.0
III 経常剰余金	224,721	207,178	105,808	208,509	217,722	9,213	104.4
IV 特別利益	—	—	1,483	—	1	1	—
V 特別損失	43	614	54	48	74	25	152.4
VI 税金等調整前当期剰余金	224,678	206,563	107,238	208,460	217,649	9,189	104.4
VII 法人税等	8,581	9,779	19	8,589	11,519	2,929	134.1
VIII 法人税等調整額	△ 2,541	△ 3,773	3,057	△ 2,829	△ 5,396	△ 2,567	—
IX 割戻準備金繰入額	202,858	184,911	96,184	187,690	189,609	1,918	101.0
X 当期剰余金	15,780	15,645	7,977	15,008	21,917	6,908	146.0
XI 当期首繰越剰余金	3,436	3,288	3,562	3,357	3,346	△ 11	99.7
XII 当期末処分剰余金	19,217	18,934	11,539	18,366	25,264	6,897	137.6

※2021年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）を適用し、収益について総額での認識から純額での認識に変更し表示しています。
これに伴い、2020年度以前についても、当該会計基準を適用した後の値を表示しています。

7. 連結純資産変動計算書

(金額：百万円)

		会員資本			評価・換算差額等	純資産合計
		出資金	剰余金	会員資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2020年度末	当期首残高	232,399	127,855	360,254	△ 383	359,871
	当期変動額					
	会員出資金の増資	14,213		14,213		14,213
	剰余金の配当					
	出資配当		△ 158	△ 158		△ 158
	当期剰余金		15,780	15,780		15,780
	会員資本以外の項目の 当期変動額				400	400
	当期変動額合計	14,213	15,622	29,835	400	30,236
	当期末残高	246,612	143,477	390,090	17	390,107
2021年度末	当期首残高	246,612	143,477	390,090	17	390,107
	当期変動額					
	会員出資金の増資	13,524		13,524		13,524
	剰余金の配当					
	出資配当		△ 167	△ 167		△ 167
	当期剰余金		15,645	15,645		15,645
	会員資本以外の項目の 当期変動額				△ 359	△ 359
	当期変動額合計	13,524	15,478	29,002	△ 359	28,643
	当期末残高	260,136	158,956	419,093	△ 342	418,751
2022年度末	当期首残高	260,136	158,956	419,093	△ 342	418,751
	当期変動額					
	会員出資金の増資	11,226		11,226		11,226
	剰余金の配当					
	出資配当		△ 177	△ 177		△ 177
	当期剰余金		7,748	7,748		7,748
	土地圧縮積立金の取崩		229	229		229
	会員資本以外の項目の 当期変動額				△ 605	△ 605
	当期変動額合計	11,226	7,799	19,025	△ 605	18,420
	当期末残高	271,363	166,755	438,119	△ 947	437,171

(金額：百万円)

		会員資本			評価・換算差額等	純資産合計
		出資金	剰余金	会員資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2023 年度末	当期首残高	271,363	166,755	438,119	△ 947	437,171
	当期変動額					
	会員出資金の増資	3,867		3,867		3,867
	剰余金の配当					
	出資配当		△ 186	△ 186		△ 186
	当期剰余金		15,008	15,008		15,008
	会員資本以外の項目の 当期変動額				△ 107	△ 107
	当期変動額合計	3,867	14,822	18,689	△ 107	18,581
	当期末残高	275,230	181,577	456,808	△ 1,055	455,752
2024 年度末	当期首残高	275,230	181,577	456,808	△ 1,055	455,752
	当期変動額					
	会員出資金の増資	7,699		7,699		7,699
	剰余金の配当					
	出資配当		△ 218	△ 218		△ 218
	当期剰余金		21,917	21,917		21,917
	会員資本以外の項目の 当期変動額				△ 1,596	△ 1,596
	当期変動額合計	7,699	21,698	29,398	△ 1,596	27,802
	当期末残高	282,929	203,276	486,206	△ 2,651	483,555

8. 重要事象等について(子法人を含む)

当事業年度の末日において、経営に重要な影響を及ぼす事象など、該当する事項はありません。

9. 監査報告

(1) 独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 19 日

全国生活協同組合連合会
理事会 御中

有限責任監査法人
東京都新宿区

指定有限責任社員 公認会計士 大野公久
業 務 執 行 社 員

<決算関係書類等監査>

監査意見

当監査法人は、消費生活協同組合法第 31 条の 10 第 1 項の規定に基づき、全国生活協同組合連合会の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの剰余金処分案を除く決算関係書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「決算関係書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算関係書類等が、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算関係書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算関係書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の決算関係書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

決算関係書類等に対する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と決算関係書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

決算関係書類等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して決算関係書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算関係書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算関係書類等を作成するに当たり、理事者は、継続組合の前提に基づき決算関係書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

決算関係書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算関係書類等に関する不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算関係書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算関係書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 決算関係書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組合を前提として決算関係書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算関

係書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算関係書類等の注記事項が適切でない場合は、決算関係書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 決算関係書類等の表示及び注記事項が、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた決算関係書類等の表示、構成及び内容、並びに決算関係書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

< 剰余金処分案に対する意見 >

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、消費生活協同組合法第 31 条の 10 第 1 項の規定に基づき、全国生活協同組合連合会の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(2) 監査報告書

監 査 報 告 書

私たち監事は、2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度における理事の職務の執行に関して、監事会における協議の上、監事全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監事および監事会の監査の方法およびその内容

- (1) 各監事は、監事会において、監査の方針、職務の分担等を定め、常勤監事からその活動状況および活動結果の報告を受け、監事間で意見交換を行うほか、代表理事、専務理事、常務理事、常務執行役員、執行役員、会計監査人および共済計理人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監事は、監事監査規約および監事監査基準に基づき、代表理事、専務理事、常務理事、常務執行役員、執行役員、共済計理人、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 理事会、共済事業推進協議会議長会議、同代表者会議、経営会議その他重要な会議に出席し、代表理事、専務理事、常務理事、常務執行役員、執行役員およびその他職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、同社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている理事の職務執行が法令および定款に適合することを確保するために必要な態勢の整備に関する理事会決議の内容および当該決議に基づき整備されている態勢（内部統制システム）について、代表理事、専務理事および内部統制管理室部長等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、監視および検証しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（消費生活協同組合法施行規則第139条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書およびその附属明細書、決算関係書類（貸借対照表、損益計算書および剰余金処分案）およびその附属明細書ならびに連結決算関係書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書およびその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告書およびその附属明細書は、法令および定款に従い、当会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムについては、「共済事業向けの総合的な監督指針」等の改正（2024年4月1日施行）に伴い、統合的リスク管理（ERM）態勢の構築等に係る態勢強化が必要となっているなか、「内部統制システム基本方針」および「リスク管理基本方針」については同年9月27日の理事会決議により所要の対応が行われたものの、これら2つの基本方針に基づく規程類および態勢の整備については、理事会決議によるべき資産運用リスク管理方針および同規程の整備を含め、現時点において未だ実施されておりません。このため、当会の内部統制システムについては、その重要な構成要素としている統合的リスク管理に関して、前年度末に引き続き、相当とは認められない状況が継続しております。ただし、上記の理事会において了承された「統合的リスク管理の導入に向けたスケジュール」等において、2025年度上半期を目途として①統合的リスク管理方針・規程、②共済引受リスク管理方針・規程、③資産運用リスク管理方針・規程、④オペレーショナル・リスク等管理方針・規程等を整備した上、同年度中にも統合的リスク管理の運用を開始することとされており、現在、規程類および態勢の整備が鋭意進められています。監事としては、こうした取り組みについて、監督指針等の2025年4月の改正内容への対応を含め、引き続き監視・検証を行って参ります。

(2) 決算関係書類およびその附属明細書の監査結果

- ① 会計監査人である有限責任監査法人 昴の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- ② 剰余金処分案について、当会財産の状況その他の事情に照らし、特に指摘すべき事項は認められません。
- ③ 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、特に指摘すべき事項は認められません。

(3) 連結決算関係書類の監査結果

- ① 会計監査人である有限責任監査法人 昴の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

- ① 重要な後発事象はありません。

2025 年 5 月 30 日

全 国 生 活 協 同 組 合 連 合 会

常勤監事(員外) 清水 信広

監 事 木村 美隆

監 事 渡辺 一孝

監 事 榎 幸典

監 事 三浦 靖彦

10. リスク管理債権（貸付金）の状況

（金額：百万円，率：％）

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	増減	前年度比
破綻先債権	—	—	—	—	—	—	—
延滞債権	—	—	—	—	—	—	—
3ヵ月以上延滞債権	253	277	290	316	314	△ 1	99.5
貸付条件緩和債権	—	—	—	—	—	—	—
合 計	253	277	290	316	314	△ 1	99.5

※破綻先債権

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

※延滞債権

未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金です。

※3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金です。

※貸付条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

※貸付金償却はありません。

※表中の金額は、貸付金から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除しています。

※子会社において、上記に該当する債権はありません。

11. 債務者区分による債権の状況

（金額：百万円，率：％）

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	増減	前年度比
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	—	—	—	—	—	—	—
危険債権	—	—	—	—	—	—	—
要管理債権	253	277	290	316	314	△ 1	99.5
正常債権	126	85	73	68	59	△ 9	86.1
合 計	379	363	364	384	373	△ 11	97.1

※破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

※危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権です。

※要管理債権

3 ヶ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3 ヶ月以上遅延している貸付金(「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」を除く。)をいう。)および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金(「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」ならびに「3 ヶ月以上延滞貸付金」を除く。)をいう。)です。

※正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および要管理債権以外のものに区分される債権です。

※表中の対象債権は、貸付金、未収入金、未収利息です。

※表中の金額は、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除しています。

12. 有価証券の時価情報

(金額：百万円)

区 分		貸借対照表 計上額(時価額)	時価評価損益	内、評価益	内、評価損	取得原価
2020年度末	譲渡性預金	92,584	—	—	—	92,584
	国債	6,767	150	150	—	6,642
	地方債	25,215	12	74	△ 62	25,205
	財投機関債	1,984	△ 15	—	△ 15	2,000
	社債	34,866	△ 123	34	△ 157	35,008
	合 計	161,418	24	259	△ 235	161,440
2021年度末	譲渡性預金	102,107	—	—	—	102,107
	国債	6,703	90	90	—	6,642
	地方債	31,463	△ 238	32	△ 271	31,705
	財投機関債	3,936	△ 63	—	△ 63	4,000
	社債	38,168	△ 260	6	△ 267	38,465
	合 計	182,378	△ 472	129	△ 601	182,920
2022年度末	譲渡性預金	104,373	—	—	—	104,373
	国債	6,653	45	54	△ 9	6,642
	地方債	31,127	△ 574	4	△ 579	31,705
	財投機関債	3,870	△ 129	—	△ 129	4,000
	社債	37,342	△ 651	0	△ 651	38,051
	合 計	183,367	△ 1,309	60	△ 1,370	184,773
2023年度末	譲渡性預金	104,801	—	—	—	104,801
	国債	6,581	△ 21	18	△ 39	6,642
	地方債	31,028	△ 673	1	△ 675	31,705
	財投機関債	3,857	△ 142	—	△ 142	4,000
	社債	36,141	△ 621	—	△ 621	36,840
	合 計	182,410	△ 1,459	19	△ 1,478	183,989
2024年度末	譲渡性預金	97,105	—	—	—	97,105
	国債	6,484	△ 114	—	△ 114	6,642
	政府保証債	7,845	△ 115	—	△ 115	7,951
	地方債	51,189	△ 1,999	—	△ 1,999	53,177
	財投機関債	4,489	△ 288	—	△ 288	4,775
	社債	42,870	△ 1,184	—	△ 1,184	44,109
	合 計	209,984	△ 3,702	—	△ 3,702	213,761

会 員 生 協 一 覧

【共済（地域）生協】

会 員 名	理 事 長	郵便番号	所 在 地	電 話	共済代理店
北海道民共済生活協同組合	斎藤 昌大	064-0820	札幌市中央区大通西20丁目1-2	011-611-2456	○
青森県民共済生活協同組合	大瀬 良一	038-0003	青森市石江1丁目24番地	017-771-8880	○
岩手県民共済生活協同組合	加瀬谷勝彦	020-0025	盛岡市大沢川原2丁目6-26	019-625-1287	○
宮城県民共済生活協同組合	本田 陽二	981-3112	仙台市泉区八乙女2-3-1	022-374-4588	○
秋田県民共済生活協同組合	伊藤 宏正	010-0951	秋田市山王3-5-23	018-823-0131	○
山形県民共済生活協同組合	齊藤 繁也	990-0043	山形市本町2-4-3 本町ビル	023-628-8301	○
福島県民共済生活協同組合	伊東 正晃	960-8031	福島市栄町6-6 福島セントランドビル9F	024-522-3361	○
茨城県民共済生活協同組合	関 隆志	306-0013	古河市東本町1-5-8	0280-32-1911	○
栃木県民共済生活協同組合	田代 信二	321-0974	宇都宮市竹林町488-2	028-627-2030	○
群馬県民共済生活協同組合	宮川 清光	371-0846	前橋市元総社町76番1	027-251-6968	○
埼玉県民共済生活協同組合	利根 忠博	338-8601	さいたま市中央区上落合2-5-22	048-855-5221	○
千葉県民共済生活協同組合	市川 甫	273-8686	船橋市本町2-3-11	047-432-8500	○
東京都民共済生活協同組合	森本 正毅	170-6061	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・36F	03-3980-0271	○
全国共済神奈川県生活協同組合	吉野 弦太	231-0014	横浜市中区常盤町5-60	045-222-3070	○
山梨県民共済生活協同組合	横森 良照	400-0031	甲府市丸の内3-20-7 甲府フロントビル8F	055-213-0050	○
新潟県民共済生活協同組合	佐久間康英	950-0908	新潟市中央区幸西1-1-20	025-243-7730	○
富山県民共済生活協同組合	姥谷栄三郎	930-0856	富山市牛島新町5-5 インテックビル1F	076-403-6600	○
石川県民共済生活協同組合	織田 明彦	920-0901	金沢市彦三町2-1-10 真和ビル3F	076-263-5011	○
福井県民共済生活協同組合	牧野 敏孝	910-0858	福井市手寄1-20-1 手寄久我ビル3F	0776-31-5452	○
静岡県民共済生活協同組合	沖 努	420-0852	静岡市葵区紺屋町17番地の1 葵ｸﾞｰﾝ地下1F(総合受付/ﾗﾝﾃﾞﾞﾝﾊﾞｰｸ)	054-254-5581	○
県民共済愛知県生活協同組合	安武 克彦	460-0003	名古屋市中区錦3-6-29 サウスハウス4F	052-953-3211	○
岐阜県民共済生活協同組合	林 直美	500-8691	岐阜市茜部菱野2-82-1	058-276-0026	○
三重県民共済生活協同組合	小林 章治	514-0009	津市羽所町388 津 三交ビルディング2F	059-221-3355	○
長野県民共済生活協同組合	多羅沢和雄	380-0824	長野市南石堂町1282-11	026-228-6289	○
滋賀県民共済生活協同組合	三ツ石郁夫	524-0022	守山市守山3-24-11	077-583-0601	○
京都府民共済生活協同組合	分校 信雄	600-8103	京都市下京区五条通堺町東入る北側	075-361-0024	○
奈良県民共済生活協同組合	鎌倉 利光	630-8115	奈良市大宮町1-7-14	0742-30-0012	○
大阪府民共済生活協同組合	進藤 孝司	541-0058	大阪市中央区南久宝寺町4-1-2 御堂筋ダイビル15F	06-7730-8080	○
兵庫県民共済生活協同組合	鎌田 千代	651-2144	神戸市西区小山三丁目2番1号	078-925-9230	○
和歌山県民共済生活協同組合	小田 正	640-8343	和歌山市吉田386 和歌山ブラザビル101	073-427-8500	○
鳥取県民共済生活協同組合	衣笠 克則	680-0835	鳥取市東品治町102番地 鳥取駅前ビル3F	0857-33-0333	○
島根県民共済生活協同組合	川村 芳弘	690-0003	松江市朝日町463-7	0852-27-3171	○
岡山県民共済生活協同組合	山崎 修	700-0816	岡山市北区富田町2-10-5	086-235-3420	○
広島県民共済生活協同組合	小島 慎	732-0051	広島市東区光が丘14-10	082-263-6888	○
山口県民共済生活協同組合	三浦 靖彦	745-8691	周南市桜馬場通1-16	0834-21-8405	○
香川県民共済生活協同組合	遠藤 嘉重	760-0006	高松市亀岡町2番17号 村川亀岡ビル	087-862-3373	○
徳島県民共済生活協同組合	田村 耕一	770-0832	徳島市寺島本町東3-12-6 徳島駅前濱口ビル2F	088-624-1002	○
愛媛県民共済生活協同組合	鶴見 武道	790-0011	松山市千舟町4-5-2 平成ビル2F	089-903-8090	○
高知県民共済生活協同組合	松浦 高知	780-0870	高知市本町2-2-29 畑山ビル5F	088-821-2020	○
福岡県民共済生活協同組合	石丸 一宏	812-8680	福岡市博多区綱場町4-5	092-261-5551	○
佐賀県民共済生活協同組合	江打 正敏	840-0816	佐賀市駅南本町5-1 日進佐賀ビル2F	0952-43-3131	○
長崎県民共済生活協同組合	山田 康明	852-8114	長崎市橋口町17-19	095-842-8177	○
熊本県民共済生活協同組合	後藤 一昭	860-0035	熊本市中央区呉服町2丁目7番地	096-211-2215	○
大分県民共済生活協同組合	柴田 雅章	870-0021	大分市府内町3-4-20 大分恒和ビル	097-537-3646	○
宮崎県民共済生活協同組合	渡辺 一孝	880-0877	宮崎市宮脇町127番地1	0985-27-8768	○
鹿児島県民共済生活協同組合	児玉 明	890-0064	鹿児島市鴨池新町21-3	099-214-5666	○
沖縄県民共済生活協同組合	仲地 博	900-0015	那覇市久茂地2-8-1 JEC那覇ビル7F	098-901-4333	○

【その他の地域生協】

会 員 名	代表理事	郵便番号	所 在 地	電 話	共済代理店
埼玉県勤労者生活協同組合	柳川 聡一	332-0012	川口市本町4-2-3	048-251-3089	—

【職域生協】

会 員 名	理 事 長	郵便番号	所 在 地	電 話	共済代理店
日本ビストンリング生活協同組合	石井 詳二	338-8503	さいたま市中央区本町東5-12-10	048-857-5627	—
東電生活協同組合	坂田 幸治	105-8550	港区浜松町1-21-2 礎会館3F	03-3459-8511	—
JAL生活協同組合	岡 敏樹	144-0041	大田区羽田空港3-6-8 日本航空第1テクニカルセンター8F	03-5756-3918	○

都道府県民共済グループの現況（2024. 4. 1～2025. 3. 31）

2025年8月26日 発行 / 編集・発行 全国生活協同組合連合会

全国47都道府県で共済事業を実施

都道府県民共済

県民共済 都民共済 府民共済 道民共済 神奈川県では 全国共済



北海道民共済生活協同組合
青森県民共済生活協同組合
岩手県民共済生活協同組合
宮城県民共済生活協同組合
秋田県民共済生活協同組合
山形県民共済生活協同組合
福島県民共済生活協同組合
茨城県民共済生活協同組合
栃木県民共済生活協同組合
群馬県民共済生活協同組合
埼玉県民共済生活協同組合
千葉県民共済生活協同組合
東京都民共済生活協同組合
全国共済神奈川県生活協同組合
山梨県民共済生活協同組合
新潟県民共済生活協同組合

富山県民共済生活協同組合
石川県民共済生活協同組合
福井県民共済生活協同組合
静岡県民共済生活協同組合
県民共済愛知県生活協同組合
岐阜県民共済生活協同組合
三重県民共済生活協同組合
長野県民共済生活協同組合
滋賀県民共済生活協同組合
京都府民共済生活協同組合
奈良県民共済生活協同組合
大阪府民共済生活協同組合
兵庫県民共済生活協同組合
和歌山県民共済生活協同組合
鳥取県民共済生活協同組合
島根県民共済生活協同組合

岡山県民共済生活協同組合
広島県民共済生活協同組合
山口県民共済生活協同組合
香川県民共済生活協同組合
徳島県民共済生活協同組合
愛媛県民共済生活協同組合
高知県民共済生活協同組合
福岡県民共済生活協同組合
佐賀県民共済生活協同組合
長崎県民共済生活協同組合
熊本県民共済生活協同組合
大分県民共済生活協同組合
宮崎県民共済生活協同組合
鹿児島県民共済生活協同組合
沖縄県民共済生活協同組合

